

令和2年度パッケージ

包括的権限移譲パッケージ (一覧及び個表)

平成24年1月23日策定
平成24年4月 1日改定
平成25年4月 1日改定
平成26年6月16日改定
平成27年4月24日改定
平成28年4月 1日改定
平成29年4月 1日改定
平成30年4月 1日改定
平成31年4月 1日改定
令和2年4月 1日改定

見直し内容(令和2年度版)

●時点修正について

- ・様式中段の「県内件数」を平成29年度実績から平成30年度実績に時点修正しました。
- ・県の令和2年組織改正に対応し、県担当部局及び県担当課を時点修正しました。

●施策について

- ・2ページ目包括的権限移譲パッケージ一覧の施策を第三次行動計画のものに修正しました。

●21浄化槽法関係

- ・浄化槽法改正に伴い、追加された事務を追加しました。

※ 「5 難病の患者に対する医療等に関する法律パッケージ」及び「24 児童福祉法（小児慢性特定疾病医療にかかる書類の経由等）パッケージ」については、平成26年度に大幅な法改正がなされ、平成29年末に経過措置が終了しましたが、今後は制度の見直しについて検討がなされること、マイナンバーの情報連携についてもすべてが本格運用には至っていないことから、当面の間は移譲を見合わせることにします。

包括的権限移譲パッケージ一覧

1 防災・減災対策を進める体制づくり(施策番号112)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
1	ガス事業法	ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	町		防災対策部	6
2	電気用品安全法	電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	町		防災対策部	8
3	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	町		防災対策部	10

2 介護の基盤整備と人材の育成・確保(施策番号122)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
4	介護保険法	地域密着型特別養護老人ホーム併設短期入所生活介護事業所の指定及び指導監査	市町 (広域連合)	○	医療保健部	12

3 健康づくりの推進(施策番号124)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
5	難病の患者に対する医療等に関する法律	特定医療費(指定難病)受給者証交付申請書の受付、受給者証交付事務	市町		医療保健部	14

4 地域福祉の推進(施策番号131)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
6	社会福祉法	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等	町		子ども・福祉部	16
7	生活保護法	生活保護の申請受付、開始、訪問調査等にかかる事務	福祉事務所設置町		子ども・福祉部	18
8	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	中国残留邦人等に対する生活費等の支給にかかる事務	福祉事務所設置町		子ども・福祉部	22
9	戦傷病者戦没者遺族等援護法	戦傷病者戦没者遺族等から国債の特別買い上げをする場合に該当事項の証明にかかる事務	福祉事務所設置町		子ども・福祉部	24
10	戦傷病者特別援護法	戦傷病者の補装具の支給及び修理の決定にかかる事務	福祉事務所設置町		子ども・福祉部	26

5 消費生活の安全の確保(施策番号143)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
11	家庭用品品質表示法	家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査等	町		環境生活部	28
12	消費生活用製品安全法	特定製品の販売事業者等からの報告徴収、立入検査、提出命令	町		環境生活部	30

6 食の安全・安心の確保(施策番号145)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
13	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等	町		医療保健部	32

7 生活環境保全の確保(施策番号154)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
14	水道法	専用水道の布設工事の設計確認、報告徴収、立入検査等の事務	町		環境生活部	34
15	水道法	簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査	町		環境生活部	36
16	騒音規制法	騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視	町		環境生活部	38
17	悪臭防止法	悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定	町		環境生活部	40
18	振動規制法	振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定	町		環境生活部	42
19	環境基本法	騒音に係る環境基準の地域類型の指定(航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除く)	町		環境生活部	44
20	三重県小規模水道条例	三重県小規模水道にかかる布設工事の設計確認、報告徴収、立入検査等の事務	市町		環境生活部	46
21	浄化槽法	浄化槽の設置等の届出受理、指導、命令等	市町		環境生活部	48

8 人権が尊重される社会づくり(施策番号211)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
22	社会福祉法	第二種社会福祉事業の届出受理等（隣保事業）	町		環境生活部	50

9 国際展開の推進(施策番号333)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
23	旅券法	旅券の発給に関する申請の受理、旅券の交付、還付	市町		環境生活部	52

10 子育て支援と幼児教育・保育の充実(施策番号233)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
24	児童福祉法	小児慢性特定疾病医療受給者証交付申請書の受付、受給者証交付事務	市町		医療保健部	54
25	児童福祉法	一時預かり事業・病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務	市町		子ども・福祉部	56
26	児童福祉法	認可外保育施設の届出提出先、立入調査等の事務	市町		子ども・福祉部	58
27	児童福祉法	助産、母子保護に関する相談、入所決定等にかかる事務	福祉事務所設置町		子ども・福祉部	60
28	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子自立支援員にかかる事務	福祉事務所設置町		子ども・福祉部	62
29	児童扶養手当法	児童扶養手当の支給にかかる事務	福祉事務所設置町		子ども・福祉部	64
30	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給にかかる事務	福祉事務所設置町		子ども・福祉部	66

11 農業の振興(施策番号312)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
31	農地法	農地転用許可、監督処分等	市町(指定市町村)	○	農林水産部	68

12 安全で快適な住まいまちづくり(施策番号353)

番号	法令名	事務の概要	移譲対象	重点	県担当部局	ページ
32	土地区画整理法	土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	町		県土整備部	70
33	都市計画法	都市計画施設区域及び市街地と開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等	町		県土整備部	72
34	公有地の拡大の推進に関する法律	土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出受理、協議を行う団体の決定等	町		県土整備部	74
35	マンションの建替え等の円滑化等に関する法律	マンション建替組合及びマンション敷地売却組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等	町		県土整備部	76
36	都市計画法	開発許可にかかる事務	市町	○	県土整備部	79
37	景観法	景観行政事務の処理	市町(景観行政団体)	○	県土整備部	81
38	屋外広告物条例	屋外広告物の表示にかかる許可事務等	市町	○	県土整備部	83

※()内の数字は、みえ県民カビジョンの施策番号です。

令和2年度重点移譲事務一覧

番号・名称	4	【重点移譲事務】介護保険法(地域密着型特養併設の短期入所生活介護事業所の指定及び指導監査)パッケージ			
事務内容	(概要) 地域密着型特別養護老人ホーム併設短期入所生活介護事業所の指定及び指導監査				
	(内容) 介護保険法、基準条例に基づき、地域密着型特別養護老人ホームに併設し、当該併設施設と一体的に運営される短期入所生活介護事業所にかかる事業者の指定、変更届出書の受理等を行う。また、当該事業所に対しての指導監査を行う。				
法定移譲先	—	条例による移譲対象	市町	条例による移譲実績	2市2町
移譲の条件	特になし				
移譲の効果(メリット)	地域密着型特養に併設の短期入所生活介護事業所の指定・指導権限を市町が行うことにより、実態として一体的に運営している施設全体に対して一元的に指導等を行うことが可能となり、行政事務の効率化が図られるとともに、また、事業者においても申請等の窓口が一本化されることにより、利便性向上が図られる。				

番号・名称	31	【重点移譲事務】農地法(農地転用の許可等)パッケージ			
事務内容	(概要) 農地転用許可、監督処分等に関して都道府県と同等の権限を行使する				
	(内容) 農地法に基づく指定市町村の指定を受け、農地転用許可、農地等への立入、違反転用に対する処分を行う。				
法定移譲先	10市9町 (指定市町村)	条例による移譲対象	市町※	条例による移譲実績	1市
移譲の条件	国に指定市町村の申請を行い、指定を受ける必要がある。 ※三重県事務処理特例条例による権限移譲実績がありますが、平成29年度からは、原則、三重県事務処理特例条例による権限移譲ではなく、指定市町村への移行を検討してください。				
移譲の効果(メリット)	地域の実情を最も把握し、地域住民に密接に関与している市町に対して農地に関する権限を移譲することで、市町が策定する農振法に基づく農業振興地域整備計画をより総合的に企画できるとともに、事務処理に要する期間が短縮でき、住民サービスの向上につながる。				

番号・名称	36	【重点移譲事務】都市計画法(開発許可)パッケージ			
事務内容	(概要) 開発許可にかかる事務				
	(内容) 開発申請があった場合に、都市計画法や各種条例に基づき、その立地要件や技術的な審査を行い、開発の許認可業務を行う。				
法定移譲先	施行時特例市	条例による移譲対象	市町	条例による移譲実績	4市
移譲の条件	特になし				
移譲の効果(メリット)	権限移譲を受けた市・町は都市計画法に規定する条例制定権(第34条第1項第11号等)を得ることとなり、地域(市・町)の土地利用に関するマスタープラン・人口動向等の実情に合わせ、柔軟かつきめ細かな開発事務の遂行ができる。				

番号・名称	37 【重点移譲事務】景観法(景観行政団体)パッケージ				
事務内容	(概要) 景観行政事務の処理				
	(内容) 良好な景観の形成を促進するため、景観法に基づく景観計画の策定に関する事務のほか、景観計画に定める景観行政の推進に関する事務、その他景観計画に定める行為に関する届出(通知)の受理・審査事務を行う。				
法定移譲先 ※R2.5.1予定	10市 (景観行政団体)	条例による移譲対象	—	条例による移譲実績	—
移譲の条件	特になし				
移譲の効果 (メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観行政は、地域の特性を把握し、最も住民に近い基礎自治体である市町が中心的な役割を担うことが望ましい。 ・市町は県よりも行政区域が小さいため、地域の実情に即した規制誘導方策や景観に配慮した整備方策の策定、普及啓発など、きめ細かな対応が可能である。 ・届出書の審査機関が市町になると、行為を行おうとする場所と申請窓口が同一市町となり、審査に要する時間が短縮され、届出者の申請や相談にかかる利便性が向上する。 ・市町の都市計画、観光振興などと一体的に景観行政を推進し、総合的な魅力あるまちづくりを行うことにより、市町のイメージアップ、住民の地域への誇りや愛着などの意識の高揚が図られ、交流人口の増加につながることを期待できる。 				

番号・名称	38 【重点移譲事務】屋外広告物条例(屋外広告物の許可事務等)パッケージ				
事務内容	(概要) 屋外広告物の表示等にかかる許可事務等				
	(内容) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置にかかる許可事務(許可手数料の徴収、三重県屋外広告物条例に定める基準への適合確認、建築基準法・道路法・自然公園法等との整合性の確認等)や違反屋外広告物の是正指導等の事務を行う。				
法定移譲先	—	条例による移譲対象	市町	条例による移譲実績	4市2町
移譲の条件	特になし				
移譲の効果 (メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は地域の景観を構成する重要な要素であるため、屋外広告物行政は、最も住民に近い基礎自治体である市町が中心的な役割を担い、景観行政と一体的に取り組むことが望ましい。 ・市町は県建設事務所よりも対象区域が小さいため、きめ細かな対応(パトロールや現地確認、是正指導)が可能となる。 ・許可申請の審査機関が市町になると、広告物の設置場所と申請窓口が同一市町となり、業者の申請や相談にかかる利便性が向上する。 				

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

町

番号・名称	1	ガス事業法(販売事業者への指導)パッケージ
-------	---	-----------------------

(1)基本情報

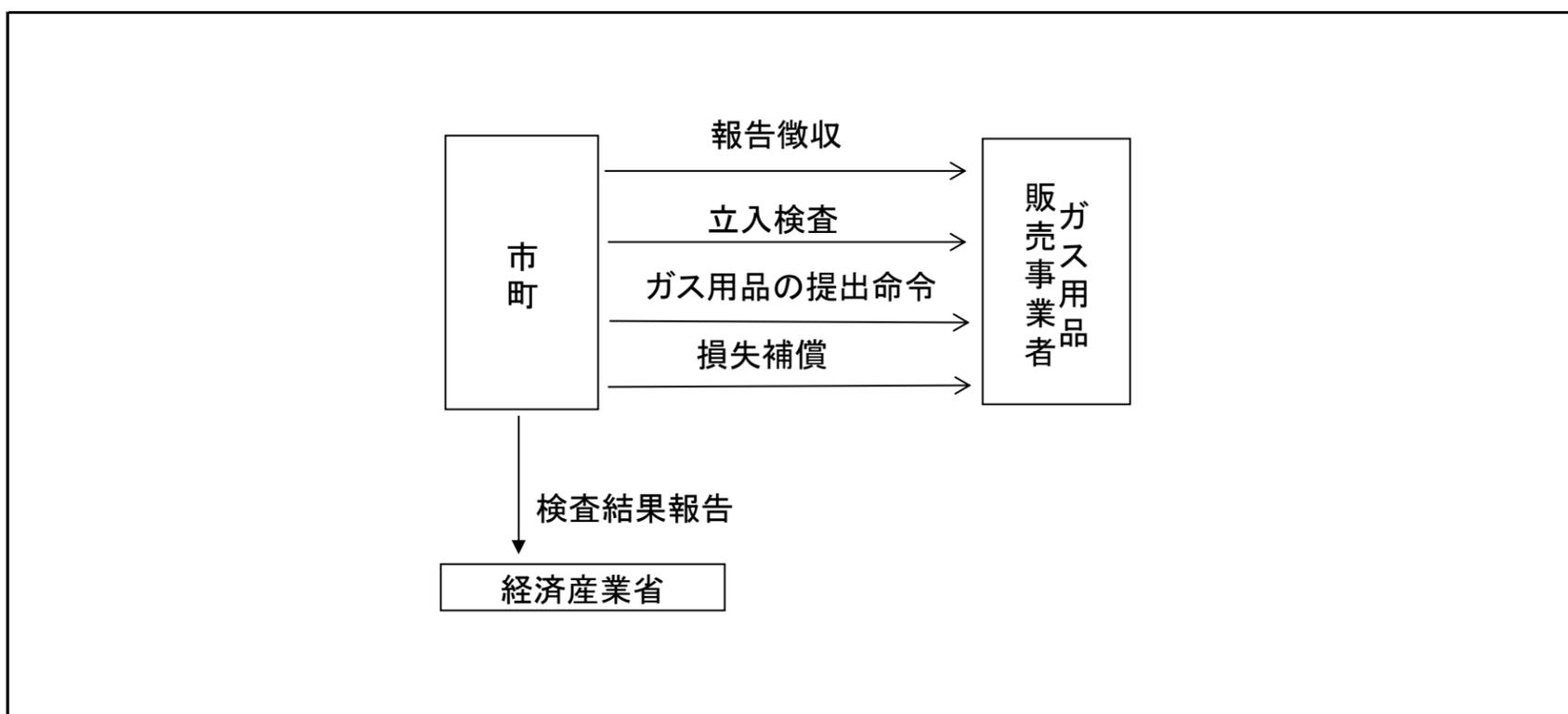
関係法令	ガス事業法	H24. 4. 1法定権限移譲		
事務内容	(概要) ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令			
	(内容) ガス事業法に基づき、ガス用品(都市ガス用の器具のうち、ガス瞬間湯沸器・ガスストーブ等政令で定める4品目)に表示が義務づけられている基準適合証(PSTGマーク)の表示等について、ガス用品の販売事業者に対する報告徴収や、立入検査、ガス用品の提出及びそれらに関連する事務を行う。			
県担当課	県庁	防災対策部 消防・保安課	地域機関	—
	連絡先	059-224-2183		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	地元販売事業者の実情に精通している町が主体的に事務を行うことで、対象事業者に対する指導が迅速かつ的確に行われ、地域住民のさらなる安全の確保につながる。また、町へ権限移譲されることにより、すでに法定移譲事務とされている市と地域での連携が可能となる。			

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
ガス事業法	第46条第1項	ガス用品の販売事業者からの報告徴収を行う		
	第47条第1項	ガス用品の販売事業者への立入検査を行う	12	1
	第47条の2第1項	ガス用品の提出命令を行う。		
	第47条の2第2項	提出命令により生じた損失の補償を行う		

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>・立入検査については、随時実施している。</p> <p>・報告聴取、用品の提出命令とこの補償については、これまで県において実績はない。</p> <p>・市への移譲については、消防本部が実施するところがほとんどであり、消防業務は近隣の町と共同処理されている場合が多いため、町が移譲を受ける場合には、町独自で事務を処理するのか、移譲を受けた上で市と共同で事務を処理するのか整理が必要。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	町
------	---

番号・名称	2	電気用品安全法(販売事業者への指導)パッケージ
-------	---	-------------------------

(1)基本情報

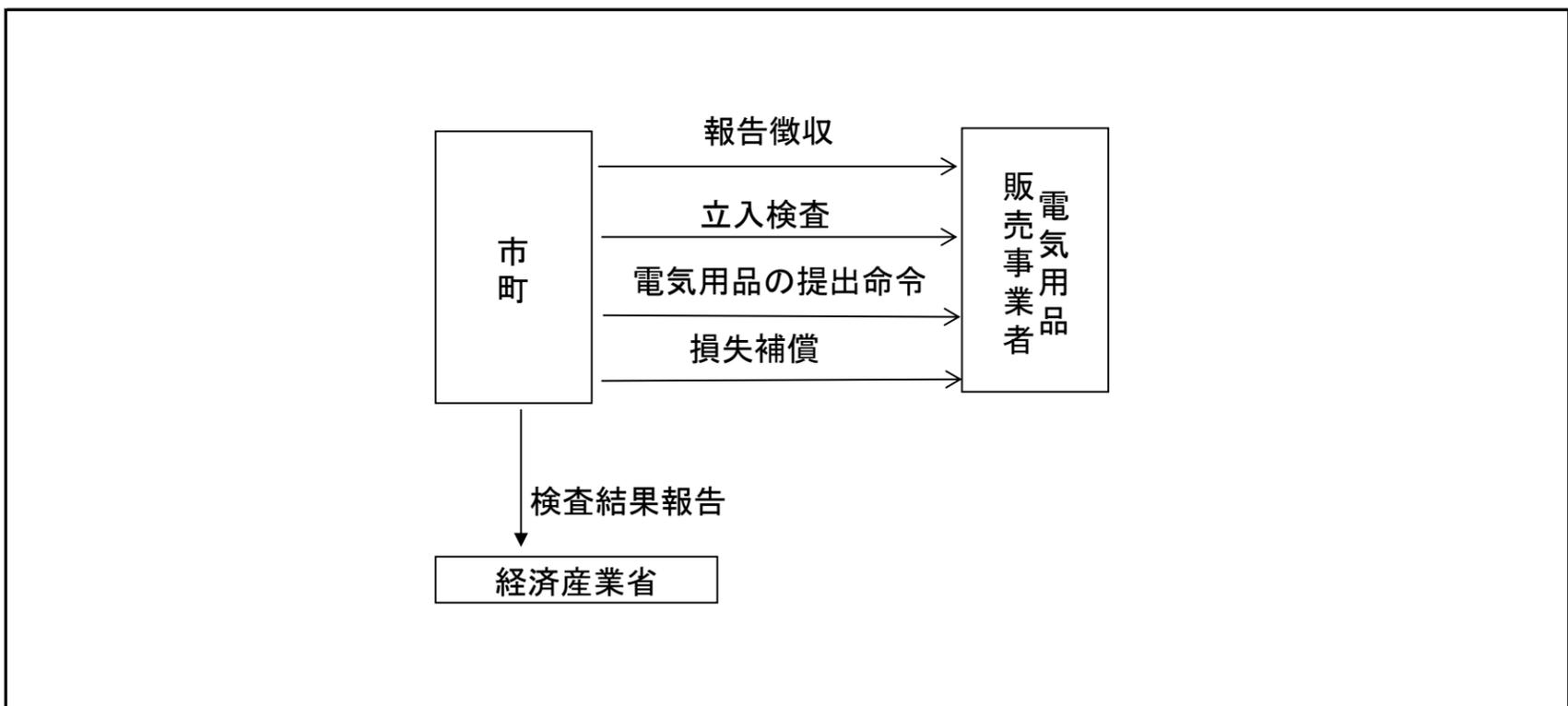
関係法令	電気用品安全法	H24. 4. 1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令			
	(内容) 電気用品安全法に基づき、電気用品(電気温水器、電熱器、電気こたつ、電気が ま等政令で定める約450品目)に表示が義務づけられている基準適合証(PSEマーク)の 表示等について、電気用品の販売事業者に対する報告徴収や、立入検査、電気用品の提出 及びそれらに関連する事務を行う。			
県担当課	県庁	防災対策部 消防・保安課	地域機関	-
		連絡先		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果 (メリット)	地元販売事業者の実情に精通している町が主体的に事務を行うことで、対象事業者に対 する指導が迅速かつ的確に行われ、地域住民のさらなる安全の確保につながる。また、町 へ権限移譲されることにより、すでに法定移譲事務とされている市と地域での連携が可能 となる。			

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県 内件数(件)	1件あたりの処 理時間(h)
電気用品安全 法	45条 第1項	電気用品の販売の事業(自ら製造し、又は輸入した 電気用品の販売の事業を除く。以下同じ。)を行う 者の業務に関する報告を徴収する。		
	46条 第1項	電気用品の販売の事業を行う者の事務所等に係る 立入検査又は質問を行う。	14	1
	46条の2 第1項	電気用品の提出の命令を行う。		
	46条の2 第2項	提出命令により事業者等に損失が生じた場合、こ の補償を行う。		

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	経済産業省平成21.04.20商第16号	内容 ・電気用品の販売事業を行う者に対する立入検査実施要領	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>・立入検査については、随時実施している。</p> <p>・報告聴取、用品の提出命令とこの補償については、これまで県において実績はない。</p> <p>・市への移譲については、消防本部が実施するところがほとんどであり、消防業務は近隣の町と共同処理されている場合が多いため、町が移譲を受ける場合には、町独自で事務を処理するのか、移譲を受けた上で市と共同で事務を処理するのか整理が必要。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

町

番号・名称	3	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(販売事業者への指導)パッケージ
-------	---	--

(1) 基本情報

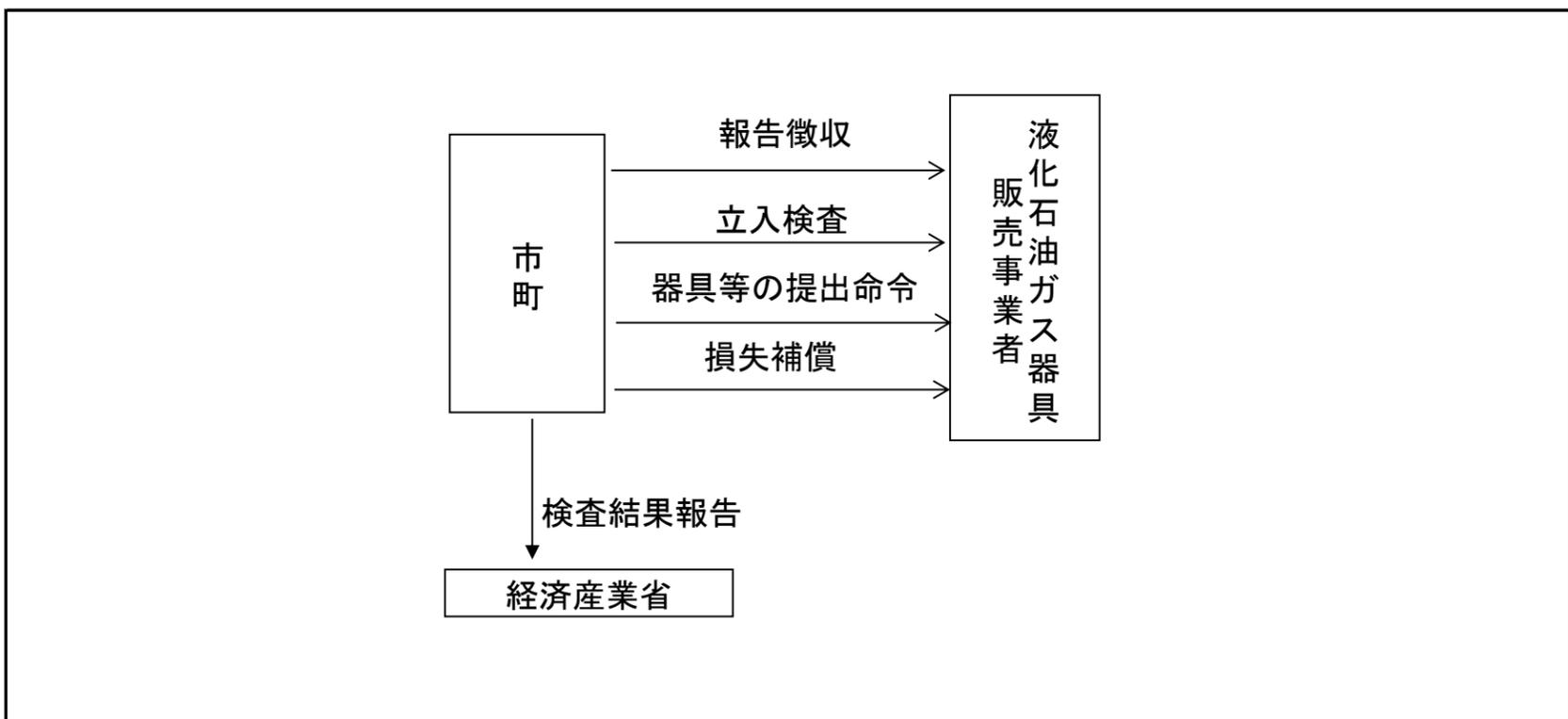
関係法令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律		H24. 4. 1法定権限移譲	
事務内容	(概要) 液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令			
	(内容) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化法に基づき、液化石油ガス用器具のうち、ふろがま、ストーブ等政令で定めものに表示が義務づけられている基準適合証(PSLPGマーク)の表示等について、液化石油ガス器具の販売事業者に対する報告徴収や、立入検査、液化石油ガス器具の提出及びそれらに関連する事務を行う。			
県担当課	県庁	防災対策部 消防・保安課	地域機関	—
		連絡先		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	地元販売事業者の実情に精通している町が主体的に事務を行うことで、対象事業者に対する指導が迅速かつ的確に行われ、地域住民のさらなる安全の確保につながる。また、町への権限移譲が行われることで、すでに法定移譲事務とされている市と地域での連携が可能となる。			

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第82条第1項	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者から業務等の状況に関する報告を徴収する。		
	第83条第1項	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入り、検査又は質問を行う。	23	1
	第83条の2第1項	液化石油ガス器具等の提出命令を行う。		
	第83条の2第2項	提出命令により事業者等に損失が生じた場合、この補償を行う。		

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査については、随時実施している。 ・報告聴取、用品の提出命令とこの補償については、これまで県において実績はない。 ・市への移譲については、消防本部が実施するところがほとんどであり、消防業務は近隣の町と共同処理されている場合が多いため、町が移譲を受ける場合には、町独自で事務を処理するのか、移譲を受けた上で市と共同で事務を処理するのか整理が必要。 		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

市町（広域連合）

番号・名称	4	【重点移譲事務】介護保険法（地域密着型特養併設の短期入所生活介護事業所の指定及び指導監査）パッケージ
-------	---	--

(1) 基本情報

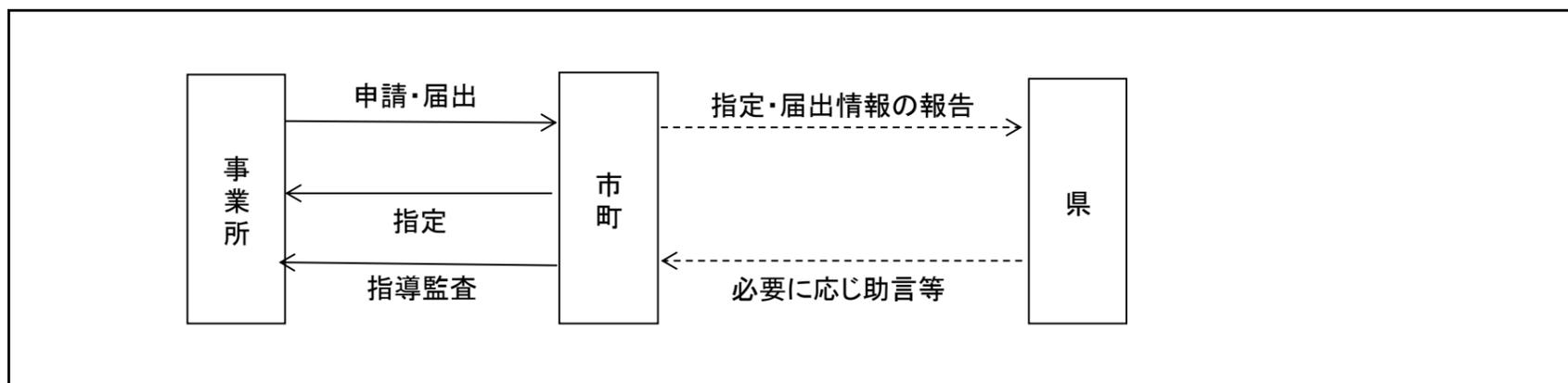
関係法令	介護保険法		
事務内容	<p>(概要) 地域密着型特別養護老人ホーム併設短期入所生活介護事業所の指定及び指導監査</p> <p>(内容) 介護保険法、基準条例に基づき、地域密着型特別養護老人ホームに併設し、当該併設施設と一体的に運営される短期入所生活介護事業所にかかる事業者の指定、変更届出書の受理等を行う。また、当該事業所に対しての指導監査を行う。</p>		
県担当課	県庁 医療保健部 長寿介護課 連絡先 059-224-2235	地域機関	各福祉事務所（北勢、多気度会、紀北、紀南） 各保健所（鈴鹿、津、松阪、伊賀）
法定移譲先	—	条例による移譲実績	2市2町
移譲の条件	特になし		
移譲の効果（メリット）	地域密着型特養に併設の短期入所生活介護事業所の指定・指導権限を市町が行うことにより、実態として一体的に運営している施設全体に対して一元的に指導等を行うことが可能となり、行政事務の効率化が図られるとともに、また、事業者においても申請等の窓口が一本化されることにより、利便性向上が図られる。		

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
介護保険法	第24条1項	事業者に対する報告、書類等の提示の命令又は質問(実地指導)	1	13.7
	第24条2項	被保険者等に対する報告の命令又は質問		
	第70条1項 第78条 第115条の2第1項 第115条の10	事業者の指定及びその公示	0	7.5
	第70条の2第1項	指定の更新	1	3
	第75条1項、2項 第78条 第115条の5第1項、2項 第115条の10	変更、再開、廃止、休止届出の受理及びその公示	35	0.17
	第76条1項 第115条の7第1項	事業者であった者等に対する報告若しくは帳簿書類の提出、提示命令、質問、立入検査等(監査)	0	13.7
	第76条の2第1項 第115条の8第1項	事業者に対する勧告	0	132.7
	第76条の2第2項 第115条の8第2項	勧告に従わなかった旨の公表	0	4
	第76条の2第3項、4項 第115条の8第3項、4項	事業者に対する措置命令及びその公示	0	161.9
	第77条1項 第78条 第115条の9第1項 第115条の10	事業者の指定の取り消し又は効力の停止及びその公示	0	161.9
	第78条 第115条の35第6項 第115条の10	事業者の指定の取り消し又は効力の停止及びその公示(情報公表関係)	0	15.5
指定居宅サービス等基準条例 指定介護予防サービス等基準条例	第139条2項 第154条2項 第120条2項 第136条2項	耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない認定	0	23.25
		介護給付費の算定に係る体制等に関する届出の受理	8	0.17

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 本体特養に対する業務と大差ないため)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 同上)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	・地域密着型の特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所に限る。		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	市町
------	----

番号・名称	5	難病の患者に対する医療等に関する法律(指定難病医療にかかる書類の経由等)パッケージ
-------	---	---

(1) 基本情報

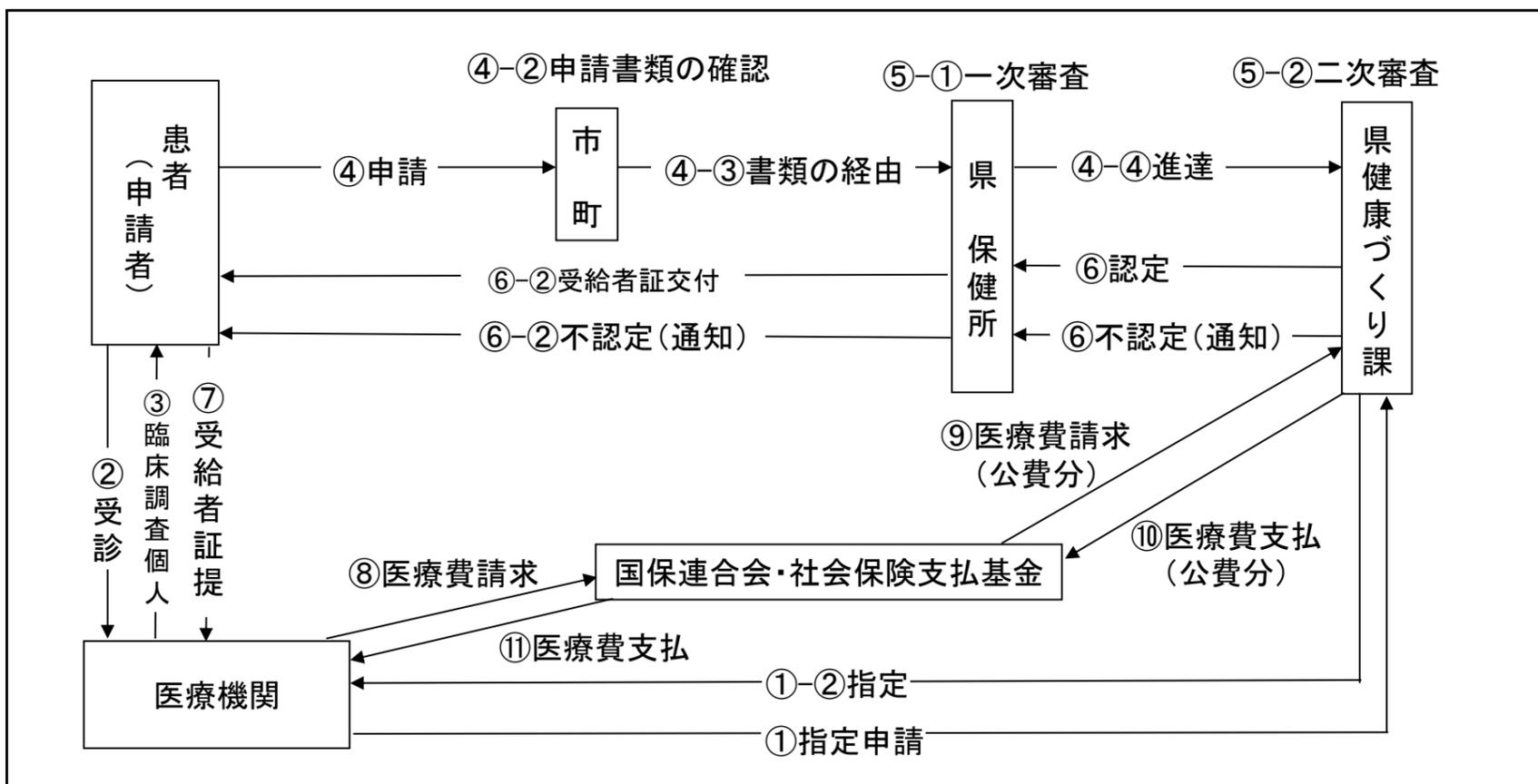
関係法令	難病の患者に対する医療等に関する法律		
事務内容	(概要) 特定医療費(指定難病)受給者証交付申請書の受付、受給者証交付事務		
	(内容) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく特定医療費の支給にかかる申請を受け付け、県に送付する。		
県担当課	県庁	医療保健部 健康推進課 連絡先 059-224-2334	地域機関 各保健所(県)
法定移譲先	—	条例による移譲実績	1市
移譲の条件	特になし		
移譲の効果(メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ・より住民に近い場所で申請できるため、申請者の利便性向上につながる。 ・受付窓口を分散することにより、受給者証継続申請時の混雑が緩和される。 		

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
難病の患者に対する医療等に関する法律	第6条、第7条、第10条	特定医療費の支給に係る事務のうち、書類の提出の受理及び知事への送付事務	12,937	0.3

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	○特定医療費の支給認定について(特定医療費支給認定実施要綱) ○特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて	内容 ○特定医療費の支給認定等について、適正かつ円滑な実施に関する事項
関連する国補助金要綱名	○平成27年度難病医療費等国庫負担金交付要綱	内容 ○国1/2 都道府県等1/2
関連する県補助金要綱名		内容
現在策定の県要綱・要領等	○三重県特定医療費支給認定実施要綱	内容 ○特定医療費の支給認定等について、適正かつ円滑な実施に関する事項
必要な専門資格名		内容
必要な施設・設備・備品	申請書受付に要するスペース(受付机、待合場所)	理由 受給者証継続申請時期(7~8月)に申請者が集中するため
関係機関・団体		理由
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等
事務処理上の課題・その他	<p>・当パッケージの移譲については、関連する「24児童福祉法(小児慢性特定疾病医療にかかる書類の経由等)パッケージ」を併せて移譲することが特に望ましい。</p> <p>・受付事務のみの場合でも、制度に関する知識や対象疾病に関する知識が必要となる。</p> <p>・移譲先市町を管轄している保健所との分担・連携について調整が必要</p> <p>※ 難病法(平成27年1月施行)では法施行後5年以内に制度の見直しが行われるとされており、遅くとも令和2年度には見直しを実施される予定である。その制度見直しにかかる議論の中で、国の方向性として「医療費助成の実施主体は、引き続き都道府県及び指定都市が事務を行うことが妥当である」とされたことから、当面の間は移譲を見合わせることにする。</p>	

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

町

番号・名称	6	社会福祉法(法人定款認可等)パッケージ
-------	---	---------------------

(1)基本情報

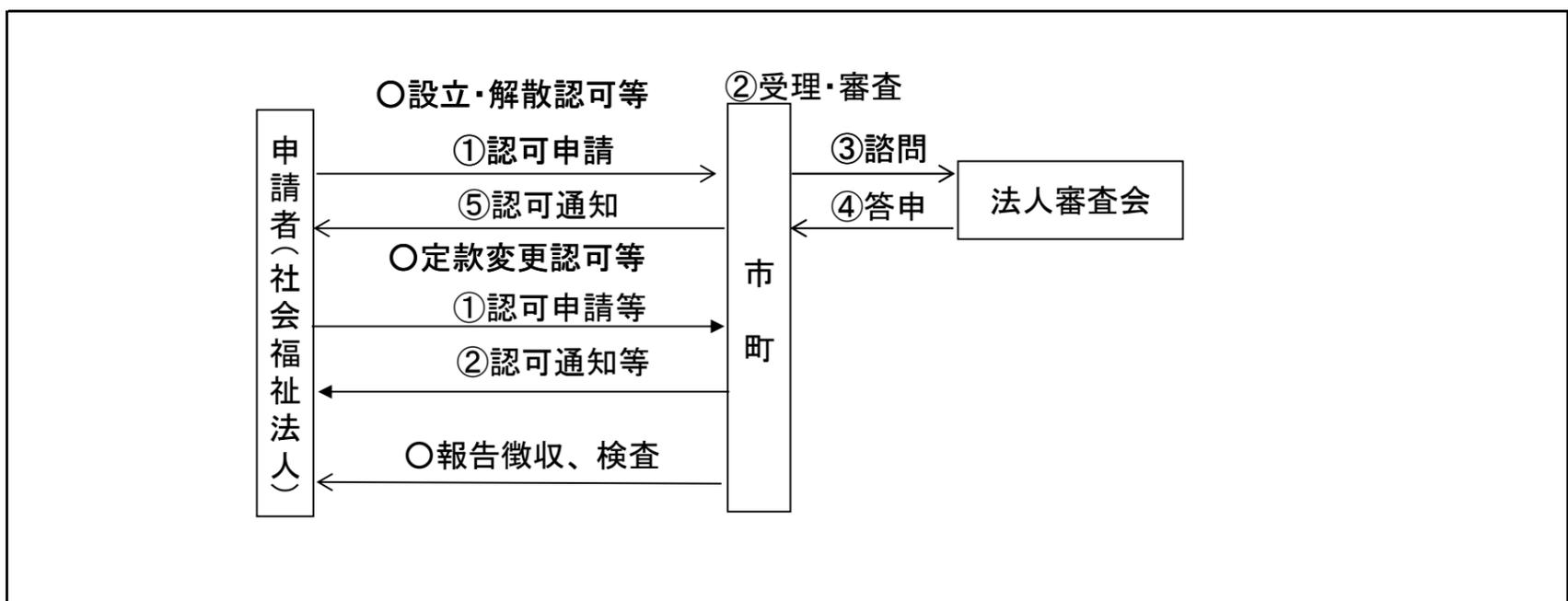
関係法令	社会福祉法	H25.4.1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等			
	(内容) 社会福祉法に基づき、社会福祉法人(地域福祉、高齢、障害、児童関係)にかかる定款変更の認可を行うとともに、社会福祉法人に対する法人の運営についての指導監査を行う。			
県担当課	県庁	子ども・福祉部 福祉監査課	地域機関	-
		連絡先 059-224-2258		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	業務が県から市町に移譲されることにより、市町の福祉施策等を推進するにあたって、法人の許認可等直接市が指導できることで、スムーズで適切な施策の推進を図ることが可能となる。			

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
社会福祉法	第32条	社会福祉法人の定款の認可	0	56.0
	第45条の36 第3項	社会福祉法人の定款変更の認可	38	20.0
	第55条の2 第9項	社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認	5	10.0
	第56条 第4項	社会福祉法人に対する勧告	0	60.0
	第56条 第5項	社会福祉法人の公表	0	60.0
	第56条 第6項	社会福祉法人に対する措置命令	0	60.0
	第56条 第7項	社会福祉法人に対する業務停止命令等	0	60.0
	第56条 第8項	社会福祉法人の解散命令	0	60.0
	第56条 第9項	指定職員への弁明の機会の付与	0	8.0
	第56条 第11項	聴取書及び報告書の受理	0	4.0

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	社会福祉法人の認可について	内容	社会福祉法人審査基準 社会福祉法人審査要領
関連する国補助金要綱名	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	内容	地域福祉増進事業(補助率1/2) ※社会福祉法人指導監督事業の実施に必要な経費(旅費)
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	三重県社会福祉法人等指導監査要綱及び指導監査実施要領	内容	監査計画・指導方針等
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由:	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:法人の認可や指導監査に関しては、国の示す審査基準及び審査要領等により行っており、受入研修を行う必要はない。)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:上記に同じ)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>○認可基準を統一するため、職員研修とともに情報共有が必要である。 ○法人の指導監査にあたって、監査方針や監査調書等について統一させることが必要である。 ○複数の市町にまたがって事業実施している法人の認可・監査にあたって、県と市町の間の手続きや情報共有のための調整を行う機関が必要である。 ○認可申請に至るまでの事前の相談業務が多い。 ○老人福祉法、児童福祉法、障害者総合支援法、生活保護法等担当課との調整が必要である。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

福祉事務所を設置する町

番号・名称	7	生活保護法(福祉事務所)パッケージ
-------	---	-------------------

(1) 基本情報

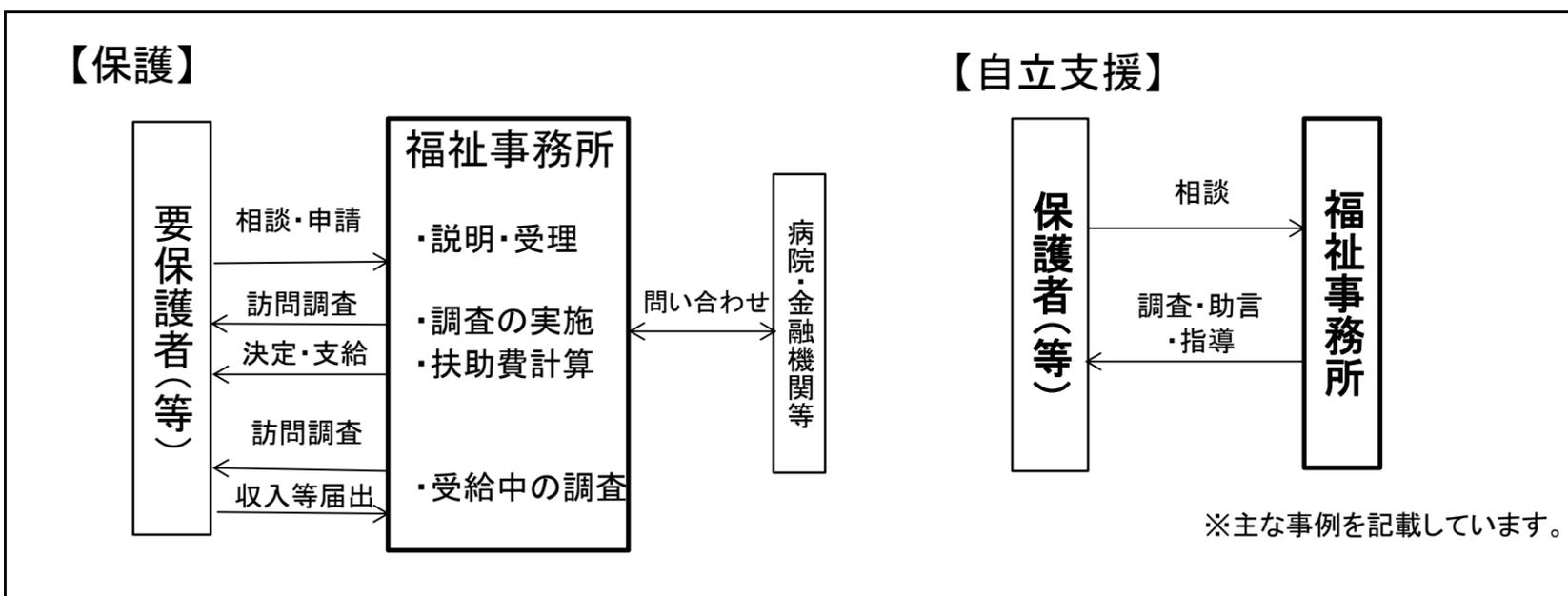
関係法令	生活保護法		
事務内容	(概要) 生活保護の申請受付、開始、訪問調査等にかかる事務		
	(内容) 生活保護法の規定に基づき、要保護者に対する生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助などの必要な保護を実施し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。		
県担当課	県庁	子ども・福祉部 地域福祉課	地域機関
		連絡先 059-224-2286	
法定移譲先	市、福祉事務所を設置する町	条例による移譲実績	—
移譲の条件	福祉事務所を設置する町		
移譲の効果(メリット)	老人福祉法等の福祉関連法を既に所管している町において、生活保護の実施を行うことで、町内の総合的な地域福祉施策の推進が期待できる。		

(2) パッケージの構成事務について

30	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
生活保護法	別添移譲事務一覧のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ○保護の決定・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護者からの事前相談 ・申請書の受理 ・審査(訪問、資産の状況、扶養義務者への扶養可否等) ・支給(要否)決定、通知 ※要支給の場合 ・保護費の支給 ・受給中の調査、収入等の届出の受理 等 ○自立支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の自立に向けた就労支援 等 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・保護の変更、停止、廃止 ・扶養義務者、不正受給者からの費用徴収 等 	908 <small>H30年度被保護世帯数</small>	39 <small>1世帯あたりの年間平均所要時間</small>

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名		内容	
関連する国補助金要綱名		内容	
関連する県補助金要綱名		内容	
現在策定の県要綱・要領等		内容	
必要な専門資格名	社会福祉主事任用資格	内容 福祉事務所に配置される社会福祉主事に任用されるための資格	
必要な施設・設備・備品			
関係機関・団体		理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> 無 (理由: 現在も訪問時の同行等を行っているため)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	<input checked="" type="radio"/> 有 無 (理由: 担当職員の知識・技能習得の支援のため)	必要な職種、期間等	社会福祉主事・1ヵ年(原則)
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく福祉事務所設置町村による事務であるため、事務にかかる経費は国からの地方財政措置がある。(県からの移譲交付金はない) ・当パッケージのみの移譲は不可(他の福祉事務所パッケージと同時移譲) 		

7 生活保護法パッケージ 移譲事務一覧

7 別添

事 務 の 内 容			
分類名称	条	項	内 容
生活保護法	19	1	要保護者の居住地又は現在地による保護の実施
	19	2	急迫した状況にある者の保護の実施
	19	3	入所又は委託前の居住地又は現在地による保護の実施
	19	4	保護の実施の委任
	19	5	保護の実施の委託
	24	1～6	保護の開始申請の受理及び保護要否、種類、程度及び方法の決定並びに申請者に対する書面による通知及び理由の付記
	24	7	保護変更申請にかかる30日以内に通知をしなかった場合のみなし却下
	24	8	保護開始決定時の扶養義務者への通知
	25	1	急迫した状況にある者の職権による保護の開始
	25	2	急迫した状況にある者の職権による保護の変更
	26		保護の停止及び廃止
	27		被保護者に対する必要な指導及び指示
	27 の2		被保護者からの相談対応及び必要な助言
	28	1	要保護者に対する報告の求め、立入調査及び検診命令
	28	2	要保護者の扶養義務者等に対して報告を求めること
	28	3	身分を示す帳票の携帯、かつ、請求があった場合の呈示
	28	5	要保護者に関する立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合又は検診命令に従わないときの、申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止
	29	1	要保護者又はその扶養義務者にかかる調査の囑託及び報告の請求
	30	1	居宅保護あるいは施設保護による生活扶助の実施
	30	3	家庭裁判所の許可を得て実施する入所等の措置
	31	1	金銭給付あるいは現物給付による生活扶助の実施
	31	2	生活扶助のための保護金品の前渡し
	31	3	居宅において生活扶助を行う場合の保護金品の交付
	31	4	施設において生活扶助を行う場合の保護金品の交付
	31	5	施設等において生活扶助を行う場合の保護金品の交付
	32		教育扶助の方法
	33		住宅扶助の方法
	34		医療扶助の方法
	34の 2		介護扶助の方法
	35		出産扶助の方法
	36		生業扶助の方法
	37		葬祭扶助の方法
	37の 2		保護の方法の特例
47	1	保護施設への委託との保護施設の受入義務	
48	4	保護施設の長からの届出の受理	
53	4	診療報酬の支払に関する事務の委託	
55の 4		就労自立給付金の支給	

生活保護法 (つづき)	55の5		進学準備給付金の支給	
	55の6		就労自立給付金及び進学準備給付金に係る報告の求め	
	55の7		被保護者就労支援事業の実施	
	61		被保護者からの生計状況等の変動の届出の受理	
	62	3	被保護者の義務違反による保護の変更、停止又は廃止	
	62	4	被保護者の義務違反による保護の変更、停止又は廃止の処分に対する被保護者の弁明の機会の供与	
	63		被保護者の返還する金額の決定	
	70	1	1イ	保護費の支弁
	70	1	1ロ	保護施設事務費の支弁
	70	1	1ハ	委託事務費の支弁
	70	1	2	急迫した状況にある者を保護したときの保護費、保護施設事務費及び委託事務費の支弁
	70	1	5	就労自立給付金及び進学準備給付金の支弁
	70	1	6	被保護者就労準備支援事業に要する費用の支弁
	70	1	7	保護の実施に必要な人件費の支弁
	70	1	8	保護の実施に必要な事務費の支弁
	72			保護費、保護施設事務費及び委託事務費の一時繰替支弁
	76	1		遺留金品の処分
	76の2			損害賠償請求権の取得
	77	1		被保護者の扶養義務者からの費用の徴収
	77	2		被保護者の扶養義務者からの費用徴収額の決定にかかる家庭裁判所への申立
	77の2			急迫の場合等において資力があつたにもかかわらず、保護を受けた者に対する法第63条に基づく返還金の徴収
	78			不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者からの費用の徴収
	78の2	1		保護金品を交付する際の保護金品の徴収
	78の2	2		就労自立給付金を支給する際の就労自立給付金の徴収
	80			保護金品の返還の免除
	81			後見人の選任の家庭裁判所への請求
	81の3			保護を廃止する際の生活困窮者自立支援法についての情報提供
	83			町福祉事務所の設置により保護の実施機関が変更した場合、変更前の実施機関の申請の受理又は決定を変更後の実施機関の受理又は決定とみなす経過規定
	84の4			事務の区分(地方自治法第2条第9項第1号に規定する第2号法定受託事務)
	生活保護法施行令	1		法第19条に規定する保護に関する事務の委託
		3		法第37条の2に規定する保護の方法の特例
		9		法第72条第1項に規定する一時繰替支弁する保護費及び保護施設事務費の額の算出
生活保護法施行規則	1		申請	
	2		扶養義務者に対する通知	
	3		報告の求め	
	17	2	県による医療費審査後の診療報酬の支払い	
	18	2	県による介護報酬審査後の介護報酬の支払い	
	18の4		就労自立給付金の支給にかかる書類の提出の求め	
	18の9		進学準備給付金の支給にかかる書類の提出の求め	
	19		被保護者の義務違反による保護の変更、停止又は廃止の権限(法第62条第3項)	
	22		遺留金品の処分(法第76条)	
その他			生活保護法による保護の基準(法第8条)	

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

福祉事務所を設置する町

番号・名称	8	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(福祉事務所)パッケージ
-------	---	---

(1) 基本情報

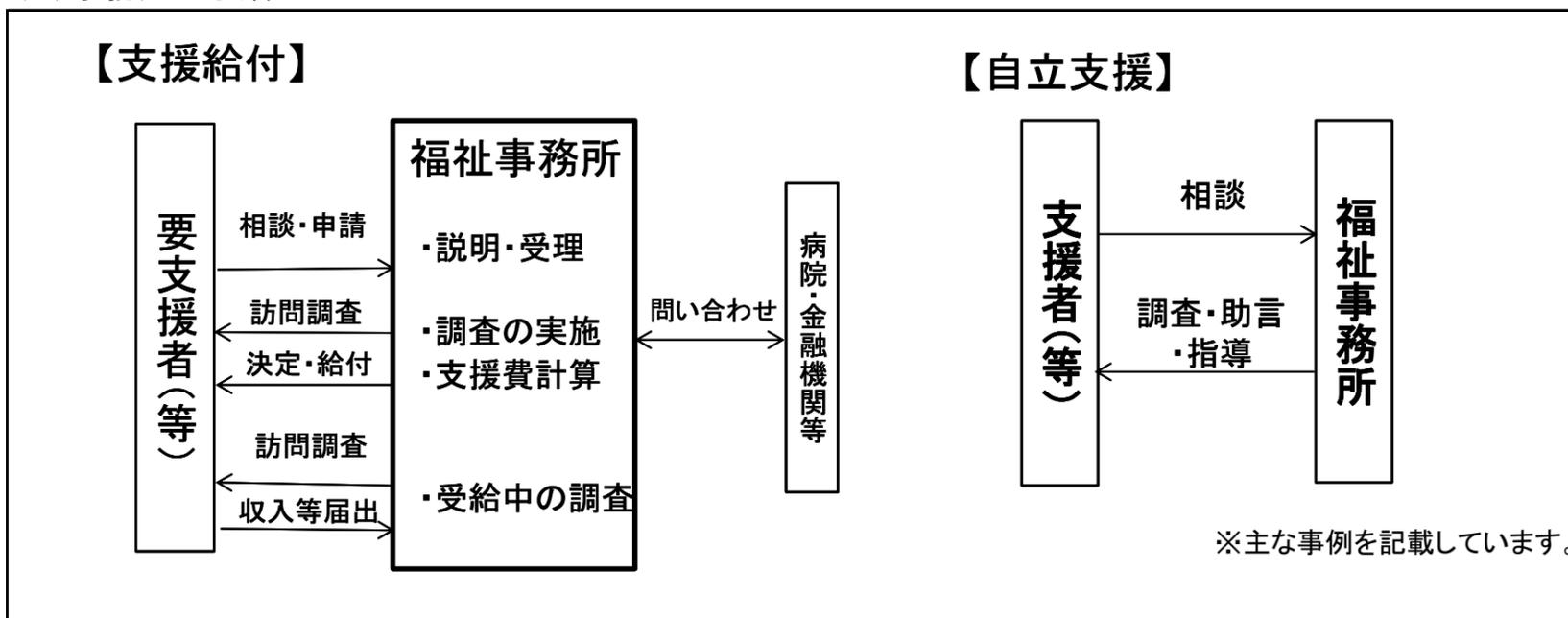
関係法令	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律		
事務内容	(概要) 中国残留邦人等に対する生活費等の支給にかかる事務		
	(内容) 一定の条件を満たした中国残留邦人等に対して、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により、生活保護法の規定を準用して、生活費等を給付する。		
県担当課	県庁	子ども・福祉部 地域福祉課 連絡先 059-224-2286	地域機関 北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所 紀北福祉事務所、紀南福祉事務所
法定移譲先	市、福祉事務所を設置する町	条例による移譲実績	—
移譲の条件	福祉事務所を設置する町		
移譲の効果(メリット)	老人福祉法等の福祉関連法を既に所管している町において、生活保護法の事務とともに支援給付事務を行うことで、町内の総合的な地域福祉施策の推進が期待できる。		

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条 第15条	<ul style="list-style-type: none"> ○支援給付の決定・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者からの事前相談 ・申請書の受理 ・審査(訪問、資産の状況、扶養義務者への扶養可否等) ・支援給付(要否)決定、通知 ※要支援給付の場合 ・支援給付 ・受給中の調査、収入等の届出の受理 等 ○自立支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・支援者の自立に向けた就労支援 等 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・支援給付の変更、停止、廃止 ・扶養義務者、不正受給者からの費用徴収 等 	2	39
			H30年度被支援世帯数	1世帯あたりの年間平均所要時間

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名		内容	
関連する国補助金要綱名		内容	
関連する県補助金要綱名		内容	
現在策定の県要綱・要領等		内容	
必要な専門資格名	社会福祉主事任用資格	内容 福祉事務所に配置される社会福祉主事に任用されるための資格	
必要な施設・設備・備品			
関係機関・団体		理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input type="radio"/> (理由: 現在も訪問時の同行等を行っているため)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	<input checked="" type="radio"/> 無 (理由: 担当職員の知識・技能習得の支援のため)	必要な職種、期間等	社会福祉主事・1ヵ年(原則)
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記、県職員の派遣は、生活保護法の事務と併せて派遣(最大1名) ・社会福祉法に基づく福祉事務所設置町村による事務であるため、事務にかかる経費は国からの地方財政措置がある。(県からの移譲交付金はない) ・当パッケージのみの移譲は不可(他の福祉事務所パッケージと同時移譲) 		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

福祉事務所を設置する町

番号・名称	9	戦傷病者戦没者遺族等援護法(福祉事務所)パッケージ
-------	---	---------------------------

(1) 基本情報

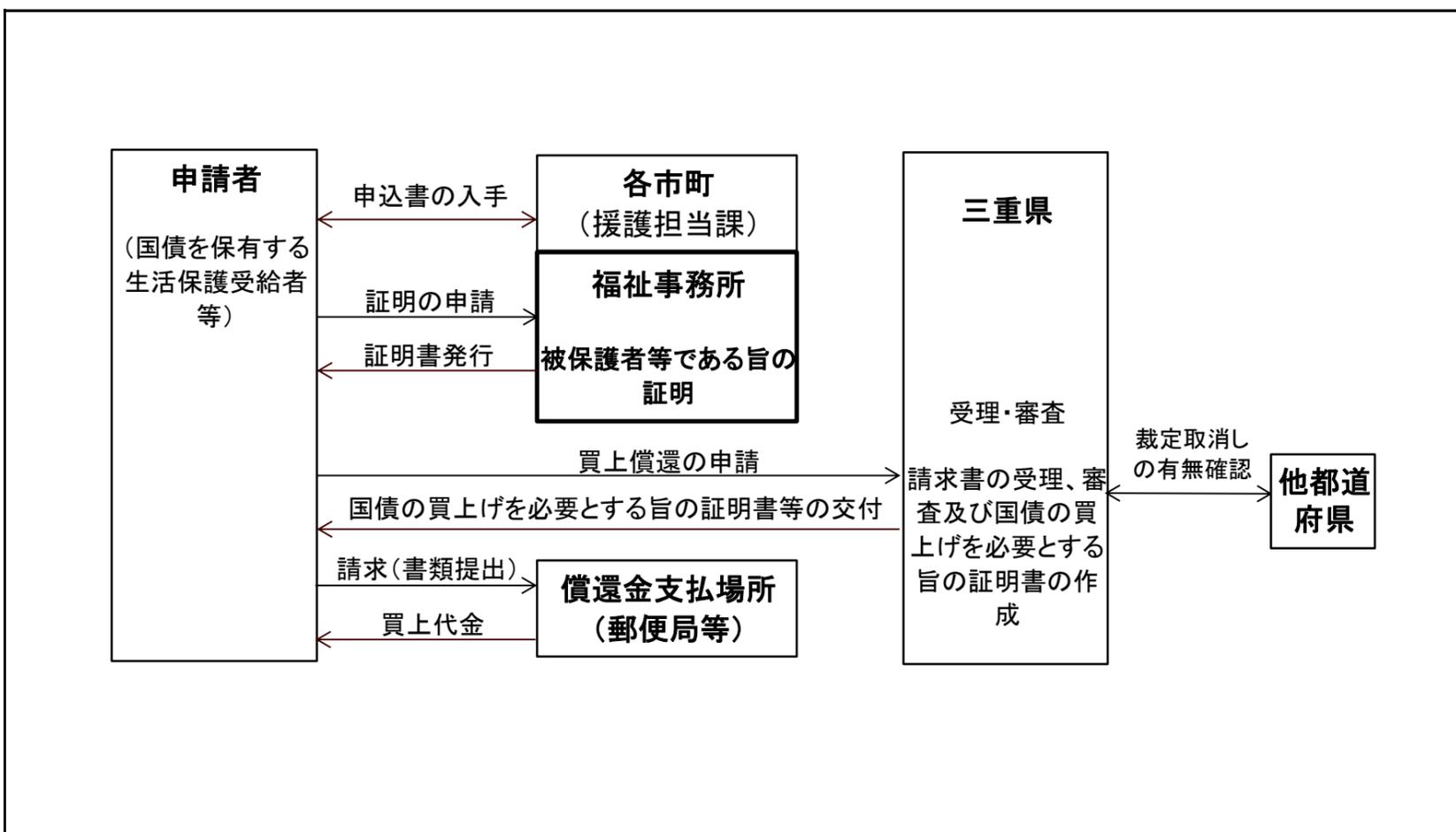
関係法令	戦傷病者戦没者遺族等援護法		
事務内容	(概要) 戦傷病者戦没者遺族等から国債の特別買い上げをする場合に該当事項の証明にかかる事務		
	(内容) 生活困窮などにより国庫債券の特別買い上げをする場合、該当事項の証明をする。		
県担当課	県庁	子ども・福祉部 地域福祉課	地域機関 北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、 紀北福祉事務所、紀南福祉事務所
		連絡先 059-224-3092	
法定移譲先	市、福祉事務所を設置する町	条例による移譲実績	—
移譲の条件	福祉事務所を設置する町		
移譲の効果(メリット)	対象となる住民にとって、申請等の窓口が近くなり、利便性の向上が図られる。		

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	第5条第5項	特別弔慰金国庫債券の特別買上償還に関する事務(被保護者等である旨の証明書の交付事務)	1	1
	第4条第5項	特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する事務(被保護者等である旨の証明書の交付事務)	0	0
	第4条第5項	特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する事務(被保護者等である旨の証明書の交付事務)	0	0

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名		内容	
関連する国補助金要綱名		内容	
関連する県補助金要綱名		内容	
現在策定の県要綱・要領等		内容	
必要な専門資格名		内容	
必要な施設・設備・備品		理由	
関係機関・団体		理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (無) (理由: 事前説明・研修で対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (無) (理由: 事前説明・研修で対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>・社会福祉法に基づく福祉事務所設置町村による事務であるため、事務にかかる経費は国からの地方財政措置がある。(県からの移譲交付金はない)</p> <p>・当パッケージのみの移譲は不可(他の福祉事務所パッケージと同時移譲)</p>		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

福祉事務所を
設置する町

番号・名称	10	戦傷病者特別援護法(福祉事務所)パッケージ
-------	----	-----------------------

(1) 基本情報

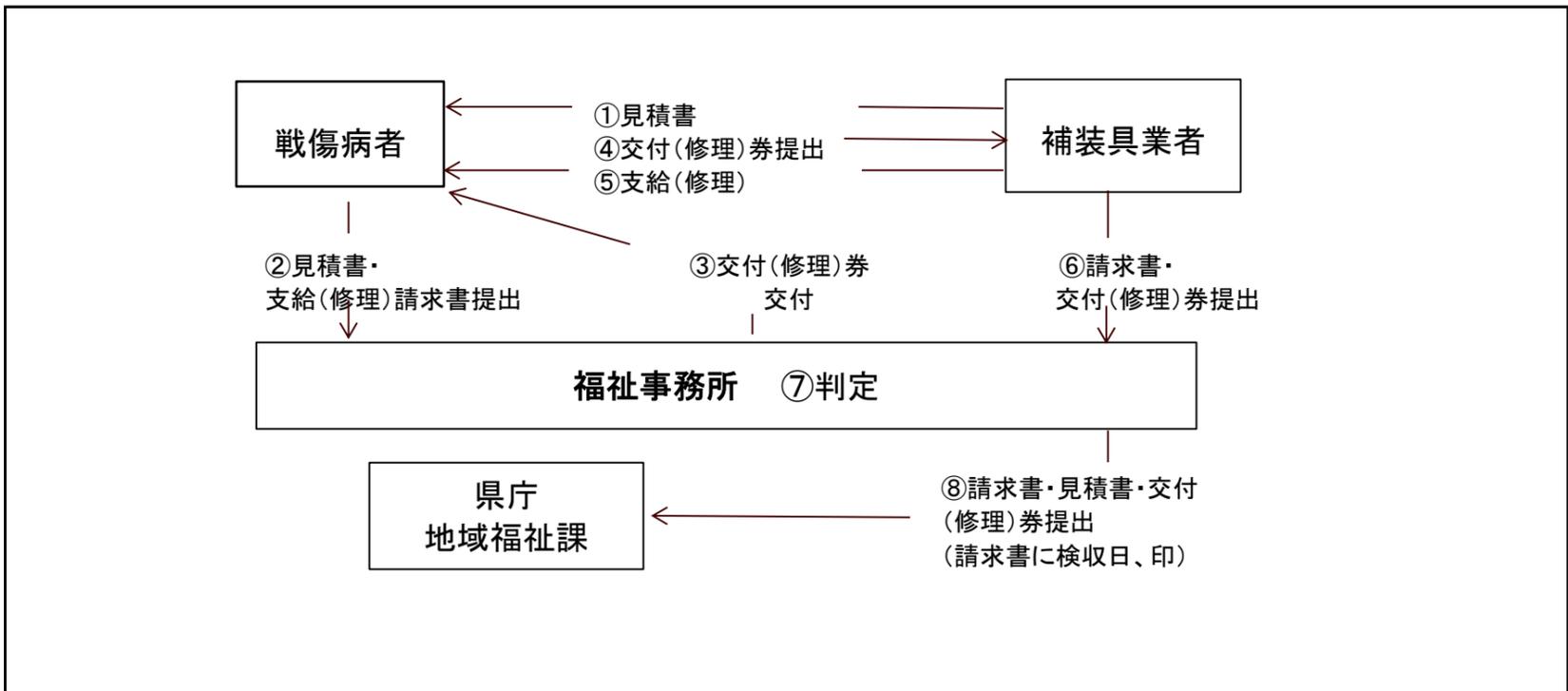
関係法令	戦傷病者特別援護法		
事務内容	(概要) 戦傷病者の補装具の支給及び修理の決定にかかる事務		
	(内容) 身体障害のある戦傷病者で補装が必要とする者に対し、補装具の支給、修理の決定を行う。		
県担当課	県庁	子ども・福祉部 地域福祉課	地域機関
		連絡先	
法定移譲先	—	条例による移譲実績	14市 1町
移譲の条件	福祉事務所を設置する町		
移譲の効果 (メリット)	事務の内容が身体障害者に対する補装具の支給事務と同様であり、身体障害者福祉業務を行う市町がこの事務を併せて実施することで、円滑な事務処理が可能となり、住民の利便性の向上も図られる。		

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
(戦傷病者特別援護法)	第21条第1項	補装具の支給、修理の決定	0	1

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名		内容	
関連する国補助金要綱名		内容	
関連する県補助金要綱名		内容	
現在策定の県要綱・要領等		内容	
必要な専門資格名		内容	
必要な施設・設備・備品		理由	
関係機関・団体		理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前説明・研修で対応可能)	必要な職種、期間等	無
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前説明・研修で対応可能)	必要な職種、期間等	無
事務処理上の課題・その他	<p>・福祉事務所パッケージであるが、法定による権限移譲ではない(条例により移譲を行う)ため、事務にかかる経費は処理件数に応じて県から交付金が交付される。</p> <p>・他の福祉事務所パッケージと同時移譲することが望ましい。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

町

番号・名称 11 家庭用品品質表示法(販売業者への指導)パッケージ

(1)基本情報

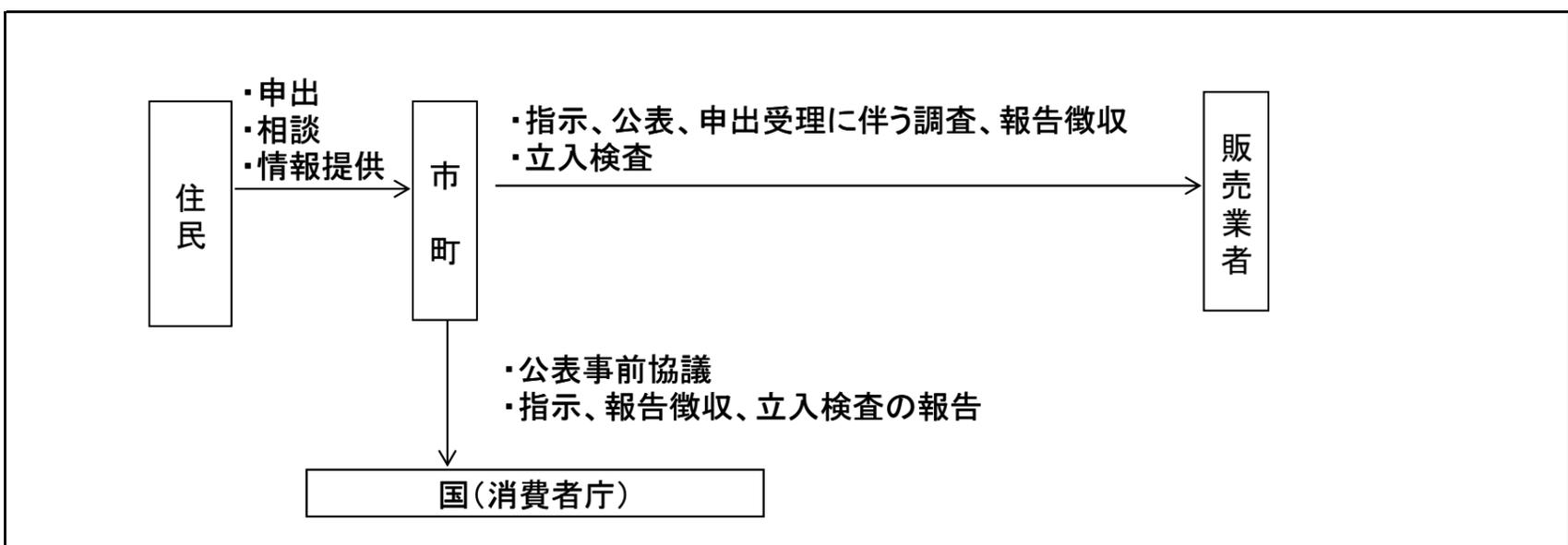
関係法令	家庭用品品質表示法		H24.4.1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査等				
	(内容) 家庭用品品質表示法に基づき、政令により指定される品質表示の必要な家庭用品(繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品、90品目)について、家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収及び立入検査並びにそれらに関連する事務を行う。				
県担当課	県庁	環境生活部	くらし・交通安全課	地域機関	-
		連絡先			
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲		
移譲の条件	特になし				
移譲の効果(メリット)	住民にとっては、法で定められた表示が適正になされていない製品を見かけたときに、すぐ、身近な町に申出(相談・情報提供)をすることが可能となる。 町にとっては、権限を有することで、迅速・的確な対応ができ、住民の安心を確保することができる。				

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
家庭用品品質表示法	法第4条 第1項	家庭用品の品質に関する表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない販売業者に対して、表示等の指示を行う。(販売業者の主たる事務所及び店舗が一の町内のみにあるものに限る。)	0	
	法第4条 第3項	指示に従わない業者の公表を行う。(販売業者の主たる事務所及び店舗が一の町内のみにあるものに限る。)	0	
	法第10条 第1項	一般消費者の利益が害されている旨の申出の受理を行う。(販売業者の主たる事務所及び店舗が一の町内のみにあるものに限る。)	0	
	法第10条 第2項	申出に係る販売業者の調査、事情聴取を行う。(販売業者の主たる事務所及び店舗が一の町内のみにあるものに限る。)	0	
	法第19条 第2項	販売業者からの報告の徴収(販売業者の主たる事務所及び店舗が一の町内のみにあるものに限る。)、店舗等への立入検査を行う。	6	1

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	立入検査要領	内容: 立入検査の実施にあたり、毎年作成。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (無) (理由: 事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (無) (理由: 事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他			

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	町
------	---

番号・名称	12	消費生活用製品安全法(販売事業者等への指導)パッケージ
-------	----	-----------------------------

(1) 基本情報

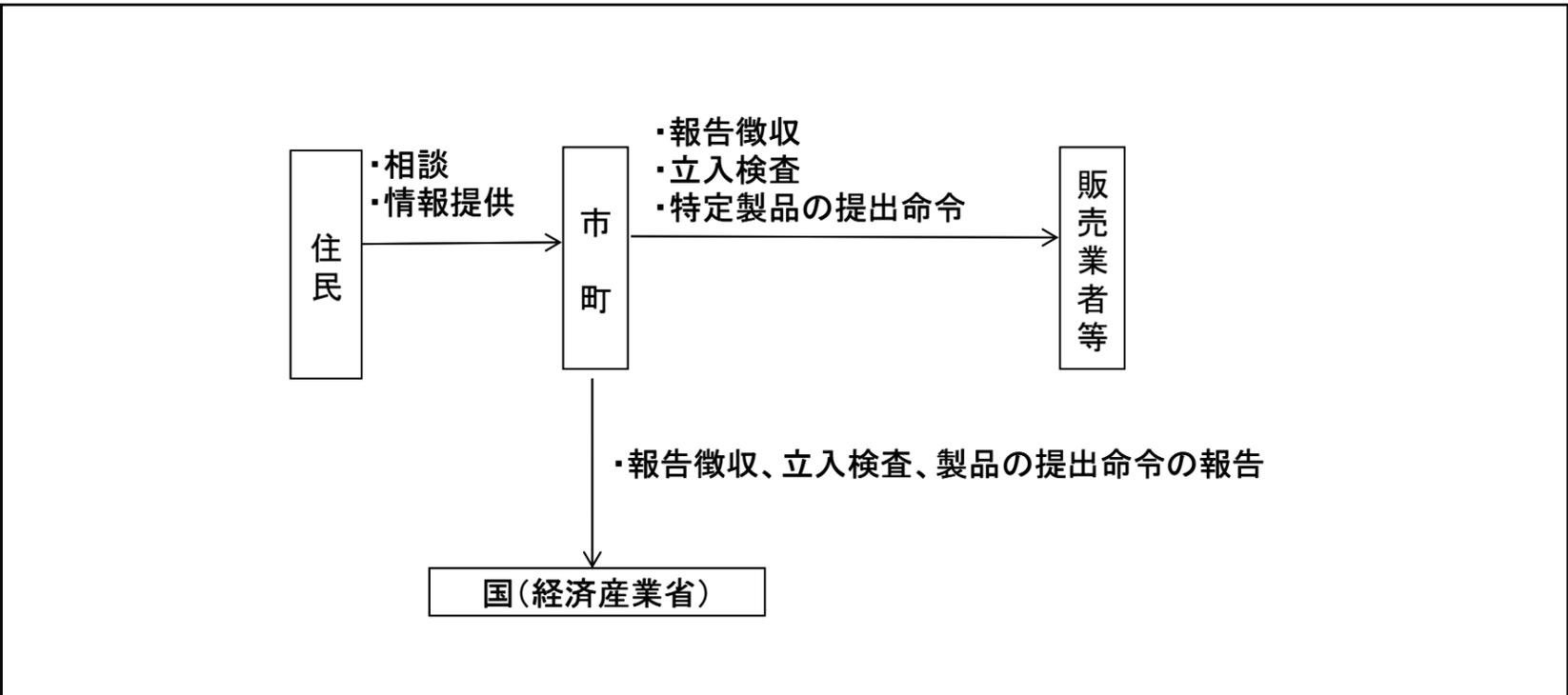
関係法令	消費生活用製品安全法		H24. 4. 1法定権限移譲	
事務内容	<p>(概要) 特定製品販売事業者及び特定保守製品取引事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令 (内容) 消費生活用製品安全法に基づき、特定製品(石油ストーブ等政令で定める10品目)に表示が義務づけられている基準適合証(PSCマーク)の表示及び特定保守製品(屋内式ガス瞬間湯沸器等政令で定める9品目)に義務づけられている表示事項の表示等について、特定製品販売事業者等に対する報告徴収、立入検査、特定製品等の提出命令及びそれらに関連する事務を行う。</p>			
県担当課	県庁	環境生活部 暮らし・交通安全課	地域機関	—
		連絡先	059-224-2400	
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	住民にとっては、法で定められた表示(PSCマーク)が適正になされていない製品を見つけたときに、すぐ、身近な町に相談(情報提供)することが可能となる。 町にとっては、権限を有することで、迅速・的確な対応ができ、住民の安心を確保することができる。			

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
消費生活用製品安全法	第40条 第1項	特定製品の販売業者等からの報告徴収を行う。	0	
	第41条 第1項	特定製品の販売業者等への立入検査を行う。	5	1
	第42条 第1項	立入検査において、製品の所在の場所における検査等が困難な場合、所有者等に特定製品等の提出命令を行う。	0	
	第42条 第3項	提出命令により事業者等に損失が生じた場合、その補償を行う。	0	

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	立入検査要領	内容: 立入検査の実施にあたり、毎年作成。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他			

移譲対象

町

番号・名称	13	墓地、埋葬等に関する法律(経営許可等)パッケージ
-------	----	--------------------------

(1)基本情報

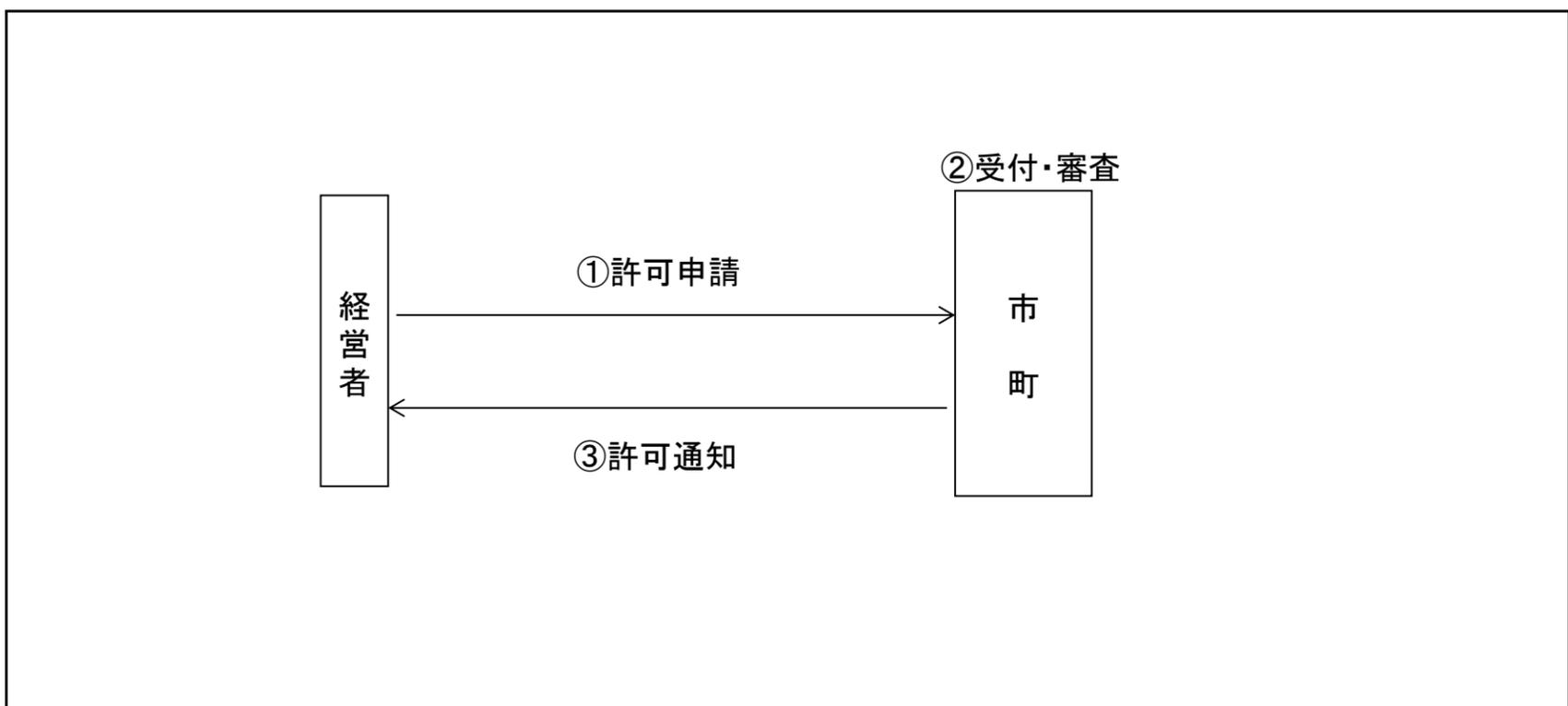
関係法令	墓地、埋葬等に関する法律		H24. 4. 1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等				
	(内容) 墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者からの経営許可(変更・廃止)の申請を受理し、この許可(受理)を行う。また、必要がある場合、火葬場等への立ち入り検査や墓地等の管理者から必要な報告を求め、施設の改善や使用制限・禁止、許可の取消等を行う。				
県担当課	県庁	医療保健部	食品安全課	地域機関	各保健所
		連絡先	059-224-2359		
法定移譲先	市	条例による移譲実績		2町	
移譲の条件	特になし				
移譲の効果(メリット)	事務が県から市町に移譲されることにより、現在、市町に届出られている墓地等の管理者と墓地等の経営者を含めて指導・監督を行うことが可能となる。また、主要な火葬場の設置主体は市町又は一部事務組合であり、移譲を受けると県への許可申請が不要となり事務処理の迅速化が図られる。				

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
墓地、埋葬等に関する法律	第10条 第1項	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可を行う。	0	17.3
	第10条 第2項	墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可を行う。	2	15.0
	第18条 第1項	火葬場への立入検査又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者からの報告の徴収を行う。	0	3.0
	第19条	墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善等の命令又は経営等の許可の取消しを行う。	0	10.0

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	墓地、埋葬等に関する法律 施行規則 墓地経営許可等に関する事務取扱要領	墓地等の設置場所の基準等 許可申請等の取扱	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他	<p>○昭和20年代からの台帳が膨大であり、かつ自治会等の管理のものは、台帳と現状(区域、管理者等)とが照合できないおそれがある。</p> <p>○複数の市町にまたがるケースについては、協議方法など、ルールが必要である。</p> <p>○埋葬許可のため管理者は市町に届けられており、また、市町営の斎場などを管理していることから、市だけでなく、町へも条例により移譲することが望ましい。</p> <p>◎法及び法施行規則においては、墓地の許可を行うための具体的基準が示されていないことから、各市においてこれを示す法律施行細則や事務取扱要領を定める必要がある。町が条例による移譲を受ける場合にはこの取り扱いについて別途協議を行う。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	町
------	---

番号・名称	14	水道法(専用水道にかかる布設工事の設計確認等)パッケージ
-------	----	------------------------------

(1)基本情報

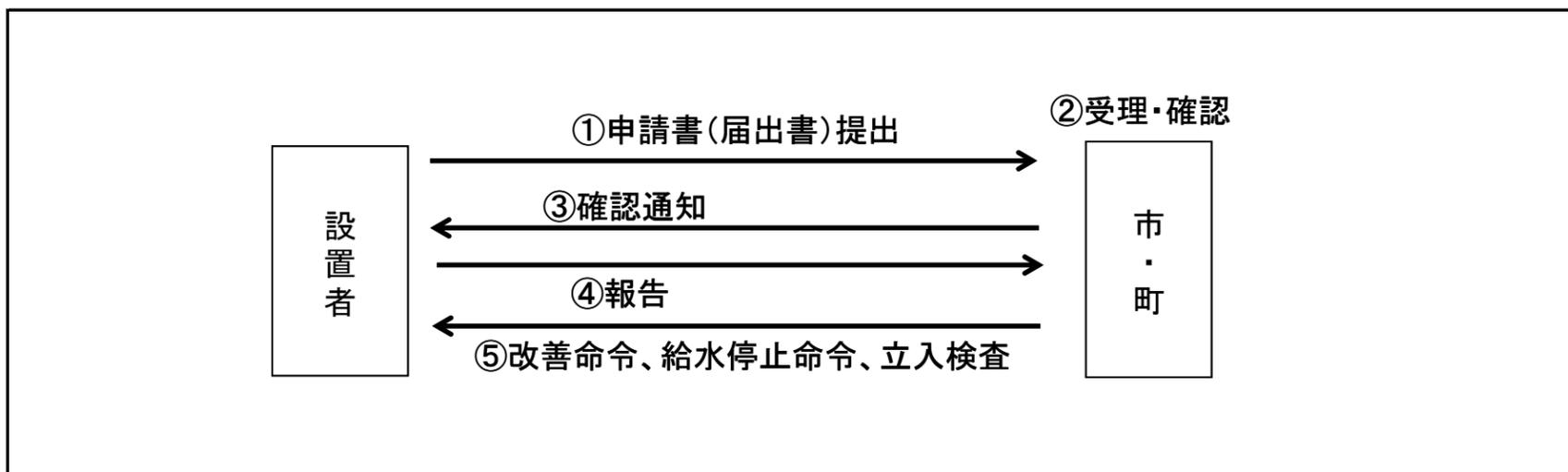
関係法令	水道法	H25.4.1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 専用水道にかかる布設工事の設計確認、報告徴収、立入検査等の事務			
	(内容) 水道法に基づき、専用水道を設置しようとする者から布設工事の設計の事前確認を行うとともに、給水開始の届出以降は、管理の適正を確保するために、設置者から必要な報告の徴収や施設への立ち入り検査等を行い、必要に応じて施設の改善や技術管理者の変更等を指示し、これに従わない場合には給水の停止を命じる。			
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関	各地域防災総合事務所 環境室(桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀) 各地域活性化局 環境室(南勢志摩、紀北、紀南)
		連絡先		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	1町	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	水道事業者である市町において、専用水道にかかる布設工事の設計確認や給水停止命令等の権限を受けることで、行政区域内の水道法に規定されている施設(水道用水供給施設を除く)に対する指導・管理を一元的に行うことが可能となる。			

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
水道法	第32条	専用水道の布設工事着手前に設計の確認を行う。	0	2.0
	第33条 第1項	布設工事確認申請書を受理する。	2	0.5
	第33条 第3項	布設工事確認申請書記載事項変更の届出を受理する。	2	0.5
	第33条 第5項	申請を受理した場合、設計が法令の規定に適合しているか確認し、結果を通知する。	2	4.0
	第34条 第1項	・給水開始前の届出を受理する。(法第13条第1項を準用) ・第三者委託の届出を受理する。(法第24条の3第2項を準用)	1	0.5
	第36条 第1項	必要な場合、専用水道の施設改善指示を行う。	0	2.5
	第36条 第2項	必要な場合、水道技術管理者の変更勧告を行う。	0	2.5
	第37条	改善の指示に従わない場合、利用者の利益を阻害すると認められるときには給水の停止を命じる。	0	5.0
第39条 第2項	専用水道の設置者に対して必要な報告を徴収し、施設等に立入検査を行う。	3	4.0	

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	水道事務取扱要領	内容: 法令で定めるもの以外の必要な事項を定めたもの。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	○市町において、法令で定めるもの以外の必要な事項を定めた細則等を制定する必要がある。		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

町

番号・名称	15	水道法(簡易専用水道にかかる指導・命令)パッケージ
-------	----	---------------------------

(1) 基本情報

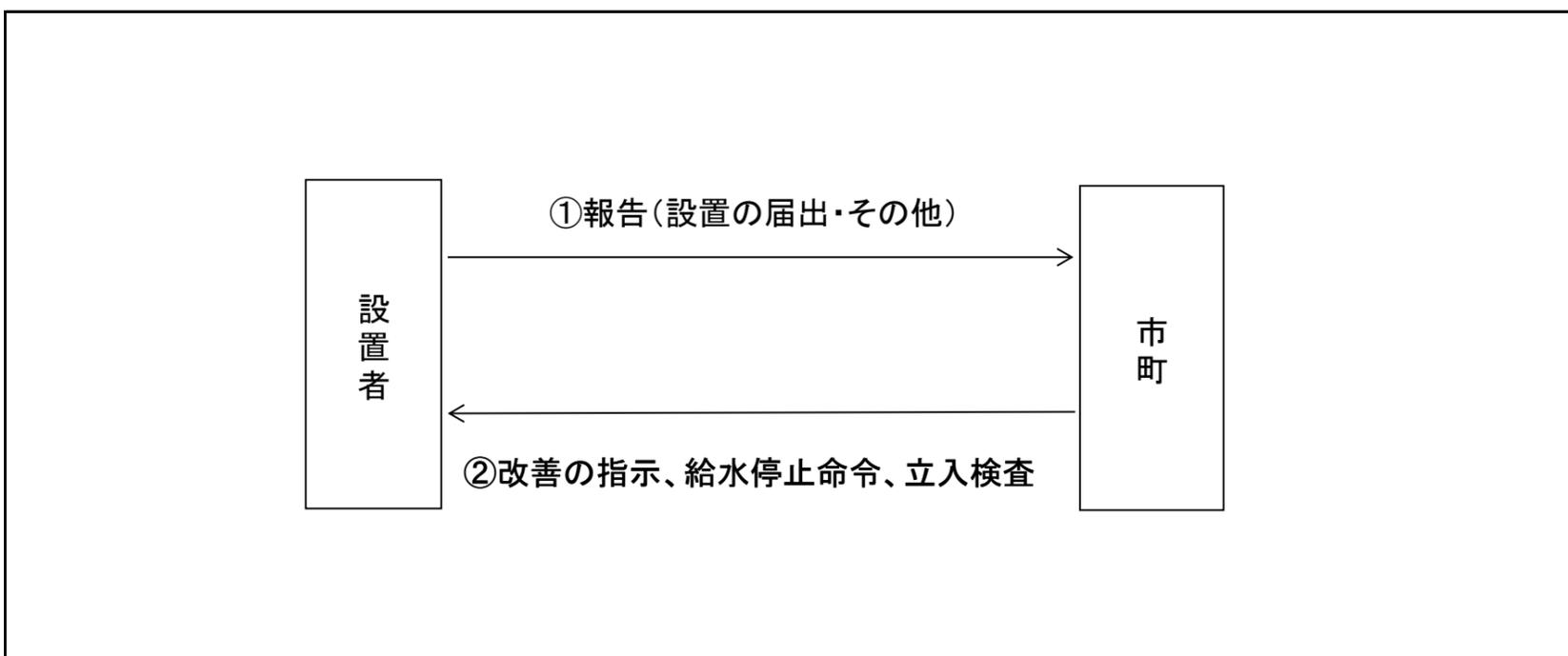
関係法令	水道法		H25. 4. 1法定権限移譲	
事務内容	(概要) 簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査			
	(内容) 水道法に基づき、簡易専用水道の設置者に対し、管理の適正を確保するために必要な報告徴収や施設等への立ち入り検査を行い、管理が厚生労働省が定める基準に適合していない場合には、清掃等必要な措置を指示し、これに従わない場合には、必要に応じて給水の停止を命じる。			
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関	各地域防災総合事務所 環境室(桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀) 各地域活性化局 環境室(南勢志摩、紀北、紀南)
		連絡先		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	水道事業者でもある市町においては、貯水槽水道(簡易専用水道を含む。)の設置者に対する指導、助言及び勧告等を供給規程に定めており、市町が簡易専用水道にかかる給水停止命令等の権限を受けることで、行政区域内の貯水槽水道設置者に対する指導・管理を一元的に行うことが可能となる。			

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
水道法	第36条 第3項	簡易専用水道の管理が基準に適合していないと認めるとき、清掃その他の必要な措置を採るよう指示する。	1	2.5
	第37条	改善の指示に従わない場合、利用者の利益を阻害すると認められるときには給水の停止を命じる。	0	5.0
	第39条 第3項	簡易専用水道の設置者に対して必要な報告を徴収し、施設等に立入検査を行う。	8	4.0

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項	内容: 簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定めたもの。	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	水道事務取扱要領	内容: 法令で定めるもの以外の必要な事項を定めたもの。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	簡易専用水道検査機関	理由: 法定検査を実施しているため。	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>○市町において、法令で定めるもの以外の必要な事項を定めた細則等を制定する必要がある。(特に、施設の設置状況を把握するための設置者からの施設設置の届出等について、法第39条第3項の規定を根拠として、県では水道事務取扱要領において規定している。)</p> <p>○市町において、法定検査受検率向上への取組を実施していく必要がある。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	町
------	---

番号・名称	16	騒音規制法(規制地域の指定等)パッケージ
-------	----	----------------------

(1) 基本情報

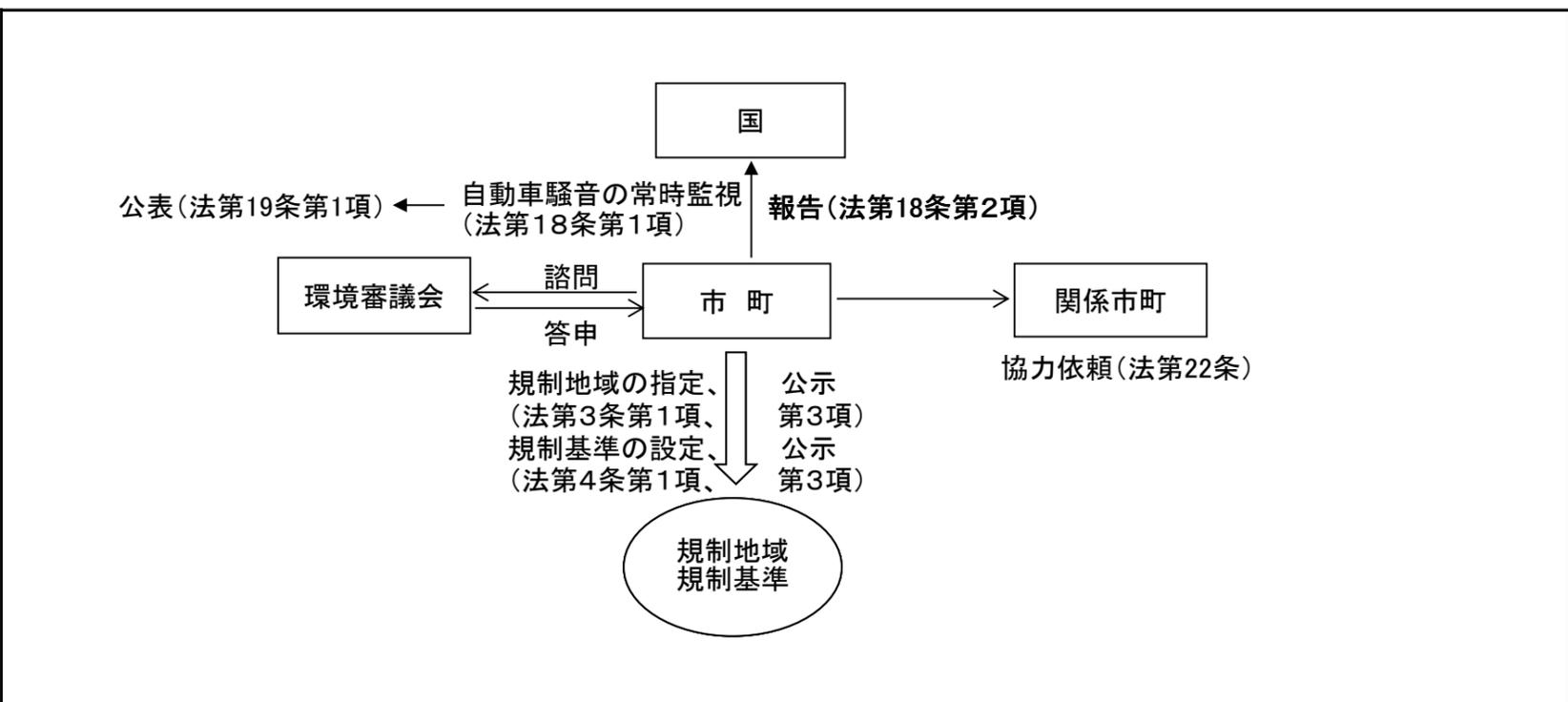
関係法令	騒音規制法		H24. 4. 1法定権限移譲	
事務内容	(概要) 騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視			
	(内容) 騒音規制法に基づき、必要に応じて各市町における一定の区域について地域指定を行い、当該地域に適用する騒音にかかる規制基準を定め、この旨を公示する。また、自動車騒音の状況について、常時監視を行い、この旨を環境大臣に報告するとともに、公表する。			
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関	—
		連絡先 059-224-2380		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務が県から市町に移譲されることにより、都市計画等地域計画と一体となった規制基準が市町の意志で設定できます。 ・地域で発生する騒音について、事業所や自動車の区別無く、当該地域を一体で監視することが可能となります。 			

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
騒音規制法	第3条 第1項	法に基づく規制基準(1~4種)が適用される地域を指定する。	0	160
	第3条 第3項	地域の指定に係る公示を行う。		
	第4条 第1項	法の定める範囲で1~4種の地域に適用する規制基準を定める。		
	第4条 第3項	規制基準に係る公示を行う。		
	第18条 第1項	自動車騒音の状況の常時監視を行う。	3	4
	第18条 第2項	常時監視結果について、環境大臣への報告を行う。		
	第19条 第1項	常時監視結果の公表を行う。		
第22条	関係行政機関の協力を求める。	0	4	

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	面的評価のためのシステム	理由: 常時監視では面的評価が必要	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 (無) (理由: 審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 (無) (理由: 審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>○自動車騒音については面的評価を行うためのシステムの導入とGISデータの随時更新が必要である。</p> <p>○自動車騒音にかかる面的評価では、市町間での評価で、関係市町が連携して実施する等の対応が必要である。</p> <p>○運用上専門家の助言が有効なことから、各移譲市町で審議会を設置する必要がある。(委員の確保に注力が必要)</p>		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

町

番号・名称 17 悪臭防止法(規制地域の指定等)パッケージ

(1) 基本情報

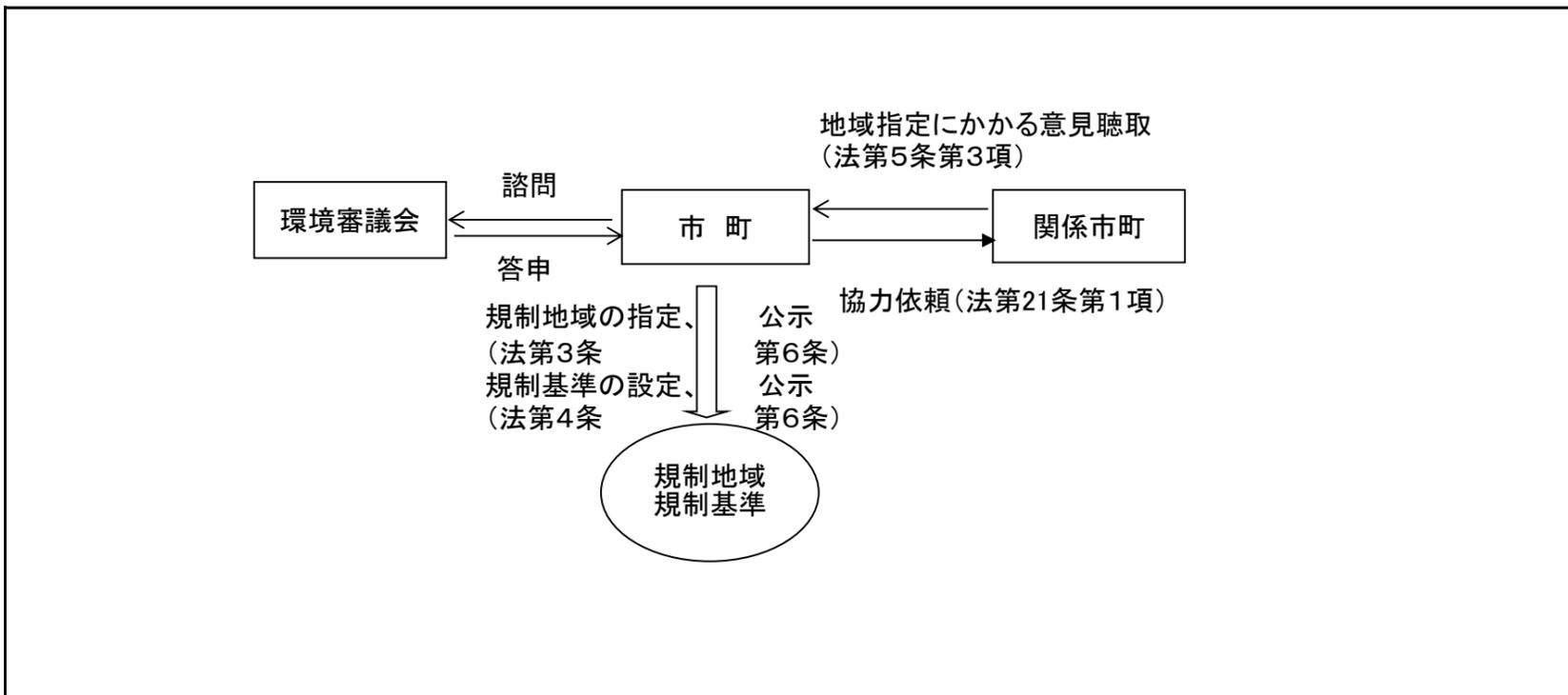
関係法令	悪臭防止法		H24. 4. 1法定権限移譲	
事務内容	(概要) 悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定			
	(内容) 悪臭防止法に基づき、必要に応じて各市町における一定の区域について地域指定を行い、当該地域に適用する悪臭にかかる規制基準を定め、この旨を公示する。			
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関	—
		連絡先 059-224-2380		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	・業務が県から市町に移譲されることにより、都市計画等地域計画と一体となった規制基準が市町の意志で設定できます。			

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
悪臭防止法	第3条	法に基づく規制地域を指定する。	0	200
	第4条	地域に適用する特定悪臭物質(又は臭気指数)の規制基準を定める。		
	第5条 第3項	周辺地域市町の意見を聴取する。		
	第6条	規制地域の指定等の公示を行う。		
	第21条 第1項	関係行政機関の協力を求める。		

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 ^無 (理由: 審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 ^無 (理由: 審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>○市町境を越える悪臭に対する規制について、関係市町が連携して実施する等の対応が必要である。</p> <p>○運用上専門家の助言が有効なことから、各移譲市町で審議会を設置する必要がある。(委員の確保に注力が必要)</p>		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

町

番号・名称

18

振動規制法(規制地域の指定等)パッケージ

(1) 基本情報

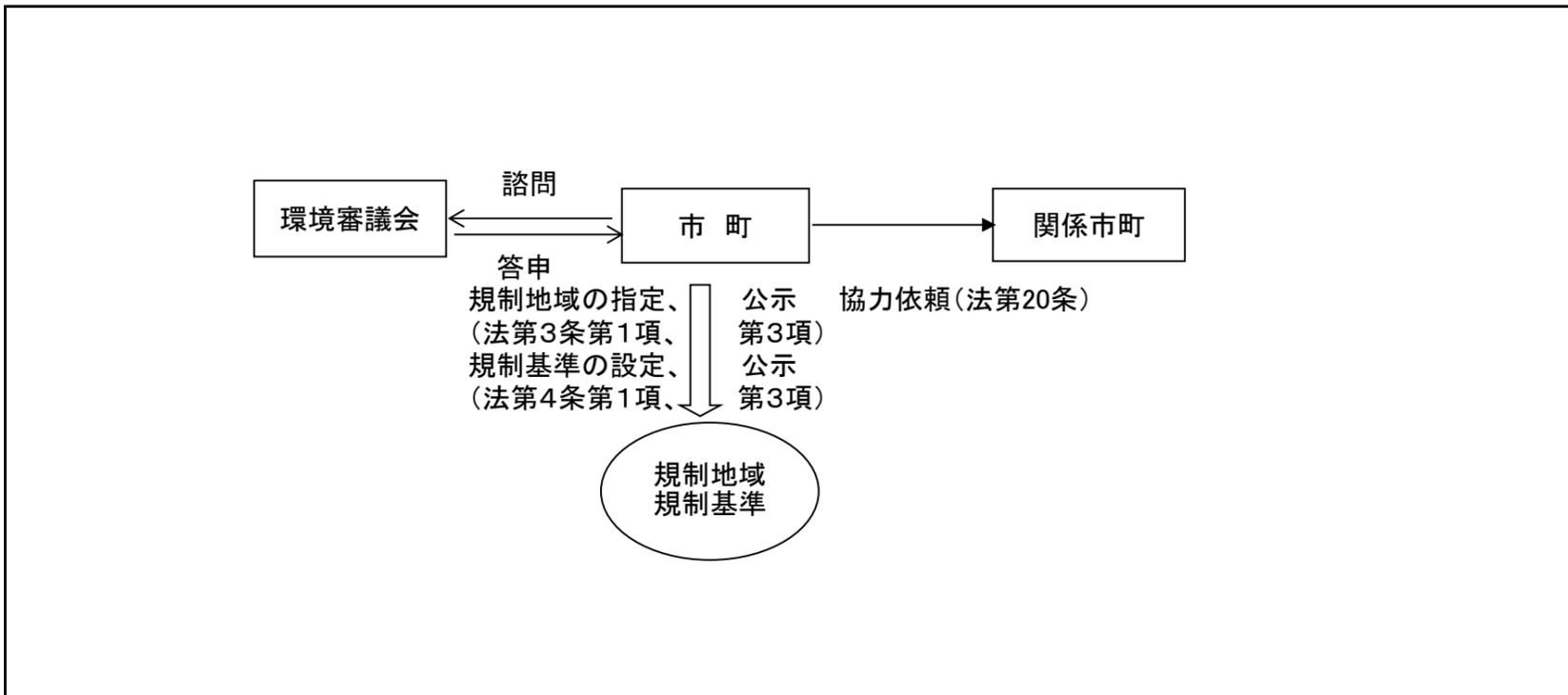
関係法令	振動規制法		H24. 4. 1法定権限移譲	
事務内容	(概要) 振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定			
	(内容) 振動規制法に基づき、必要に応じて各市町における一定の区域について地域指定を行い、当該地域に適用する振動にかかる規制基準を定め、この旨を公示する。			
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関	—
		連絡先		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	・業務が県から市町に移譲されることにより、都市計画等地域計画と一体となった規制基準が市町の意志で設定できます。			

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
振動規正法	第3条 第1項	法に基づく規制基準(1~2種)が適用される地域を指定する。	0	160
	第3条 第3項	地域の指定に係る公示を行う。		
	第4条 第1項	法の定める範囲で1~2種の地域に適用する規制基準を定める。		
	第4条 第3項	規制基準に係る公示を行う。		
	第20条	関係行政機関の協力を求める。		

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 ^無 (理由: 審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 ^無 (理由: 審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	○運用上専門家の助言が有効なことから、各移譲市町で審議会を設置する必要がある。(委員の確保に注力が必要)		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	町
------	---

番号・名称	19	環境基本法(環境基準の類型指定)パッケージ
-------	----	-----------------------

(1)基本情報

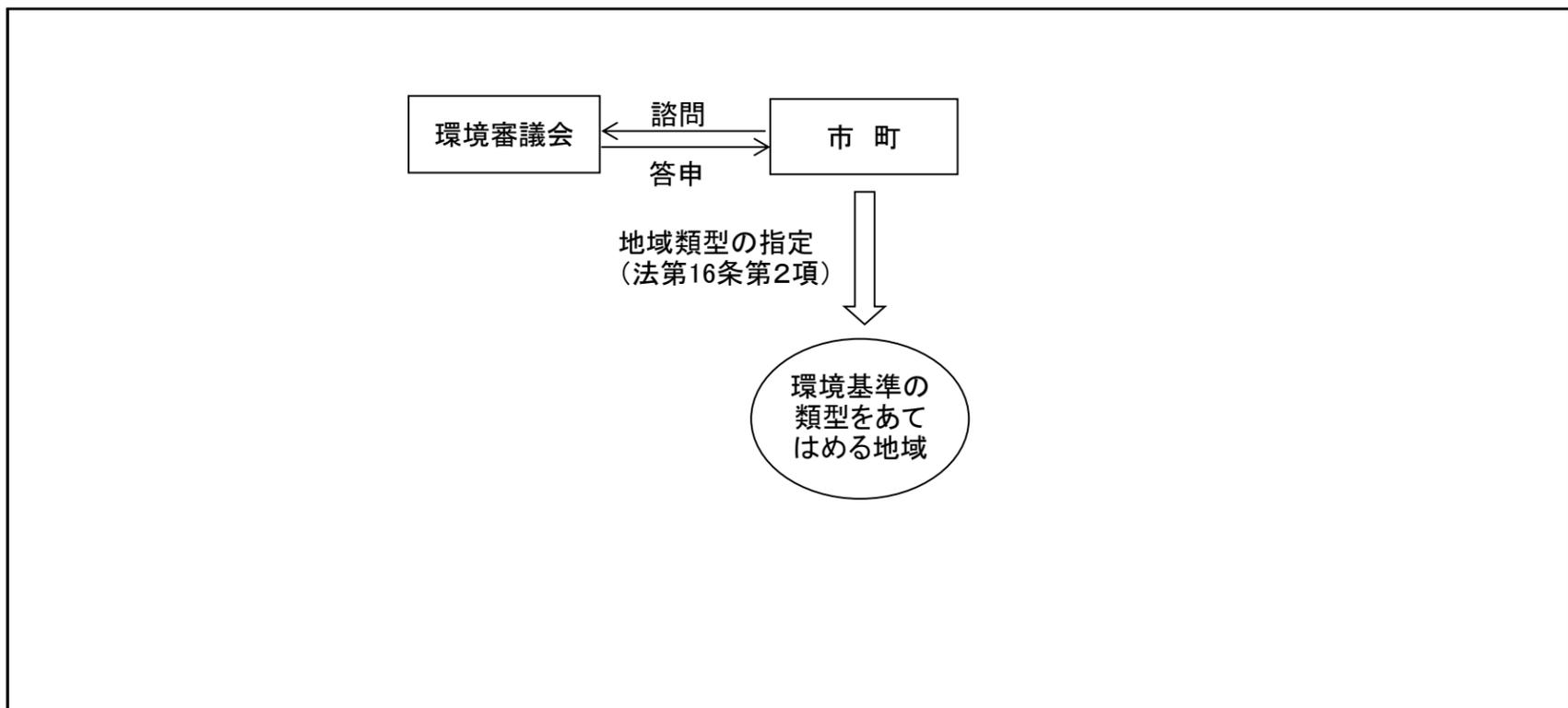
関係法令	環境基本法	H24. 4. 1法定権限移譲			
事務内容	(概要) 騒音に係る環境基準の地域類型の指定(航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除く)				
	(内容) 国が定めている騒音にかかる類型別の環境基準について、当該類型をあてはめる地域の指定を行う。(指定については、この内容を告示する。但し、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除く)				
県担当課	県庁	環境生活部	大気・水環境課	地域機関	—
		連絡先	059-224-2380		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲		
移譲の条件	特になし				
移譲の効果(メリット)	・業務が県から市町に移譲されることにより、市町が、都市計画の地域計画等と関連づけて環境基準の地域類型を自ら指定することで、より市町の意志が反映された騒音規制を行うことが可能となります。				

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
環境基本法	第16条 第2項	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	0	200

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 [○] 無 (理由:審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 [○] 無 (理由:審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	○運用上専門家の助言が有効なことから、各移譲市町で審議会を設置する必要がある。(委員の確保に注力が必要)		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	市町
------	----

番号・名称	20	三重県小規模水道条例(小規模水道にかかる布設工事の設計確認等)パッケージ
-------	----	--------------------------------------

(1)基本情報

関係法令	三重県小規模水道条例		
事務内容	(概要) 小規模水道にかかる布設工事の設計確認、報告徴収、立入検査等の事務		
	(内容) 小規模水道の布設及び管理の適正を確保するための事務であり、布設工事の設計の事前確認、設置者から必要な報告の徴収、施設への立入検査等を実施する。		
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関
		連絡先	
各地域防災総合事務所 環境室(桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀) 各地域活性化局 環境室(南勢志摩、紀北、紀南)			
法定移譲先	施行時特例市	条例による移譲実績	10市
移譲の条件	第2次一括法に基づく水道法にかかる事務(専用水道及び簡易専用水道に関する事務)を法定又は条例による権限移譲を受けていること。		
移譲の効果(メリット)	専用水道・簡易専用水道にかかる事務と併せて権限移譲を受けることにより、行政区域内の水道(水道事業、専用水道、簡易専用水道、小規模水道)の一元的な管理・指導を行うことが可能となる。		

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
三重県小規模水道条例	第5条	布設工事確認申請受理(協議)	0	2.0
	第6条 2項	布設工事確認(確認通知)	0	4.0
	第7条	休止、廃止届の受理	3	0.5
	第8条 1項	給水開始届の受理	0	0.5
	第9条 2項	水道管理者設置、変更報告受理	0	0.5
	第14条	設置者に対する改善命令	0	2.5
	第15条	給水停止命令	0	5.0
	第16条	報告徴収、立入検査	0	4.0
三重県小規模水道条例施行規則	第4条	布設工事確認申請書の記載事項変更届の受理	1	0.5

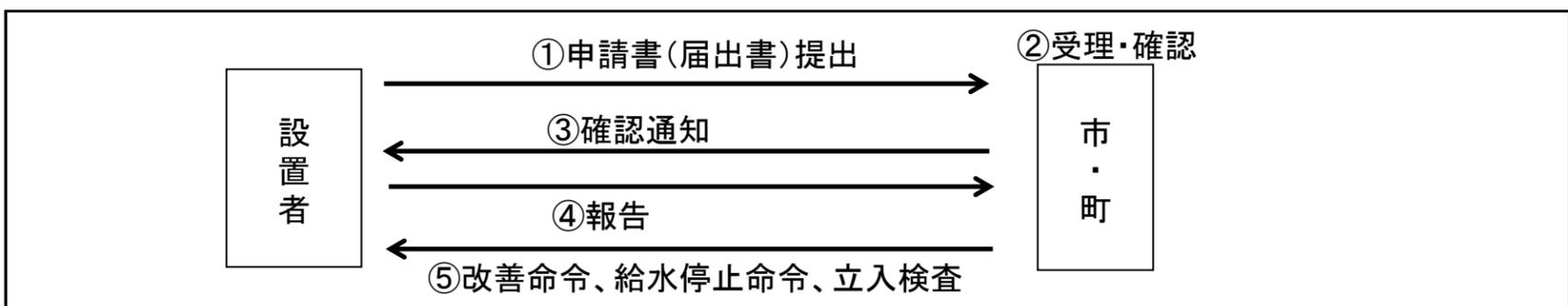
※既移譲市町分を除く

(参考)法定権限移譲事務の概要

平成25年4月1日法定権限移譲(市)

法律名	条項	内容
水道法	第32条、第33条第1項・第3項・第5項、第34条第1項(第13条第1項、第24条3第2項 準用)、第36条第1項・第2項、第37条、第39条第2項	専用水道に関する事務
	第36条第3項、第37条、第39条第3項	簡易専用水道に関する事務

(3)事務処理手順(法定移譲事務については網掛け)



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	水道事務取扱要領	内容: 条例で定めるもの以外の必要な事項を定めたもの。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> 無 (理由: 説明会等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> 無 (理由: 説明会等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	○市町において、条例で定めるもの以外の必要な事項を定めた細則等を制定する必要がある。		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

市町

番号・名称	21	浄化槽法(設置届出の受理等)パッケージ
-------	----	---------------------

(1)基本情報

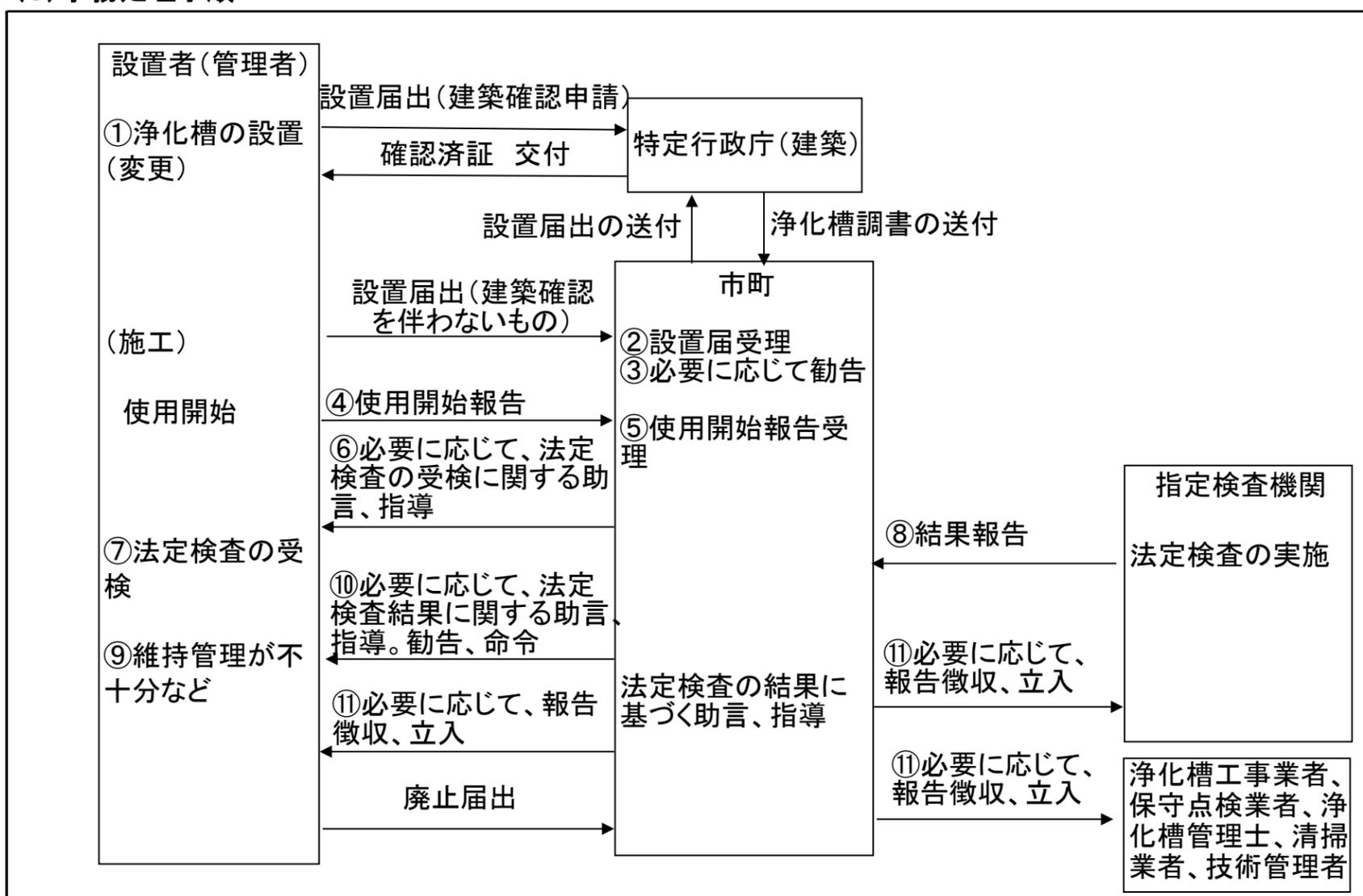
関係法令	浄化槽法		
事務内容	(概要) 浄化槽の設置等の届出受理、指導、命令等		
	(内容) 公共水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、浄化槽の設置者からの届出等の受理・審査及び保守点検、清掃等についての指導・命令等を行う。		
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関
		連絡先 059-224-3145	
法定移譲先	保健所設置市	条例による移譲実績	1市3町
移譲の条件	特になし		
移譲の効果(メリット)	浄化槽(補助対象外を含む)の一元的な把握と地域の実情に応じた決め細かな指導が可能となり、苦情等に対する迅速な対応が可能となる。また、一般廃棄物の適正な管理を図る上で、清掃業者と併せて浄化槽管理者や保守点検業者等への監督権限を有することにより一体的に浄化槽の適正な維持管理を推進することが可能となる。		

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
浄化槽法	第5条第1項	浄化槽の設置、変更に係る届出の受理	931	0.7
	第7条の2第1項	設置後の水質検査についての指導及び助言	146	3.0
	第7条の2第2項	設置後の水質検査についての勧告	0	3.0
	第7条の2第3項	設置後の水質検査についての命令	0	3.0
	第10条の2第1項	使用開始報告の受理	1,138	0.3
	第10条の2第2項	技術管理者変更報告の受理	11	0.3
	第10条の2第3項	浄化槽管理者変更報告の受理	2,046	0.3
	第11条の2第1項	使用休止届出の受理		0.5
	第11条の2第2項	使用再開届出の受理		0.3
	第11条の3	廃止届出の受理	1,940	0.3
	第12条第1項	浄化槽管理者、保守点検業者、浄化槽管理士、浄化槽清掃業者等に対して、必要な助言指導	548	3.0
	第12条第2項	第1項に基づく改善措置の命令、又は浄化槽管理者に対しての使用停止命令	0	10.0
	第12条の2第1項	法第11条第1項に規定する水質に関する検査を受けることを確保するための指導、助言	210	3.0
	第12条の2第2項	第1項に基づく勧告	0	3.0
	第12条の2第3項	第2項に基づく命令	0	3.0
	第12条の5第4項	公共浄化槽に係る設置計画についての協議及び		0.7
	第12条の5第5項	公共浄化槽に係る設置計画の変更についての協議及び同意		0.7
	第49条第1項	浄化槽台帳の作成		—
	第49条第2項	浄化槽に関する情報提供の要求		3.0
	第53条第1項	浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者等への報告徴収		10.0
第53条第2項	第1項に係る者への立入検査		10.0	
附則第11条第1項	特定既存単独浄化槽についての助言・指導		3.0	
附則第11条第1項	特定既存単独浄化槽についての勧告		3.0	
附則第11条第1項	特定既存単独浄化槽についての命令		10.0	

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容
関連する国補助金要綱名	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱 浄化槽設置整備事業実施要綱	市町が、設置主体となり浄化槽を整備する事業、又は浄化槽の設置又は改築を行う者にその費用を助成する事業に対して、一部国が負担する
関連する県補助金要綱名	浄化槽市町村整備促進事業実施要綱 浄化槽設置促進事業実施要綱	市町が、設置主体となり浄化槽を整備する事業、又は浄化槽を設置し、既設単独処理浄化槽や汲み取りの使用を廃止した者にその費用を助成する事業費の一部を県が負担する
現在策定の県要綱・要領等	三重県浄化槽指導要綱	浄化槽の取扱に係る適正化を図るため、手続き等について定める
必要な専門資格名	なし	内容
必要な施設・設備・備品	なし	理由
関係機関・団体	三重県水質検査センター(指定検査機関)	法第7条及び11条に係る水質に関する検査を実施
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由: 事前研修等で対応可能)	必要な職種、期間等
県職員派遣の必要性	有(無) (理由: 事前研修等で対応可能)	必要な職種、期間等
事務処理上の課題・その他	<p>・浄化槽台帳の整備について 県では、浄化槽設置時の届出に基づく浄化槽台帳を保有しているが、既に廃止されていても廃止届出が提出されず台帳に反映されない等、実態との乖離が問題となっていたため、平成21年度から、指定検査機関の検査台帳や下水道接続情報を県台帳と突合することにより、廃止物件の整理を主として整理を進め、県全体として約25万基から21万基にまで精査した。 移譲市町においても、窓口での管理者への周知や、下水道接続情報を市町内で共有するなどして、廃止情報の更新を定期的に行い引き続き台帳情報の精度向上に努める必要がある。 県は、廃止や管理者変更に伴う届出に関する県民への啓発を継続して実施していくほか、浄化槽管理者に接する機会が多い浄化槽保守点検業者に対して、届出の周知について協力を求めていく。</p> <p>・改善命令の実績はなし。</p>	

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

町

番号・名称	22	社会福祉法(隣保事業の届出受理)パッケージ
-------	----	-----------------------

(1)基本情報

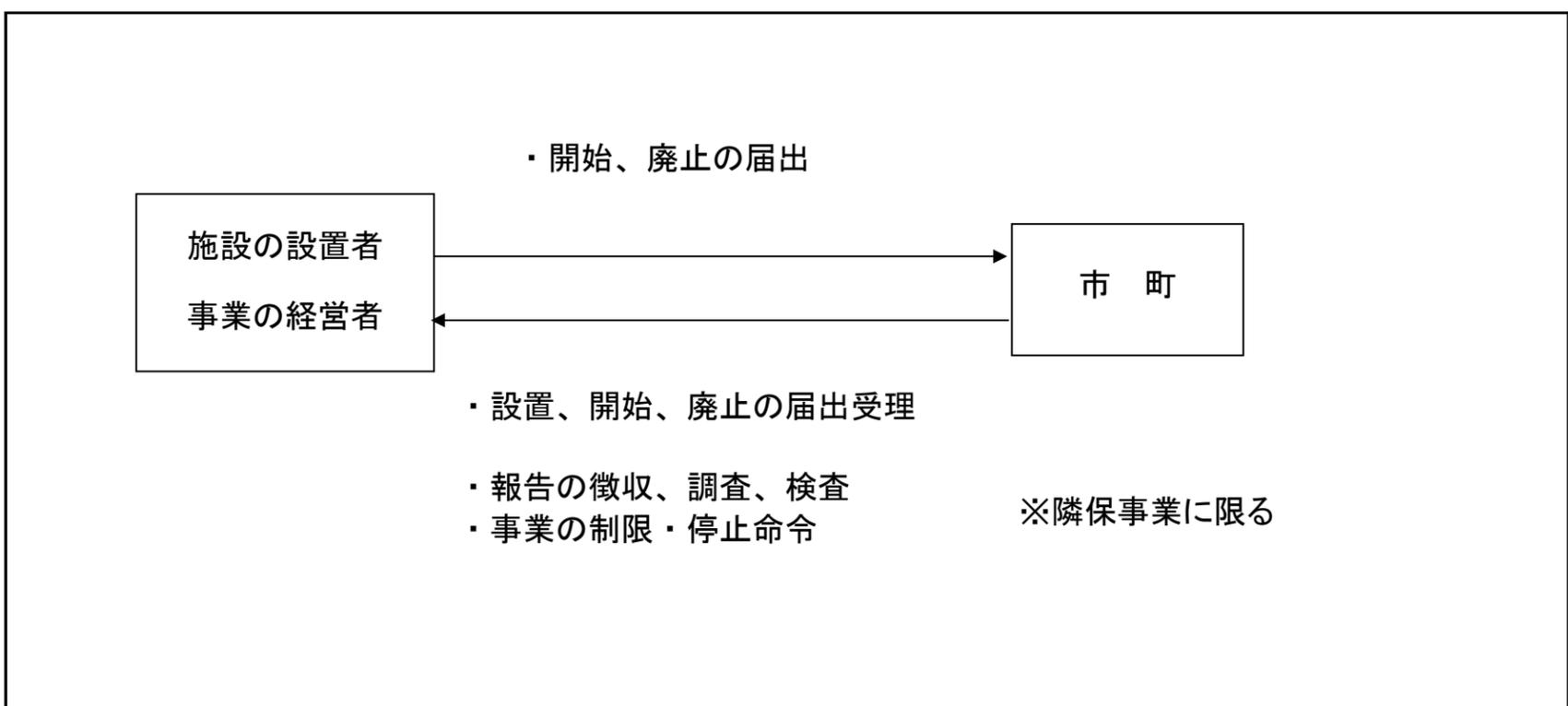
関係法令	社会福祉法(隣保事業)		H24.4.1法定権限移譲
事務内容	(概要) 第二種社会福祉事業の届出受理等(隣保事業)		
	(内容) 社会福祉法の規定に基づき、市町の区域内で第二種社会福祉事業(隣保事業に限る)を開始、変更・廃止等した者からの届出を受理するとともに、必要に応じて事業経営者からの報告や施設等の検査を行い、規定の違反や不当行為があった場合には、当事業の経営を制限したり、停止したりする。		
県担当課	県庁	環境生活部 人権課 連絡先 059-224-2278	地域機関 —
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲
移譲の条件	特になし		
移譲の効果(メリット)	社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業のうち、隣保事業に係る届出の受理等を市町で行うことにより、届出を行う者の利便性が向上するだけでなく、市町の隣保事業との連携等が図りやすくなる。		

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
社会福祉法(隣保事業)	法第69条 第1項	第二種社会福祉事業の開始等をした者から、届出を受理する。(隣保事業に限る)	0	
	法第69条 第2項	届出事項の変更や事業の廃止があった場合、この旨の届出を受理する。(隣保事業に限る)	0	県における発生実績無し
	法第70条	社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等を行う。(隣保事業に限る)	0	
	法第72条 第1項、第2項、第3項	社会福祉事業経営の制限、停止命令を行う。(隣保事業に限る)	0	

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他	・これまで県において、隣保事業にかかる市町以外からの事業開始の届出実績はない。		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	市町
------	----

番号・名称	23	旅券法(旅券の交付)パッケージ
-------	----	-----------------

(1)基本情報

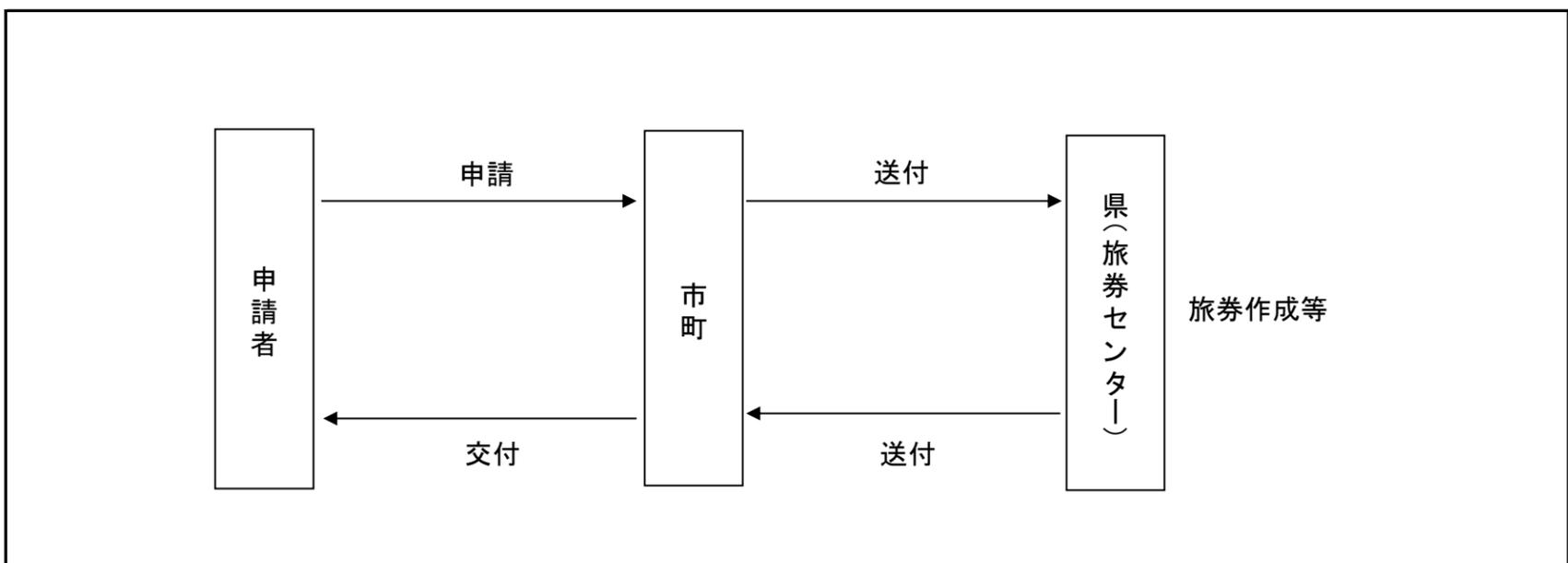
関係法令	旅券法		
事務内容	(概要) 旅券の発給に関する申請の受理、旅券の交付、還付		
	(内容) 旅券法、施行令、施行規則、処理基準に基づき、旅券に関する質問等に対する案内、申請書の受理及び審査を行う。また、旅券センターで作成された旅券を本人確認のうえ、交付する。		
県担当課	県庁	環境生活部 環境生活総務課	地域機関
		連絡先	
法定移譲先	—	条例による移譲実績	2市
移譲の条件	特になし		
移譲の効果(メリット)	住民にとって身近な窓口で申請、交付手続きが可能となり、また添付する書類等は市町で発行されるものが多いため、住民の利便性向上に役立つ。		

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
旅券法	第3条1項～5項 第8条1項～3項	旅券発給申請受理・交付	50,853	0.262
	第12条1項、3項	査証欄増補申請受理	168	0.262
	第17条1項～3項	紛失又は焼失の届出受理	318	0.262
	第19条5項、6項	旅券の返納の受理・還付	21	0.262

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	<input checked="" type="radio"/> 無（理由：円滑な窓口業務を行うため）	必要な職種、期間等	1週間程度
県職員派遣の必要性	有 <input type="radio"/> 無（理由：受入研修等に対応可能）	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>・原則、申請窓口は住民の居住する市町に限られる。ただし、居住する市町外への通勤、通学者に限り、県の窓口での申請、受理（旅券センターでの交付を含む）の手続きを行うことができる（H27年4月から運用開始）。</p> <p>・移譲開始時には、void機（穴空け機）等の初期費用が必要。この分は初年度経費として、県から移譲市町に交付する。（移譲開始年度のみ）</p>		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

市町

番号・名称	24	児童福祉法(小児慢性特定疾病医療にかかる書類の経由等)パッケージ
-------	----	----------------------------------

(1) 基本情報

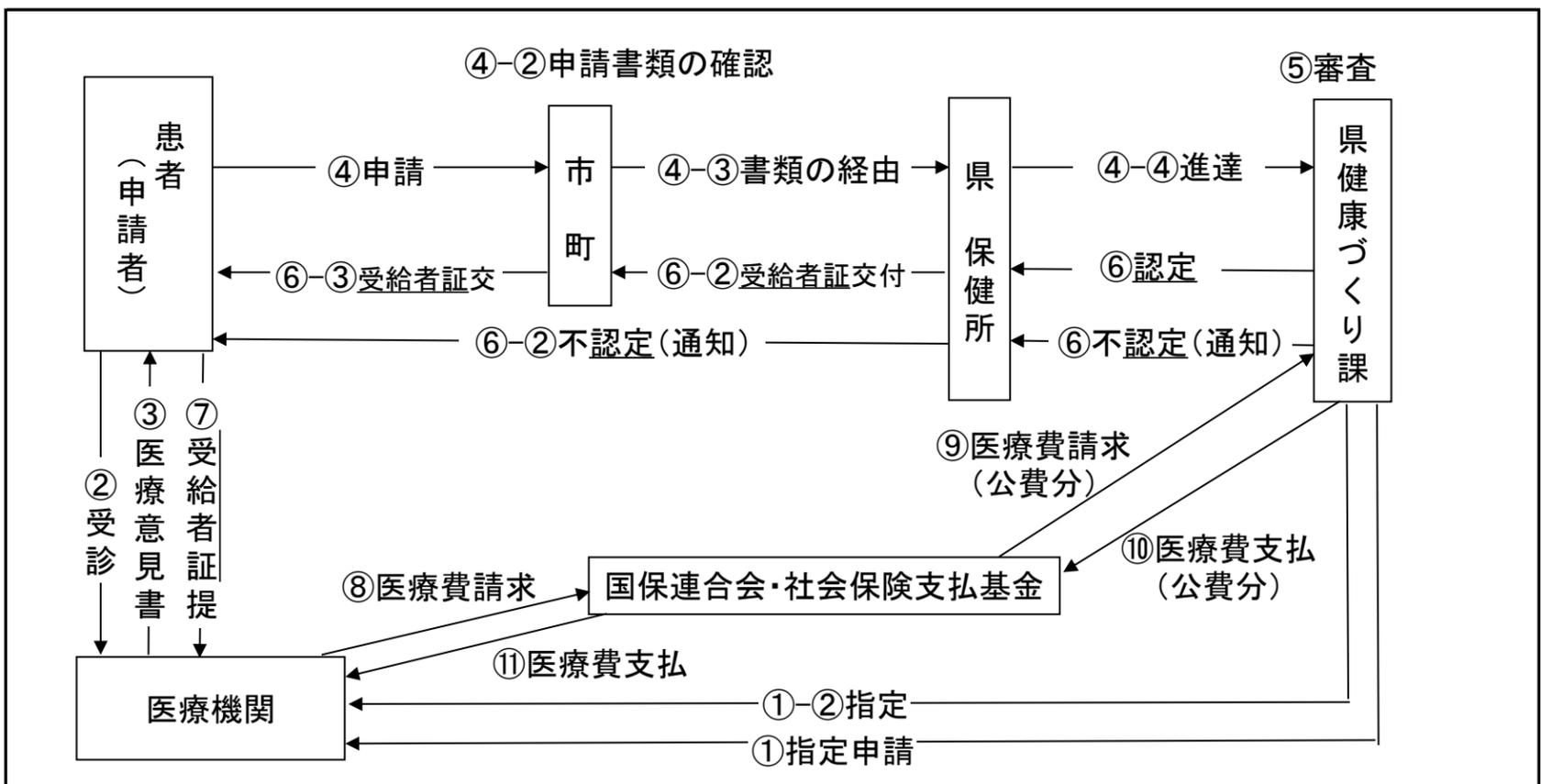
関係法令	児童福祉法		
事務内容	(概要) 小児慢性特定疾病医療受給者証交付申請書の受付、受給者証交付事務		
	(内容) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費について、医療費給付にかかる申請を受け付け、県に送付するとともに、県が発行する受給者証の交付を行う。		
県担当課	県庁	医療保健部 健康推進課	地域機関 各保健所(県)
		連絡先 059-224-2334	
法定移譲先	—	条例による移譲実績	1市
移譲の条件	特になし		
移譲の効果(メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ・より住民に近い場所で申請できるため、申請者の利便性向上につながる。 ・未熟児養育、育成医療と共通する証明書類等の一部を写しで可とすることにより、申請書の負担軽減につながる。 ・受付窓口を分散することにより、受診券継続申請時の混雑が緩和される。 		

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
児童福祉法	法第19条の2	小児慢性特定疾病医療費支給にかかる事務のうち、書類の提出の受理及び交付の経由事務	1,732	0.3

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	○小児慢性特定疾病医療費 国庫負担金交付要綱	内容 ○小児慢性特定疾病医療費の支給認定等について、適正かつ円滑な実施に関する事項
関連する国負担金要綱名	○小児慢性特定疾病医療費 国庫負担金交付要綱	内容 ○国1/2 都道府県等1/2
関連する県補助金要綱名		内容
現在策定の県要綱・要領等	○小児慢性特定疾病医療支 援事業実施要領	内容 ○小児慢性特定疾病医療費の支給認定等について、適正かつ円滑な実施に関する事項
必要な専門資格名		内容
必要な施設・設備・備品	申請書受付に要するスペース(受付机、待合場所)	理由 受給者証継続申請時期(7~8月)に申請者が集中するため
関係機関・団体		理由
市町職員受入研修の必要性	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等
県職員派遣の必要性	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等
事務処理上の課題・その他	<p>・当パッケージの移譲については、関連する「5難病の患者に対する医療等に関する法律(指定難病医療にかかる書類の経由等)パッケージ」を併せて移譲することが特に望ましい。</p> <p>・受付事務のみの場合でも、制度に関する知識や対象疾病に関する知識が必要となる。</p> <p>・移譲先市町を管轄している保健所との分担・連携について調整が必要である。</p> <p>※ 平成26年度に大幅な法改正がなされ、平成29年末に経過措置が終了した。今後は制度の見直しについて検討がなされること、マイナンバーの情報連携についてもすべてが本格運用には至っていないことから、当面の間は移譲を見合わせることにする。</p>	

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	市町
------	----

番号・名称	25	児童福祉法(一時預かり事業・病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務)パッケージ
-------	----	---

(1)基本情報

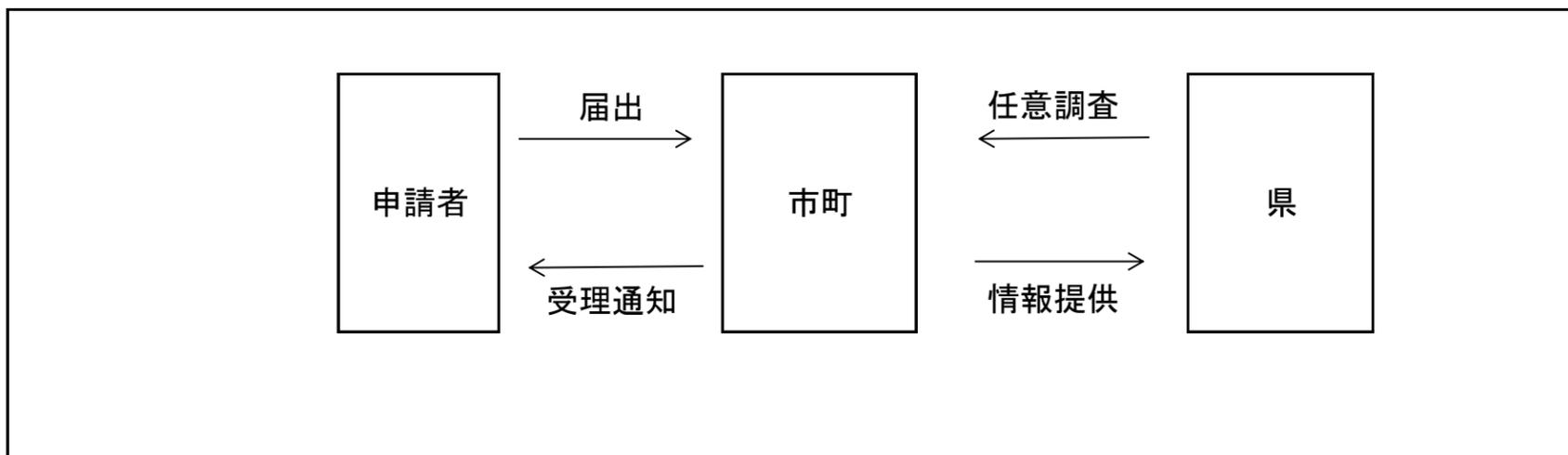
関係法令	児童福祉法			
事務内容	(概要) 一時預かり事業・病児保育事業に係る届出受理及び立入調査等の事務・権限			
	(内容) 一時預かり事業や病児保育事業を行う者からの開始、変更、廃止の届などを受け、受理した旨の通知を行う。 また、必要と認める場合は立入検査などを行い、基準違反をした者に対してその事業の制限又は停止を命ずる。			
県担当課	県庁	子ども・福祉部 少子化対策課	地域機関	—
		連絡先 059-224-2268		
法定移譲先	—	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	一時預かり事業及び病児保育事業は、市町が地域の実情に応じ、市町子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業である。 実際に事業を行う者にとっての相談窓口は市町であり、届出から指導監督までを一元的に市町で行うことで、より効率的な事務執行が行える。			

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
児童福祉法	第34条の12	一時預かり事業の開始届	17	0.3
	第34条の12②	一時預かり事業の変更届	1	0.3
	第34条の12③	一時預かり事業の廃止または休止届	1	0.3
	第34条の14	一時預かり事業を行う者に対して必要事項の報告を求める又は立入検査	0	—
	第34条の14③	基準に適合しない一時預かり事業を行う者に対する必要な措置命令	0	—
	第34条の14④	一時預かり事業の制限又は停止命令	0	—
	第34条の18	病児保育事業の開始届	4	0.3
	第34条の18②	病児保育事業の変更届	0	0.3
	第34条の18③	病児保育事業の廃止又は休止届	0	0.3
	第34条の18の2	病児保育事業を行う者に対して必要事項の報告を求める又は立入検査	0	—
	第34条の18の2③	病児保育事業の制限又は停止命令	0	—

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	H29.2.9付け事務連絡 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限の移譲について	内容 当該事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限については、条例による事務処理の特例により処理することができる旨の通知	
関連する国補助金要綱名	子ども・子育て支援交付金	内容 地域子ども・子育て支援事業に要する経費の補助を行うことにより、地域における子育て支援事業の推進を図る	
関連する県補助金要綱名	地域子ども・子育て支援事業費補助金	同上	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由:)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由:)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	特になし		

包括的権限移譲パッケージ

H31新規

移譲対象

市町

番号・名称	26	児童福祉法(認可外保育施設の届出提出先、立入調査等の事務)パッケージ
-------	----	------------------------------------

(1)基本情報

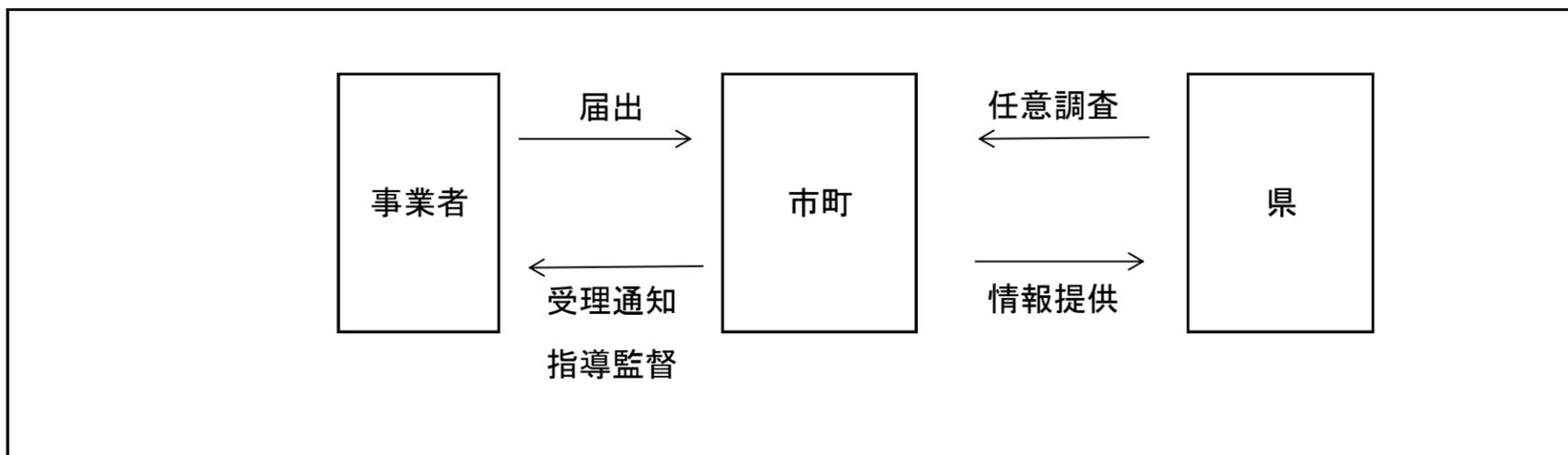
関係法令	児童福祉法			
事務内容	(概要) 認可外保育施設に係る届出受理及び立入調査等の事務・権限			
	(内容) 認可外保育施設の設置者から開始、変更、廃止の届出などを受理する。また、立入調査などを行い、基準違反をした認可外保育施設の設置者に対して、必要に応じて勧告や事業の停止を命ずる。			
県担当課	県庁	子ども・福祉部 少子化対策課	地域機関	—
		連絡先 059-224-2268		
法定移譲先	—	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	<p>子ども・子育て支援新制度下においては、地域のニーズに基づき、市町が実施主体となって保育事業を行うこととなっている。</p> <p>また、2019年10月から実施予定の「幼児教育・保育の無償化」において、認可外保育施設もその対象とされ、さらに、保育の質が保たれるよう、各市町が条例で対象となる認可外保育施設を定めることができる旨の方針が示されている。</p> <p>このような中、市町が認可外保育施設の開始の届出受理から指導監督までを一元的に行うことで、より効率的・効果的な事務執行が可能となる。また、認可外保育施設の設置者においても、より身近な市町が相談等の窓口となることで、事業の円滑な推進が可能となる。</p>			

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
児童福祉法	第59条第1項	認可外保育施設からの報告徴収、立入調査	85	2
	第59条第3項	認可外保育施設に対する勧告	0	0
	第59条第4項	勧告に従わなかった旨の公表	0	0
	第59条第5項、6項	認可外保育施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖命令	0	0
	第59条の2第1項	認可外保育施設の開始の届出の受理	28	0.5
	第59条の2第2項	認可外保育施設の変更・廃止等の受理	30	0.5
	第59条の2の5第1項	認可外保育施設の運営状況の報告の受理	129	0.5
	第59条の2の5第2項	認可外保育施設の運営状況等の公表	3	0.5

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 ○無 (理由:現状、県の立入調査に市町職員も同行してもらっているため。)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 ○無 (理由:同上)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	2019年10月から実施予定の「幼児教育・保育の無償化」において、市町は、認可外保育施設を把握し、施設が指導監督基準を満たすことの確認をする必要がある中、市町が認可外保育施設に対する権限を有することで地域のニーズに応じた対応が可能となることから、当該権限を有することの効果が大いに見込まれるため、新たにパッケージ化するものです。		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

福祉事務所を設置する町

番号・名称	27	児童福祉法(福祉事務所)パッケージ
-------	----	-------------------

(1)基本情報

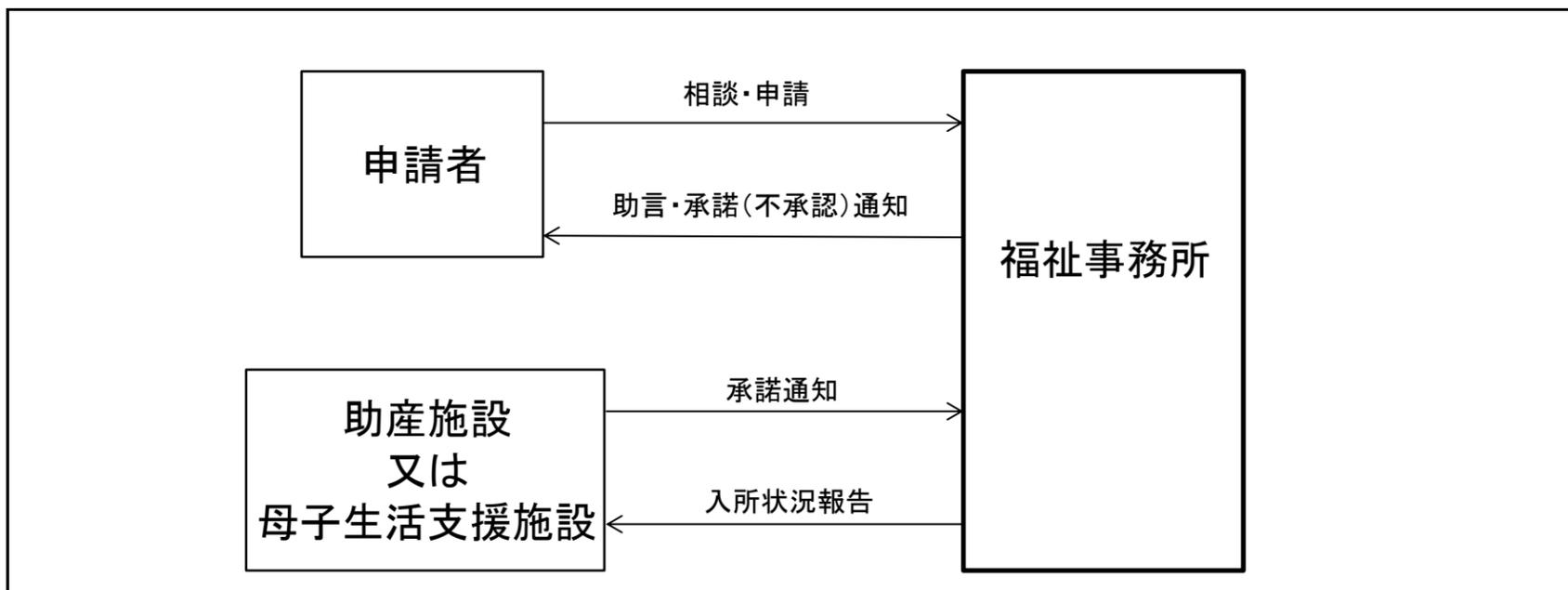
関係法令	児童福祉法		
事務内容	(概要) 助産、母子保護に関する相談、入所決定等にかかる事務		
	(内容) 経済的理由により入院助産を受けられない場合は、妊産婦の要請に基づき、助産施設での助産を受けさせる必要がある。また、配偶者のない女子等及び児童を母子生活支援施設に入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。		
県担当課	県庁	子ども・福祉部 子育て支援課	地域機関
		連絡先 059-224-2271	
法定移譲先	市、福祉事務所を設置する町	条例による移譲実績	—
移譲の条件	福祉事務所を設置する町		
移譲の効果(メリット)	住民に身近な町において事務を処理することで、母子保健等との連携が強化され、きめ細かな対応や状況把握が可能となる。		

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
児童福祉法	第22条第1項	助産施設への入所		
	第22条第3項	助産の実施の申し込みの推奨	助産の実施延件数(県福祉措置分):0件	
	第22条第4項	助産施設に関する情報の提供		
	第23条第1項	母子生活支援施設への入所の措置		
	第23条第3項	所管区域外の母子生活支援施設への入所についての必要な連絡及び調整		
	第23条第4項	母子保護の実施の申し込みの推奨	母子保護の実施延件数(母子生活支援施設における各月初日現在の延入所世帯数)(県福祉措置分):43世帯	不詳
	第23条第5項	母子生活支援施設に関する情報の提供		
	第51条第1項	町が行う助産の実施又は母子保護の実施に伴う費用(母子生活支援施設に係るものを除く。)の支給		
	施行規則第22条第1項	助産の実施の申請(法第22条第2項)		
	施行規則第22条第2項	母子保護の実施の申請(法第23条第2項)		
	施行規則第22条第6項	助産の実施又は母子保護の実施の申し込みの推奨(法第22条第3項及び第23条第4項)		
	施行規則第23条第1項	助産施設に関する情報の提供(法第22条第4項)		
	施行規則第23条第2項	母子生活支援施設に関する情報の提供(法第23条第5項)		
	施行規則第23条第3項	助産施設及び母子生活支援施設に関する情報の提供の方法(法第22条第4項及び第23条第5項)		

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名		内容
関連する国補助金要綱名		内容
関連する県補助金要綱名		内容
現在策定の県要綱・要領等		内容
必要な専門資格名		内容
必要な施設・設備・備品		理由
関係機関・団体		理由
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前説明・研修で対応可能)	必要な職種、期間等
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前説明・研修で対応可能)	必要な職種、期間等
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法にかかる施行細則などの規則制定が必要。 ・社会福祉法に基づく福祉事務所設置町村による事務であるため、事務にかかる経費は国からの地方財政措置がある。(県からの移譲交付金はない) ・当パッケージのみの移譲は不可(他の福祉事務所パッケージと同時移譲) 	

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

福祉事務所を
設置する町

番号・名称	28	母子及び父子並びに寡婦福祉法(福祉事務所)パッケージ
-------	----	----------------------------

(1)基本情報

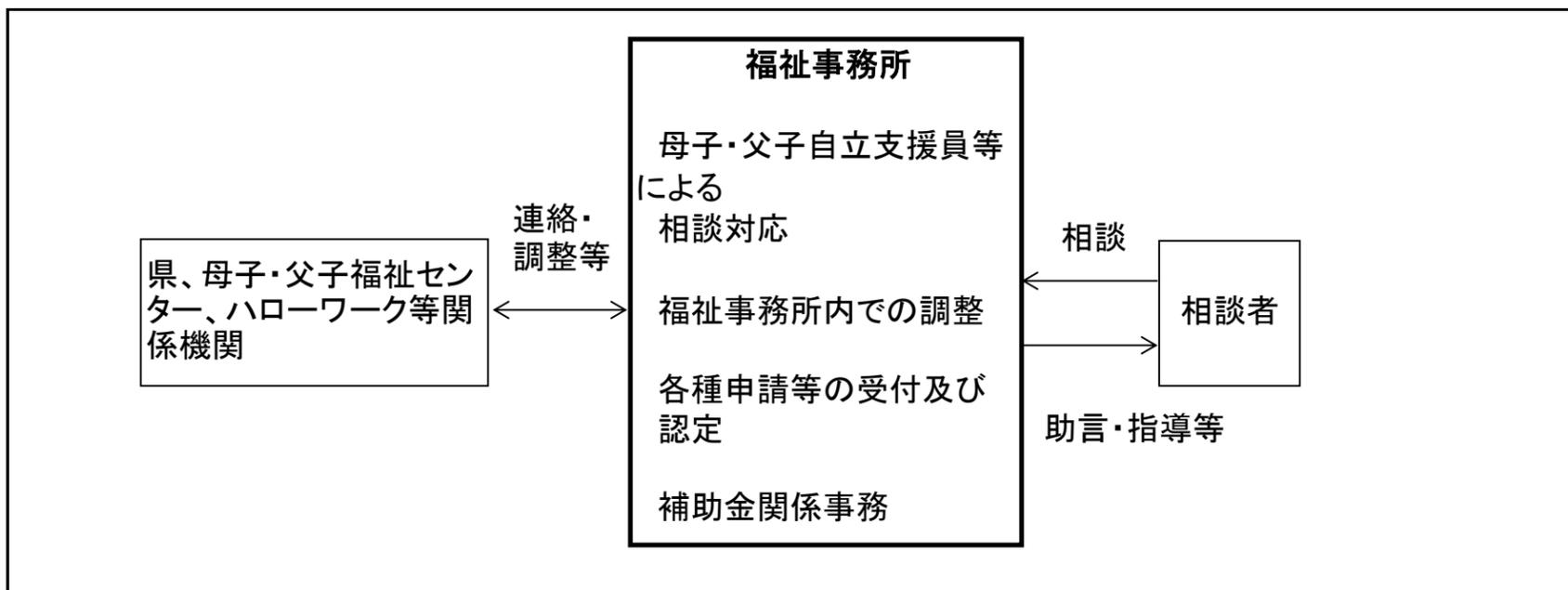
関係法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法		
事務内容	(概要) 母子・父子自立支援員にかかる事務		
	(内容) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、配偶者のない女子または男子で児童を扶養している者及び寡婦等の相談に応じて、自立に必要な情報の提供と指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動の支援を行う。		
県担当課	県庁	子ども・福祉部 子育て支援課	地域機関
		連絡先 059-224-2271	
法定移譲先	市、福祉事務所を設置する町	条例による移譲実績	—
移譲の条件	福祉事務所を設置する町		
移譲の効果(メリット)	・福祉事務所において、母子父子寡婦福祉資金貸付金の受付や母子父子家庭支援給付金の受付・認定等が可能となるため、母子・父子自立支援員等による相談から各種制度の利用申請までの手続きがワンストップで行うことができ、住民サービスの向上につながる。		

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第8条	母子・父子自立支援員の委嘱	3,344	1.4
	第9条第1項	母子家庭等及び寡婦の福祉に関する必要な実情の把握		
	第9条第1項	母子家庭等及び寡婦の福祉に関する相談、必要な調査及び指導、並びにこれらに付随する業務の実施		
	第12条	母子家庭等及び寡婦自立促進計画の策定又は変更		
	第31条	母子家庭自立支援給付金の支給		
	第31条の10	父子家庭自立支援給付金の支給		
	第42条第1項	母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用の支弁 父子家庭自立支援給付金の支給に要する費用の支弁		
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令	施行令第2条	法第8条ただし書きに規定する常勤できる母子・父子自立支援員(社会福祉主事、児童福祉司の知識経験を有する者)	3,344	1.4
	施行令第27条	法第31条に規定する自立支援教育訓練給付金		
	施行令第28条	法第31条に規定する高等職業訓練促進給付金		
	施行令第30条	令第27条から第29条に定める母子家庭自立支援給付金の支給に関する手続その他の必要な事項の省令への委任		
	施行令第31条の10	準用する令第27条から第29条に定める父子家庭自立支援給付金の支給に関する手続その他の必要な事項の省令への委任		
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則	施行規則第6条の6	令第27条に規定する自立支援教育訓練給付金の指定の申請手続	平成30年度母子自立支援員相談件数	1件あたりの年間平均所要時間
	施行規則第6条の7	令第27条に規定する自立支援教育訓練給付金の指定申請にかかる教育訓練の要否の調査及び教育訓練講座の指定		
	施行規則第6条の8	令第27条に規定する自立支援教育訓練給付金の支給の申請手続		
	施行規則第6条の9	令第27条に規定する自立支援教育訓練給付金の支給申請にかかる支給の要否の調査及び決定、通知		
	施行規則第6条の10	令第28条に規定する高等職業訓練促進給付金の支給の申請手続		
	施行規則第6条の11	令第28条に規定する高等職業訓練促進給付金の支給の申請にかかる支給の要否の調査及び決定、通知		
	施行規則第6条の14第1項	令第28条に規定する高等職業訓練促進給付金の受給者の養成機関における在籍状況又は出席状況の確認		
	施行規則第6条の14第2項	令第28条に規定する高等職業訓練促進給付金の受給者の所得の状況の確認		
	施行規則第6条の15	令第28条に規定する高等職業訓練促進給付金の支給決定の取消及び通知		

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名		内容
関連する国補助金要綱名		内容
関連する県補助金要綱名		内容
現在策定の県要綱・要領等		内容
必要な専門資格名		内容
必要な施設・設備・備品		理由
関係機関・団体	県、母子・父子福祉センター、ハローワーク等	理由
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:年3回実施している研修により対応可能)	必要な職種、期間等
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:年3回実施している研修により対応可能)	必要な職種、期間等
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく福祉事務所設置町村による事務であるため、事務にかかる経費は国からの地方財政措置がある。(県からの移譲交付金はない) ・当パッケージのみの移譲は不可(他の福祉事務所パッケージと同時移譲) 	

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

福祉事務所を
設置する町

番号・名称	29	児童扶養手当法(福祉事務所)パッケージ
-------	----	---------------------

(1)基本情報

関係法令	児童扶養手当法		
事務内容	(概要) 児童扶養手当の支給にかかる事務		
	(内容) 児童扶養手当法の規定に基づき、父母が離婚をした児童、父又は母が死亡した児童等を養育する場合に一定の基準で児童扶養手当を支給する。		
県担当課	県庁	子ども・福祉部 子育て支援課	地域機関
		連絡先 059-224-2271	
法定移譲先	市、福祉事務所を設置する町	条例による移譲実績	-
移譲の条件	福祉事務所を設置する町		
移譲の効果(メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場内で確認できるため、住民票等の添付資料を省略できる。 ・ 受付から認定まで町で一括して行えるため、事務処理の迅速化が図られる。 		

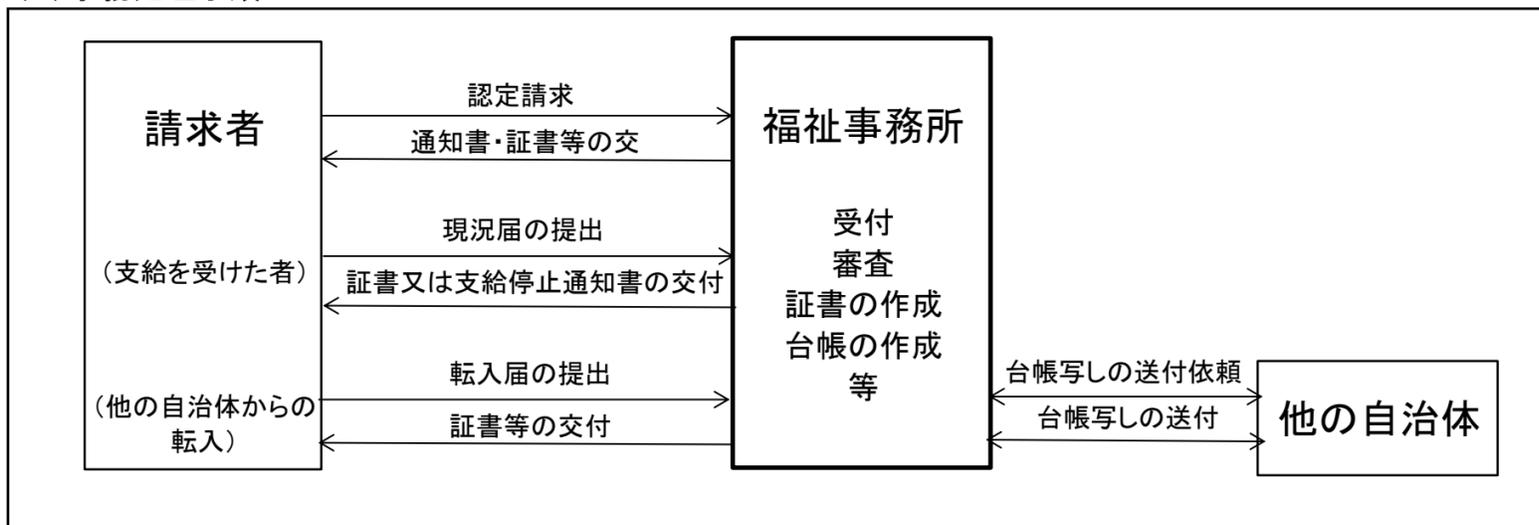
(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
児童扶養手当法	第4条	児童扶養手当の支給	(法第6条に含む)	
	第6条	児童扶養手当の受給資格及び手当の額の認定	179	4.8
	第8条	児童扶養手当の額の改定	115	1.5
	第12条第2項	児童扶養手当の返還の受理	(県実績なしのため時間不詳)	
	第13条の2	公的年金給付等の受給による全部又は一部の支給停止	28	1.1
	第13条の3第1項	期間による支給の制限	10	1.1
	第13条の3第2項	期間による支給の制限の適用除外	766	2.3
	第14条	受給資格者の義務違反による支給の制限	(県実績なしのため時間不詳)	
	第15条	受給者の未届けによる手当の支払い一時差し止め	(法第28条第1項に含む)	
	第16条	手当受給者の死亡における未支払の手当の支払い	(法第28条第2項に含む)	
	第22条	時効による受給資格の消滅	7	1.1
	第23条	不正利得の徴収	(県実績なしのため時間不詳)	
	第28条第1項	省令で定める事項の届出の受理(施行規則第2条～第14条)	(施行規則第2条～第14条に含む)	
	第28条第2項	手当を受給している者が死亡したときの届出の受理	3	1.2
	第29条第1項	受給資格者に対する調査	3	2.5
	第29条第2項	児童若しくは父の障害状態の調査	2	1.1
	第30条	受給資格者等にかかる資料の閲覧若しくは提供の請求、又は関係人等に対する報告の請求	10	0.5
児童扶養手当施行規則	施行規則第1条	法第6条に規定する児童扶養手当認定請求書及び添付書類の受理	(法第6条に含む)	
	施行規則第2条	法第8条第1項の規定による児童扶養手当の額の改定請求書及び添付書類の受理	(法第8条に含む)	
	施行規則第3条	法第8条第3項の規定による児童扶養手当額改定届の受理(準則第3-II 職権による減額改定を含む)	(法第8条に含む)	
	施行規則第3条の2第1項	法第9条第1項、第10条又は第11条の規定による児童扶養手当支給停止関係届の受理	29	1.1
	施行規則第3条の2第2項	法第9条第1項に規定する事由が消滅したときの児童扶養手当支給停止関係届の受理	29	1.1
	施行規則第3条の2第3項	法第12条第1項の規定による児童扶養手当被災状況書の受理	(県実績なしのため時間不詳)	
	施行規則第3条の3第1項	法第13条の2の規定による公的年金給付等受給状況届の受理	(法第13条の2に含む)	
	施行規則第3条の3第2項	法第13条の2の規定による事由が消滅したときの公的年金給付等受給状況届の受理	(法第13条の2に含む)	
	施行規則第3条の4	法第13条の3第2項の規定による一部支給停止の適用除外に関する届の受理	(法第13条の3第2項に含む)	
	施行規則第4条	児童扶養手当現況届及び添付書類の受理	1,621	1.1
	施行規則第4条の2	児童の障害の状態の届出の受理	(県実績なしのため時間不詳)	
	施行規則第5条	氏名変更の届出の受理	50	0.2
	施行規則第6条	住所変更の届出の受理	156	2.2
	施行規則第9条	児童扶養手当証書の再交付申請書の受理	17	0.2
	施行規則第10条第1	児童扶養手当証書亡失届の受理	(施行規則第9条に含む)	
	施行規則第10条第2	児童扶養手当証書亡失届提出後の証書の返納の受理	(県実績なしのため時間不詳)	
施行規則第11条	児童扶養手当資格喪失届の受理(準則第7-II 職権による資格喪失を含む)	196	0.5	
施行規則第12条	受給者死亡届の受理	(法第28条第2項に含む)		
施行規則第12条の3	届出に関する支給停止者への準用	(施行規則各条項に含む)		
施行規則第12条の4	法第16条の規定による未支払児童扶養手当請求書の受理	(法第28条第2項に含む)		
施行規則第13条	請求書、届書又は診断書提出時における添付書類としての児童扶養手当証書の受理	(施行規則各条項に含む)		
施行規則第16条第1	児童扶養手当認定通知書及び児童扶養手当証書の交付	(法第6条に含む)		

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
	施行規則第16条第2	児童扶養手当支給停止通知書の交付	(法第6条に含む)	
	施行規則第17条	児童扶養手当認定請求却下通知書の交付	0	4.8
	施行規則第18条第1	児童扶養手当額改定通知書の交付	(法第8条に含む)	
	施行規則第18条第2	手当額を改定した児童扶養手当証書の交付	(法第8条に含む)	
	施行規則第18条第3	手当額を改定するための児童扶養手当証書の提出命令	(県実績なしのため時間不詳)	
	施行規則第18条第4	提出命令により提出された児童扶養手当証書の手当額改定後の証書の交付	(県実績なしのため時間不詳)	
	施行規則第18条第6	児童扶養手当額改定請求却下通知書の交付	(県実績なしのため時間不詳)	
	施行規則第19条	児童扶養手当証書の訂正	(法第6条に含む)	
	施行規則第20条第1	児童扶養手当証書の再交付	(施行規則第9条に含む)	
	施行規則第20条第3	住所変更届を受理した場合の、変更前の手当の支給機関への通知	38	2.3
	施行規則第21条第1	支給制限事由が消えたと認定した場合の児童扶養手当証書の更新及び交付	(施行規則各条項に含む)	
	施行規則第21条第2	法13条の3第1項により、手当の一部を支給しない場合の児童扶養手当証書の更新及び交付	(法第13条の3第1項に含む)	
	施行規則第21条第3	再度支給制限事由に該当すると認定した場合の児童扶養手当支給停止通知書の交付	(施行規則第3条、第4条に含む)	
	施行規則第21条第4	法13条の3第1項により、手当の一部を支給しない場合の児童扶養手当支給停止通知書の交付	(法第13条の3第1項に含む)	
	施行規則第21条の2	未支払の手当にかかる児童扶養手当支払通知書の作成及び交付	(法第28条第2項に含む)	
	施行規則第22条第1	受給資格消滅時の児童扶養手当資格喪失通知書の交付	(施行規則第11条に含む)	
	施行規則第22条第2	児童扶養手当資格喪失通知書を交付する場合の児童扶養手当証書の提出命令	(県実績なしのため時間不詳)	
	施行規則第25条第1	口頭による請求書、届書又は申請書の受理	(県実績なしのため時間不詳)	
	施行規則第25条第2	口頭による請求書、届書又は申請書の作成、陳述者への読み聞かせ、陳述者とともに記名押印	(県実績なしのため時間不詳)	
その他	省令	「既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令」に規定する児童扶養手当証書の作成	(県認定分のため町は無関係)	

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領(昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)	内容:児童扶養手当等関係書類の審査要領を定めたもの
関連する国補助金要綱名	児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱	内容:児童扶養手当支払額の1/3を国が負担するもの
関連する県補助金要綱名	なし	内容
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容
必要な専門資格名	なし	内容
必要な施設・設備・備品	なし	理由
関係機関・団体	なし	理由
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前説明等に対応可能)	必要な職種、期間等
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前説明等に対応可能)	必要な職種、期間等
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> 認定に基づく証書・各種通知書や台帳の作成等が必要となってくるため、町において児童扶養手当法に基づく事務処理を行うシステムを構築する必要がある。 社会福祉法に基づく福祉事務所設置町村による事務であるため、事務にかかる経費は国からの地方財政措置がある。(県からの移譲交付金はない) 当パッケージのみの移譲は不可(他の福祉事務所パッケージと同時移譲) 	

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

福祉事務所を設置する町

番号・名称	30	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(福祉事務所)パッケージ
-------	----	--------------------------------

(1) 基本情報

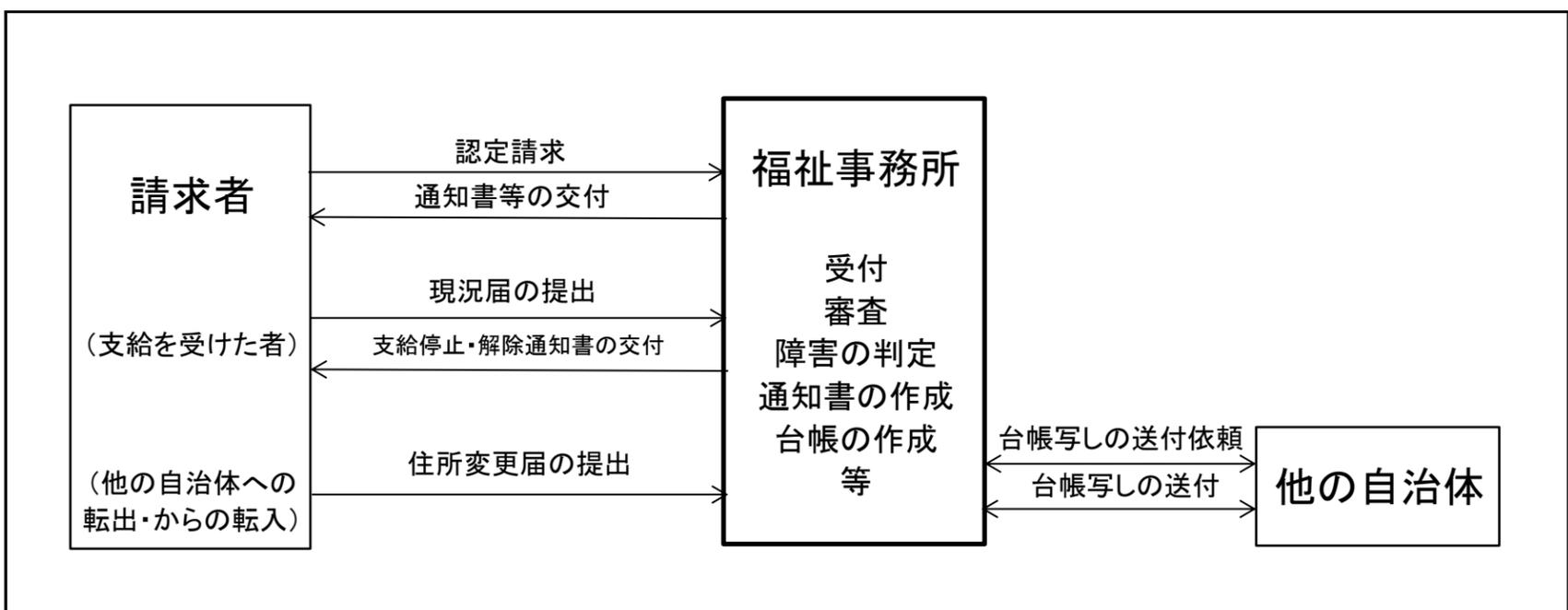
関係法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		
事務内容	(概要) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の支給にかかる事務		
	(内容) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定に基づき、重度の障がい者及び障がい児に対する障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の支給について、申請の受付、審査、支給等を行う。		
県担当課	県庁	子ども・福祉部 障がい福祉課	地域機関 北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、 紀北福祉事務所、紀南福祉事務所
		連絡先	
法定移譲先	市、福祉事務所を設置する町	条例による移譲実績	—
移譲の条件	福祉事務所を設置する町		
移譲の効果(メリット)	障害者手帳(身体、知的、精神)等の申請窓口である町で、特別障害者手当、障害児福祉手当に該当する可能性のある対象者を把握することができ、町において、一括して対応することが可能となることから、町の迅速かつ主体的な処理が可能となる。		

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第17条、第26条の2	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の支給	3,665	0.5
	第19条	障害児福祉手当・特別障害者手当の認定	34	2.0
	第20条、第21条	受給資格者・配偶者等の所得による支給の制限(現況調査含む)	5	1.0
	第24条	返還命令・不正利得の徴収	0	0.0
	省令第7,8,9,10,11条	氏名、住所変更、受給資格喪失届、受給者死亡の届出の受理及び通知	33	1.0

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	・障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則	内容	特別障害者手当等の支給に関する事務の取扱手続
関連する国補助金要綱名		内容	
関連する県補助金要綱名		内容	
現在策定の県要綱・要領等		内容	
必要な専門資格名		内容	
必要な施設・設備・備品		理由	
関係機関・団体		理由	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前説明・研修で対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前説明・研修で対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく福祉事務所設置町村による事務であるため、事務にかかる経費は国からの地方財政措置がある。(県からの移譲交付金はない) ・当パッケージのみの移譲は不可(他の福祉事務所パッケージと同時移譲) ・障害認定にかかる嘱託医の確保が必要である。 ・関連図書【改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き】 		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

市町

番号・名称 31 【重点移譲事務】農地法(農地転用の許可等)パッケージ

(1) 基本情報

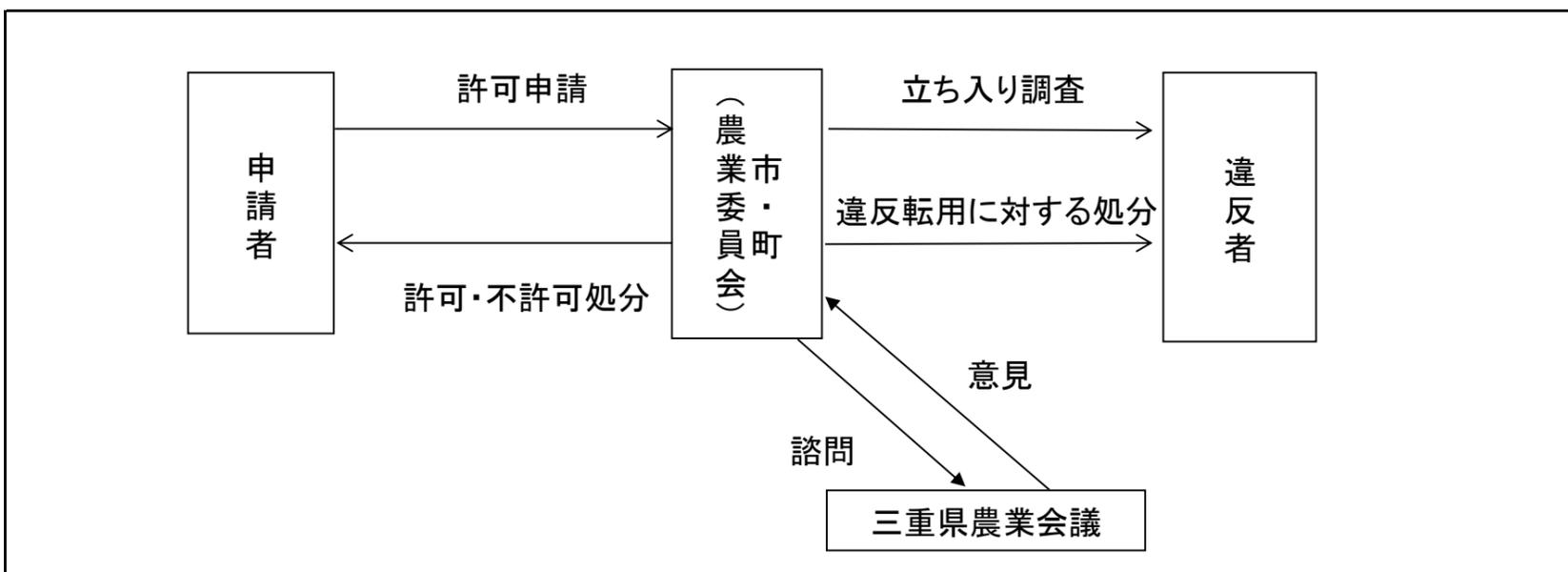
関係法令	農地法		
事務内容	(概要) 農地転用許可、監督処分等に関して都道府県と同等の権限を行使する		
	(内容) 農地法に基づく指定市町村の指定を受け、農地転用許可、農地等への立入、違反転用に対する処分を行う。		
県担当課	県庁	農林水産部 農地調整課	地域機関
		連絡先 059-224-2550	
法定移譲先	10市9町 (指定市町村)	条例による移譲実績	1市
移譲の条件	国に指定市町村の申請を行い、指定を受ける必要がある。 ※三重県事務処理特例条例による権限移譲実績がありますが、平成29年度からは、原則、三重県事務処理特例条例による権限移譲ではなく、指定市町村への移行を検討してください。		
移譲の効果(メリット)	地域の実情を最も把握し、地域住民に密接に関与している市町に対して農地に関する権限を行使することで、市町が策定する農振法に基づく農業振興地域整備計画をより総合的に企画できるとともに、事務処理に要する期間が短縮でき、住民サービスの向上につながる。		

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
農地法	4条・5条	農地等の転用許可に関する事務	399	3
	49条	農地法に基づく処分を行うために土地等に立入調査を行うことに関する事務	0	-
	50条	農業委員会等からの報告徴収	0	-
	51条	違反転用に対する処分	0	-

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	無（理由：事前研修等に対応可能）	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	無（理由：事前研修等に対応可能）	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	○当パッケージの移譲については、農地法第4条に基づく指定市町村の申請を国に行い、指定市町村の指定を受ける必要がある。		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	町
------	---

番号・名称	32	土地区画整理(建築行為の許可等)パッケージ
-------	----	-----------------------

(1) 基本情報

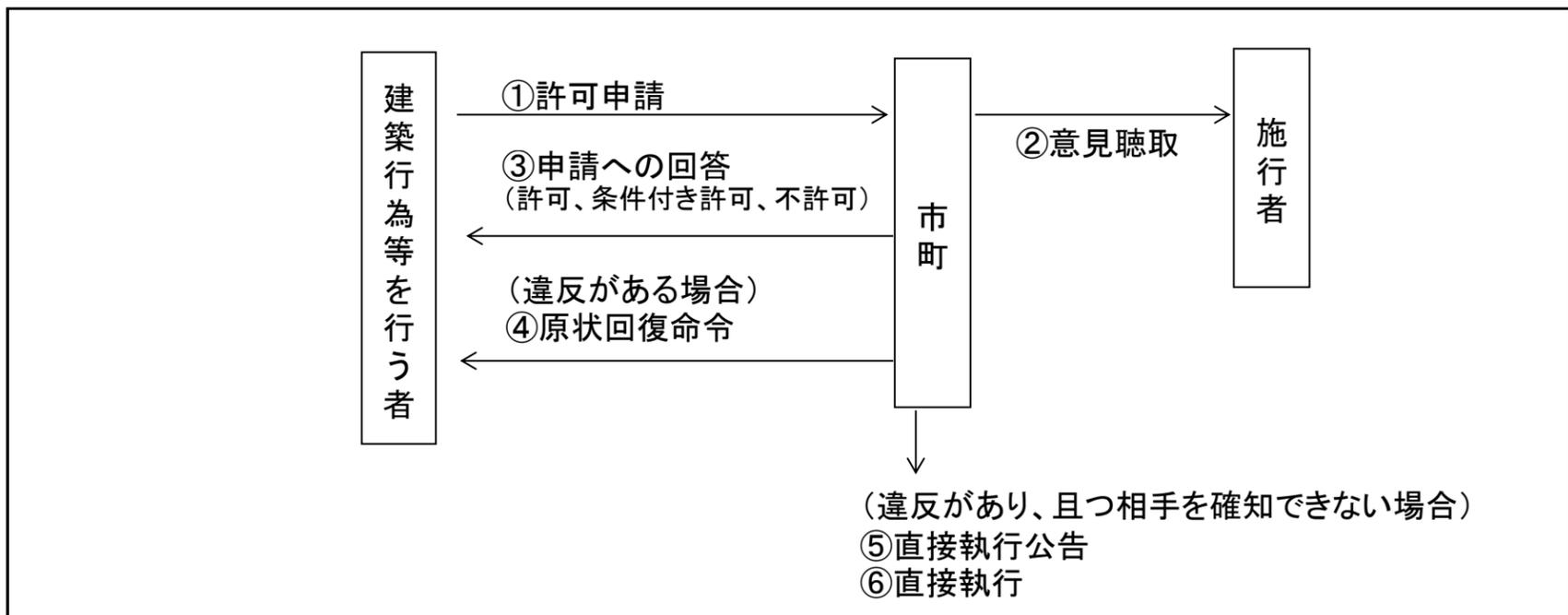
関係法令	土地区画整理法	H24. 4. 1法定権限移譲
事務内容	(概要) 土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	
	(内容) 土地区画整理法に基づき、土地区画整理事業施行地区内において、土地の形質の変更や建築物の建築等を行おうとする者に対して、これらの行為に許可を行うとともに、必要に応じて違反行為等に対する原状回復命令や、代執行措置を講じる。	
県担当課	県庁 県土整備部 都市政策課 連絡先 059-224-2751	地域機関 —
法定移譲先	市 条例による移譲実績	2町
移譲の条件	土地区画整理事業の施行がない場合には事務は発生しない	
移譲の効果(メリット)	住民に身近な市町において許可等の事務を行うことにより、事務処理の迅速化が図られるとともに、違反等に対してよりきめ細かな対応が可能となる。	

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
土地区画整理法	第76条 第1項	土地区画整理事業施行地区内において土地の形質の変更等を行おうとする者に対し、許可を行う。	0	2.7
	第76条 第2項	土地区画整理事業施行地区内において土地の形質の変更等の許可をするにあたり、施行者から意見聴取を行う。		
	第76条 第3項	土地区画整理事業施行地区内において土地の形質の変更等の許可をするにあたり、条件を付す。		
	第76条 第4項	土地区画整理事業施行地区内の土地の形質の変更等を無許可もしくは付された条件に反して行った者に対して、原状回復又は建築物等移転若しくは除却を命じる。	0	30.0
	第76条 第5項	土地区画整理事業施行地区内において土地の形質の変更等にかかる違反があり原状回復等を命じようとする場合で、命令の相手方を確知できないとき、公告の後に、その原状回復措置を行う。	0	—

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	土地区画整理必携 国土交通省 都市局 市街 地整備課 監修	内容 法、補助金制度に係るすべて	
関連する国補助金要綱名			
関連する県補助金要綱名	県土整備部関係補助金等交 付要綱	内容 土地区画整理事業補助金	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> 無 (理由:事前研修等で 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> 無 (理由:事前研修等で 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他			

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	町
------	---

番号・名称	33	都市計画法(都市計画施設等の区域内の建築等の許可)パッケージ
-------	----	--------------------------------

(1) 基本情報

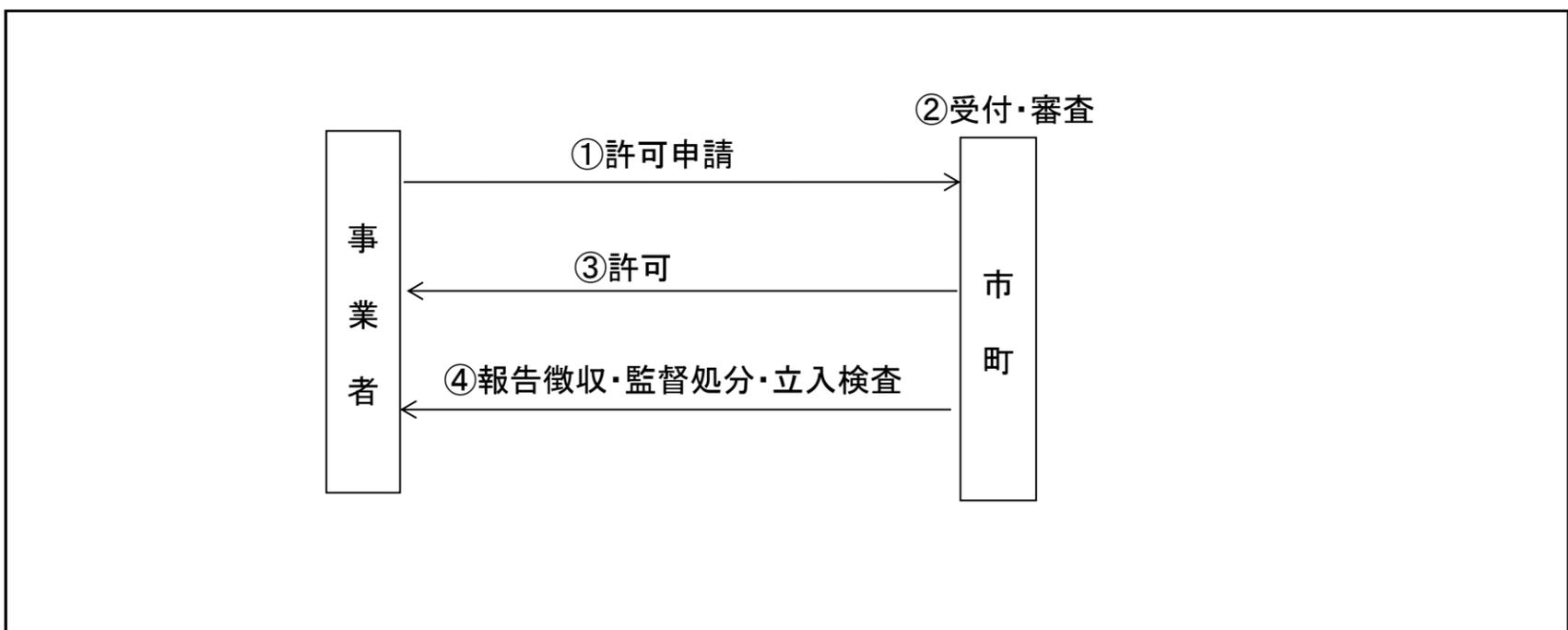
関係法令	都市計画法	H24.4.1法定権限移譲			
事務内容	(概要) 都市計画施設区域及び市街地と開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等				
	(内容) 都市計画法に基づき、都市計画施設又は市街地開発事業の区域内や都市計画事業地内において、建築物の建築を行おうとする者に対して許可を行う。また、違反して建築等を行った者に対し、必要に応じて許可の取消や、是正措置等を命じる。				
県担当課	県庁	県土整備部	都市政策課	地域機関	各建設事務所 建築開発(総務・管理)室
		連絡先	059-224-2718		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲		
移譲の条件	特になし				
移譲の効果(メリット)	住民に身近な市町において許可等の事務を行うことにより、事務処理の迅速化が図られ、また市町の自主性・自立性と地域住民のニーズをより反映したまちづくりが期待できる。				

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
都市計画法	第53条第1項	都市計画施設又は市街地開発事業の区域内において、建築物の建築等を行おうとする者に対して、建築の許可を行う。	3	3.0
	第65条第1項	都市計画事業地内において、事業施行の障害となるおそれがある建築等を行おうとする者に対して、建築等の許可を行う。	0	8.0
	第80条	報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言を行う。	0	68.0
	第81条	許可等の取消し等又は工事停止命令若しくは是正措置等の命令を行う。		
	第82条	法第81条の規定による権限を行うための立入検査を行う。		

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	名称：都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事務処理要領	内容：法第53条第1項の規定に基づく許可に関する事務について、必要な事項を定めている。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	名称：三重県、指定確認検査機関	理由：都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築確認申請書を三重県または指定確認検査機関が審査する場合、法第53条第1項が関係法令であるため。	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (無) (理由：事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (無) (理由：事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	特になし		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

町

番号・名称	34	公有地の拡大の推進に関する法律(土地の譲渡等)パッケージ
-------	----	------------------------------

(1) 基本情報

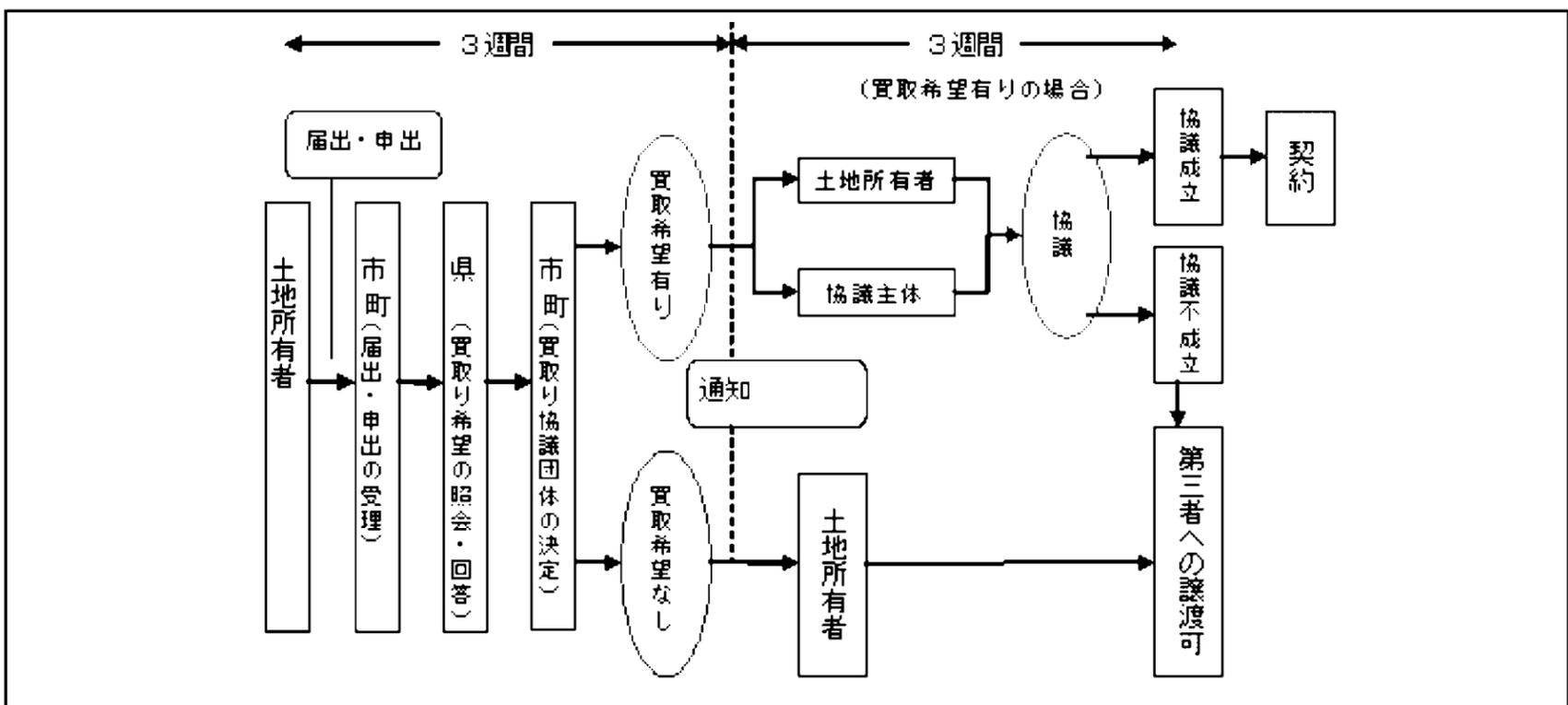
関係法令	公有地の拡大の推進に関する法律	H24. 4. 1法定権限移譲
事務内容	<p>(概要) 土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出受理、協議を行う団体の決定等</p> <p>(内容) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市計画施設の区域内等で一定規模以上の土地を譲渡する場合の届出や土地の買取り希望の申出を受理する。受理後、地方公共団体等に当該土地の買取りの希望の有無を照会し、土地買取りの協議を行う地方公共団体等を決定し、その旨を関係者に通知する。また土地買取りを希望する地方公共団体がない場合は、その旨通知する。</p>	
県担当課	県庁 県土整備部 公共用地課 連絡先 059-224-2661	地域機関 ー
法定移譲先	市	条例による移譲実績 未移譲
移譲の条件	特になし	
移譲の効果(メリット)	土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定を、市町の判断で行うことができ、事務の迅速化を図ることができる。	

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
公有地の拡大の推進に関する法律	第4条 第1項	都市計画施設の区域内等の土地を有償譲渡しようとする土地所有者からの届出の受理を行う。	3	1.5
	第5条 第1項	地方公共団体等による土地の買取りを希望する土地所有者からの申出の受理を行う。	4	
	第6条 第1項	土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、その旨を通知する。	3	
	第6条 第3項	土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨を通知する。	4	

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る三重県事務処理要領 ・三重県における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の要領を定めている ・申出にかかる面積について法では200㎡以上となっているが、三重県では政令に基づいて規則を定め、100㎡以上としている。 	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由:事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由:事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県では、申出にかかる面積について規則を制定し、100㎡以上として運用している。このため、権限移譲後も現在と同様の面積基準とするためには、移譲先において、申出にかかる面積を100㎡以上とする規則を制定する必要がある。 		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象	町
------	---

番号・名称	35	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(建替事業の認可等)パッケージ
-------	----	-------------------------------------

(1) 基本情報

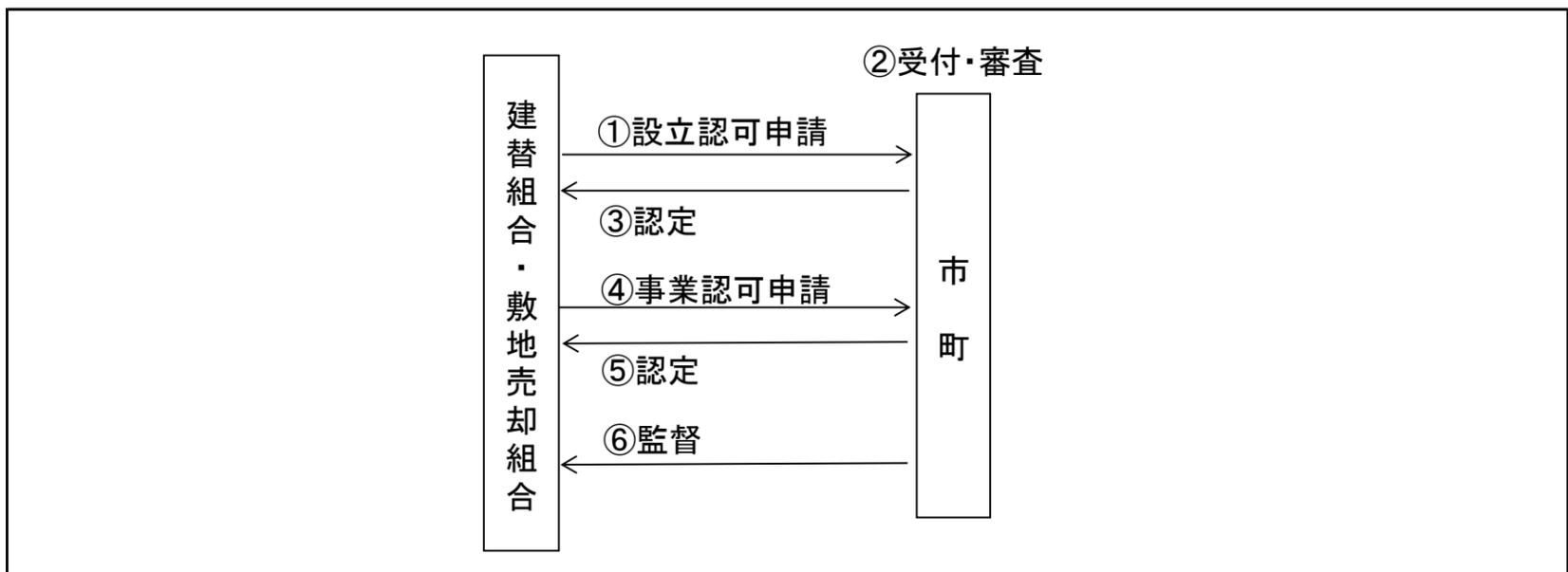
関係法令	マンションの建替え等の円滑化に関する法律		H24. 4. 1法定権限移譲	
事務内容	<p>(概要) マンション建替組合及びマンション敷地売却組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等</p> <p>(内容) マンションの建替え等の円滑化等に関する法律に基づき、マンションの所有者による建替組合及びマンション敷地売却組合の設立認可を行う。また個人で建替事業を行う者については、事業の認可を行う。さらに、建替組合等を監督し、必要な場合には、建替組合等への調査等を行い、措置命令、認可の取り消し等を行う。</p>			
県担当課	県庁	県土整備部 住宅政策課	地域機関	—
		連絡先 059-224-2720		
法定移譲先	市	条例による移譲実績	未移譲	
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	住民に身近な市町において認可等の事務を行うことにより、住民の利便性が向上するとともに、事務処理の迅速化が図られ、組合等への監督もきめ細かな対応が可能となる。			

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第9条 第1項	マンションの建て替えに合意した者からの申請に対し、マンション建替組合設立の認可を行う。	0	5.0
	第11条	事業計画の縦覧を行う。	0	3.0
	第14条 第1項	認可の公告を行う。	0	3.0
	第25条 第2項	理事長の氏名及び住所の公告を行う。	0	3.0
	第34条 第1項	マンション建替組合の定款又は事業計画変更の認可を行う。	0	5.0
	第38条 第4項	マンション建替組合及びマンション敷地売却組合(※)の解散の認可を行う。 ※マンション敷地売却組合については、第138条からの準用	0	5.0
	第38条 第6項	マンション建替組合及びマンション敷地売却組合(※)の認可取消しの公告を行う。 ※マンション敷地売却組合については、第138条からの準用	0	5.0
	第42条	マンション建替組合及びマンション敷地売却組合(※)の決算報告書の承認 ※マンション敷地売却組合については、第138条からの準用	0	3.0
	第45条 第1項	個人でマンション建替事業を施行しようとする者の申請に対し、事業の認可を行う。	0	10.0
	第49条 第1項	施行の認可の公告を行う。	0	3.0
	第50条 第1項	個人施行者の規準若しくは規約又は事業計画変更の認可を行う。	0	5.0
	第51条 第3項	規約の認可を行う。	0	5.0
	第54条 第1項	個人施行者のマンション建替事業のマンション建替事業の廃止及び終了の認可を行う。	0	5.0
	第57条 第1項	施行者が定めた権利変換計画の認可を行う。	0	3.0
	第94条 第1項	施行者による管理規約設定の認可を行う。	0	5.0
	第97条 第2項	施行の促進を図るため必要な措置の命令を行う。	0	5.0
第98条	マンション建替組合に対する監督(必要がある場合の事業・会計状況の検査、措置命令、設立認可の取消、組合員の投票等)を行う。	0	10.0	
第99条	個人施行者に対する監督(違反の事実がある場合の措置命令、事業認可の取消等)を行う。	0	10.0	

第104条	要除却認定マンションの区分所有者に対して、必要な指導及び助言等を行う。	0	10.0
第110条	決議要除却認定マンションの買取計画の認定を行う。	0	10.0
第114条	認定買受人に対する認定買受計画にかかる買受等の状況の報告徴収等を行う。	0	10.0
第115条	決議要除却マンションに居住していた区分所有者及び賃借人の居住の安定確保を図るため必	0	10.0
第121条	マンション敷地売却組合の設立の認可を行う。	0	10.0
第123条	マンション敷地売却組合の設立の認可の公告を行う。	0	10.0
第134条	マンション敷地売却組合の定款又は資金計画変更の認可を行う。	0	10.0
第144条	分配金取得計画の認可を行う。	0	10.0
第145条	分配金取得計画変更の認可を行う。	0	10.0
第161条	マンション敷地売却組合に対する監督(必要がある場合の事業・会計状況の検査、措置命令、設	0	10.0

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	マンションの建替え等の円滑化等に関する法律の施行について	内容 マンションの建替え等の円滑化等に関する法律の運用について定めたもの	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input type="radio"/> (理由: 専門的知識不要)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input type="radio"/> (理由: 専門的知識不要)	必要な職種、期間等	

<p>事務処理上の課題・その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同法はH14年に施行、H26年に改正（法律名の変更、敷地売却事業及びこれを行う組合を設立できることとする規定の追加等）。マンションの老朽度や区分所有者の改善ニーズとその可能性を踏まえ、管理組合において十分議論し、法定手続きに基づき建替え決議を得て権利変換等を経ながら分譲マンションの建替えを行うもの。 ・マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正(H23.8.30)に伴い、H24.4.1付けで全市に権限委譲。 ・現時点で県内では法定での建て替え実績がないが、今後発生する可能性はあり、地域における分譲マンションの建替え気運の動向等に注視が必要。 ・各市及び移譲を受ける町の市街地再開発等の担当者は、適宜研修等に参加し、マンション管理・建て替え等に関する知識を習得していくことが望ましい。
---------------------	--

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

市町

番号・名称	36	【重点移譲事務】都市計画法(開発許可)パッケージ
-------	----	--------------------------

(1) 基本情報

関係法令	都市計画法		
事務内容	(概要) 開発許可にかかる事務		
	(内容) 開発申請があった場合に、都市計画法や各種条例に基づき、その立地要件や技術的な審査を行い、開発の許認可業務を行う。		
県担当課	県庁	県土整備部 建築開発課 連絡先 059-224-3087	地域機関 各建設事務所建築開発室(課)
法定移譲先	施行時特例市	条例による移譲実績	4市
移譲の条件	特になし		
移譲の効果(メリット)	権限移譲を受けた市・町は都市計画法に規定する条例制定権(第34条第1項第11号等)を得ることとなり、地域(市・町)の土地利用に関するマスタープラン・人口動向等の実情に合わせ、柔軟かつきめ細かな開発事務の遂行ができる。		

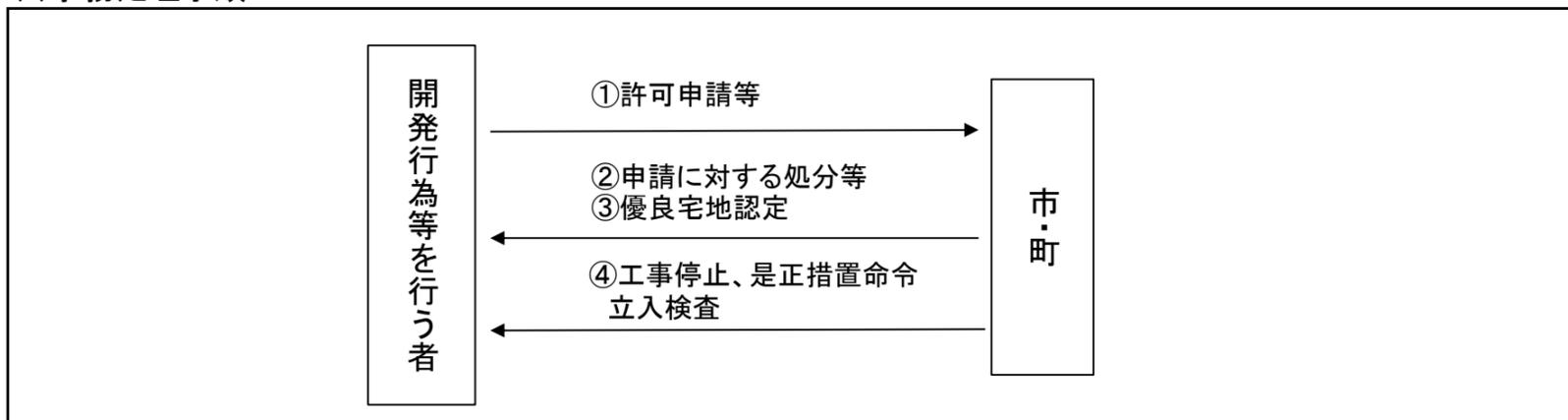
(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)	
都市計画法	29条(1項)	許可事務(市街化調整区域 1ha未満)	189	46	
	29条(1項)	許可事務(市街化調整区域 1ha以上)		103	
	29条(1項)	許可事務(市街化区域 1ha未満)		40	
	29条(1項)	許可事務(市街化区域 1ha以上)		51	
	29条(2項)	許可事務(都市計画区域外 1ha以上)		2	51
	34条(13号)	所有権以外の届出		0	3
	34条の2	協議事務(市街化調整区域 1ha未満)	0	46	
	34条の2	協議事務(市街化調整区域 1ha以上)		103	
	34条の2	協議事務(市街化区域 1ha未満)		40	
	34条の2	協議事務(市街化区域 1ha以上)		51	
	34条の2	協議事務(都市計画区域外 1ha以上)		0	51
	35条の2(2項)	変更許可申請書	44	14	
	35条の2(3項)	変更届出	114	5	
	36条(1項)	工事完了届出	191	8	
	37条	公告以前の建築許可	18	4	
	38条	工事廃止届出	0	1	
	41条(1項)	建物の建ぺい率等の指定	9	1	
	41条(2項)	" の許可	0	2	
	42条	開発許可を受けた土地における建築等の制限	15	13	
	43条(1項)	新設許可申請書	108	32	
	43条(3項)	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の国等との協議	1	32	
	45条	地位の承継の承認	1	2	
	46条	開発登録簿の調製・保管	-	3	
47条	開発登録簿の閲覧・交付	203	3		
81条	監督処分	-	68		
規則	60条	適合証交付申請書	112	2	

宅開条例	第7条	宅地開発事業の確認	1	46
	第9条	同 変更	1	30
	12条	工事検査申請書の受理	4	2
	12条の2	公告以前の建築承認	0	4
	11条(1項)	変更届の受理	0	5
	11条(2項)	事業承継届の受理	0	2
	13条(各項)	工事停止命令、是正措置命令	0	30
	14条	立入検査	0	68
租税特別措置法	63条(3項5号イ) 同 7号イ	優良宅地認定(法人、短期)	0	4.3
	28条の4(3項5号イ) 同 7号イ	優良宅地認定(個人事業者、短期)	0	4.3
	62条の3(4項14号ハ)	優良宅地認定(法人、長期)	1	3.3
	31条の2(2項14号ハ)	優良宅地認定(個人、長期)	0	3.3
	63条(3項6号) 同 7号ロ	優良住宅認定(法人、短期)	0	2.4
	28条の4(3項6号) 同 7号ロ	優良住宅認定(個人事業者、短期)	0	2.4
	62条の3(4項15号二)	優良住宅認定(法人、長期)	0	2.4
	31条の2(2項15号二)	優良住宅認定(個人、長期)	0	2.4

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名		内容
関連する国補助金要綱名		内容
関連する県補助金要綱名		内容
現在策定の県要綱・要領等	開発許可制度事務ハンドブック 宅地等開発事業に関する技術 マニュアル	内容
必要な専門資格名		内容
必要な施設・設備・備品		理由
関係機関・団体		理由
市町職員受入研修の必要性	<input checked="" type="radio"/> 無 (理由:実務研修)	必要な職種、期間等 土木又は建築職 事務所及び県庁各1年
県職員派遣の必要性	<input checked="" type="radio"/> 無 (理由:体制づくり)	必要な職種、期間等 建築職 2年
事務処理上の課題・その他	・許可手数料が発生するため、市町の手数料条例の改正が必要。(手数料は市町の収入となり、県からの特例処理事務交付金は、この分を差し引いて交付される。)	

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

市町

番号・名称	37	【重点移譲事務】景観法(景観行政団体)パッケージ
-------	----	--------------------------

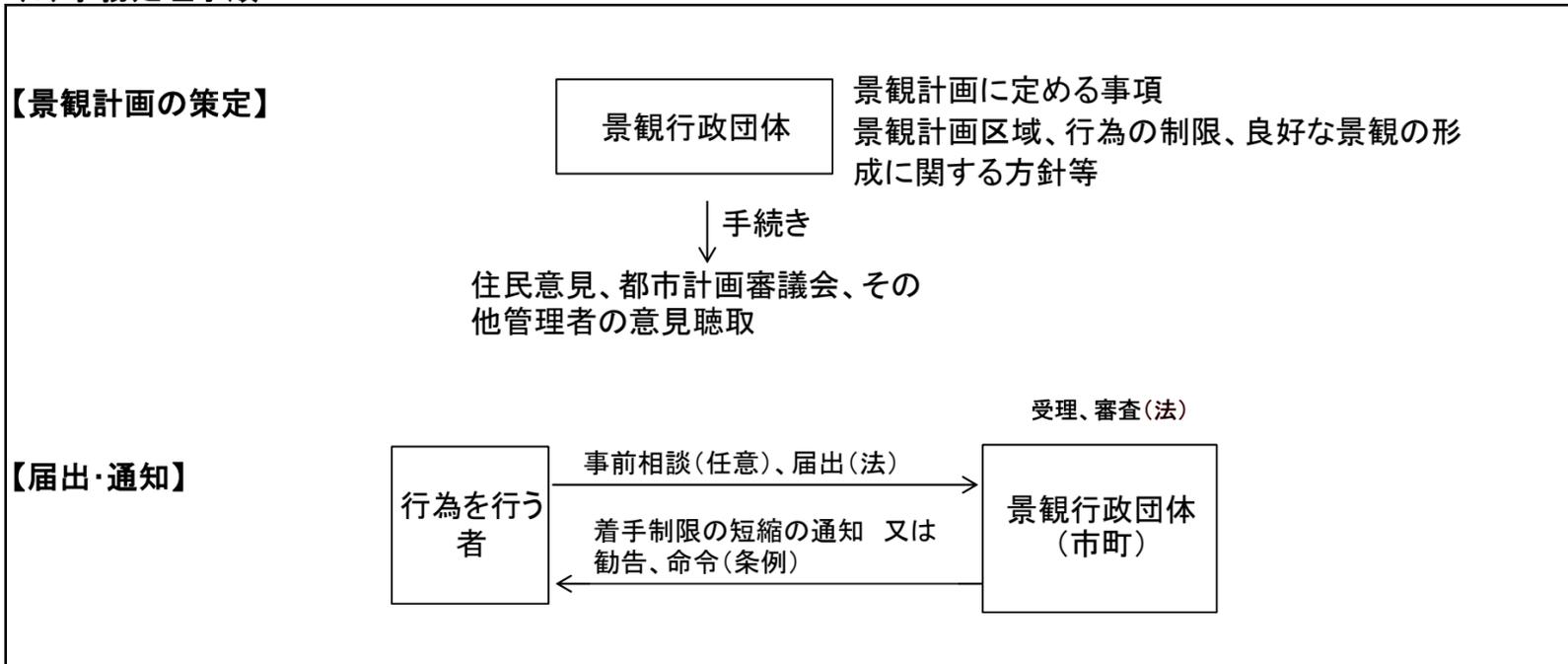
(1)基本情報

関係法令	景観法		
事務内容	(概要) 景観行政事務の処理		
	(内容) 良好な景観の形成を促進するため、景観法に基づく景観計画の策定に関する事務のほか、景観計画に定める景観行政の推進に関する事務、その他景観計画に定める行為に関する届出(通知)の受理・審査事務を行う。		
県担当課	県庁	県土整備部 都市政策課	地域機関
		連絡先 059-224-2748	
法定移譲先	10市※R2.5.1~(景観行政団体)	条例による移譲実績	—
移譲の条件	特になし		
移譲の効果(メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観行政は、地域の特性を把握し、最も住民に近い基礎自治体である市町が中心的な役割を担うことが望ましい。 ・市町は県よりも行政区域が小さいため、地域の実情に即した規制誘導方策や景観に配慮した整備方策の策定、普及啓発など、きめ細かな対応が可能である。 ・届出書の審査機関が市町になると、行為を行おうとする場所と申請窓口が同一市町となり、審査に要する時間が短縮され、届出者の申請や相談にかかる利便性が向上する。 ・市町の都市計画、観光振興などと一体的に景観行政を推進し、総合的な魅力あるまちづくりを行うことにより、市町のイメージアップ、住民の地域への誇りや愛着などの意識の高揚が図られ、交流人口の増加につながることを期待できる。 		

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
景観法	第2章第1節(第8条~第15条)	景観計画の策定等(景観計画に定める必須事項及び選択事項、手続き、住民提案等について規定)	0	1000
	第2章第2節(第16条~第18条)	行為の規制等(景観計画には必ず定める必要がある)策定後は届出(・通知)事務の処理(受理・審査)が必要	198	1.5
	第2章第3節(第19条~第46条)	景観重要建造物・樹木の指定等(景観計画には指定の方針を記述。方針に基づき指定していく)	0	景観計画の策定に含む
	第2章第4節(第47条~第54条)	景観重要公共施設の整備等(景観計画に整備や占用許可の基準を記述。方針に基づき管理者が実施)	0	
	第4章(第81条~第91条)	景観協定(景観計画区域内の一団の土地の所有者等による自主的な協定の認可)	0	10
	第5章(第92条~第96条)	景観整備機構(公益法人やNPOを良好な景観の形成を担う主体として位置付け、指定)	0	10

※ 景観法に基づく法定権限移譲をすることにより、上記条項が全て移譲されることになる。

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	景観法運用指針	内容: 法の解釈・運用に係る原則的な考え方	
関連する国補助金要綱名	社会資本整備総合交付金 ※景観まちづくり刷新支援事業(H29新設)	内容: 地方公共団体が行う社会資本の整備、その他の取組を支援 ※地方公共団体が行う景観資源の保全・活用、インフラ整備を支援	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	三重県景観計画(熊野川流域景観計画) 三重県景観計画に基づく公共事業等に係る通知取扱要綱	内容: 景観法に基づき、景観計画区域・行為の制限・方針等を定めている。 国や地方自治体が行う公共事業にかかる景観行政団体への通知	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	三重県建築士会	理由: 景観法に基づき景観整備機構に指定	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由: 事前研修等に対応可能。必要に応じて県への相談可)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由: 事前研修等に対応可能。必要に応じて県への相談可)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな規制誘導方策については、地域住民への説明会などによる意見聴取等が必要。 ・景観法に基づく法定権限移譲であるため、県からの交付金等の財政措置はない。 		

包括的権限移譲パッケージ

移譲対象

市町

番号・名称	38	【重点移譲事務】屋外広告物条例(屋外広告物の許可事務等)パッケージ
-------	----	-----------------------------------

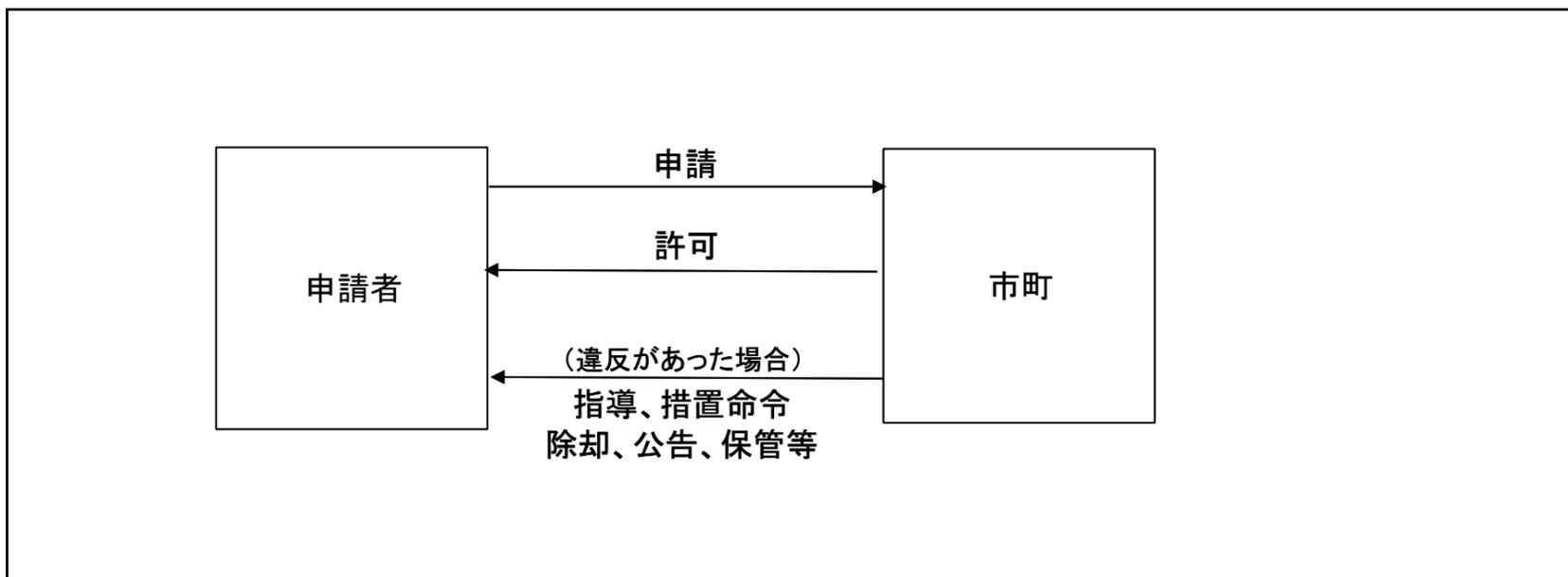
(1)基本情報

関係法令	三重県屋外広告物条例		
事務内容	(概要) 屋外広告物の表示等にかかる許可事務等		
	(内容) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置にかかる許可事務(許可手数料の徴収、三重県屋外広告物条例に定める基準への適合確認、建築基準法・道路法・自然公園法等との整合性の確認等)や違反屋外広告物の是正指導等の事務を行う。		
県担当課	県庁	県土整備部 都市政策課	地域機関 各建設事務所管理課
		連絡先 059-224-2748	
法定移譲先	—	条例による移譲実績	4市2町
移譲の条件	特になし		
移譲の効果(メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は地域の景観を構成する重要な要素であるため、屋外広告物行政は、最も住民に近い基礎自治体である市町が中心的な役割を担い、景観行政と一体的に取り組むことが望ましい。 ・市町は県建設事務所よりも対象区域が小さいため、きめ細かな対応(パトロールや現地確認、是正指導)が可能となる。 ・許可申請の審査機関が市町になると、広告物の設置場所と申請窓口が同一市町となり、業者の申請や相談にかかる利便性が向上する。 		

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H30年度県内件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
三重県屋外広告物条例	第5条第1項 第6条第4項、第5項 第10条第3項 第11条	広告物の表示又は掲出物件の設置の許可 許可期間満了後の継続許可 第10条第3項の許可に必要な報告書の受理	31,480	0.5
	第6条第6項	はり紙その他これに類するもののうち、10日以内に除却する旨を表示して設置する届出の受理	9	
	第8条の4	屋外広告物沿道景観地区における指導、助言、勧告	0	
	第10条第1項	第5条第1項、第6条第4項、第5項の許可をする場合の条件の付与	0	
	第12条第1項	第5条第1項、第6条第4項、第5項の許可を受けた者が、広告物又は掲出物件を変更又は改造する場合に必要な許可	125	
	第12条第2項	第12条第1項の許可をする場合の条件の付与	0	
	第17条	条例の規定により許可を受けた者の許可の取消	0	上記許可関係事務に含む
	第19条第1項、第2項、第3項	第3条から第5条、第7条、第15条、第18条の規定に違反した者への措置命令	0	
	第19条の2第1項、第2項、第4項、第6項	第19条第2項の規定により除却した広告物等に関する公告及び保管、売却、廃棄等	0	2.0
	第20条第1項	広告物の表示又は掲出物件の設置等を行う者から、報告、資料提出の要求又は立入検査	1,006	上記許可関係事務に含む
	第22条	条例の規定による許可に係る広告物の表示等について、変更等を行う場合の届出の受理	803	
	第27条	屋外広告業を営む者に対する指導、助言、勧告	(20条第1項に含む)	
第27条の5第2項	広告主に対する指導・助言			
第27条の6第1項、第2項、第3項、第4項	広告主等に対する必要な措置実施等の勧告、指導に従わない場合の氏名等の公表、意見を述べる機会の付与	0		

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	パソコン	理由: 許可台帳システム	
関係機関・団体	三重県屋外広告美術協同組合	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等 で対応可能。必要 に応じて県への相 談可)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等 で対応可能。必要 に応じて県への相 談可)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・許可手数料が発生するため、市町の手数料条例の改正が必要。(手数料は市町の収入となり、県からの特例処理事務交付金は、この分を差し引いて交付される。) ・条例に違反した屋外広告物があり、是正指導に従っていただけない業者がいる。 		